

Think tank

2019
5
No.168

企業訪問 トップに聞く『飛耳長目』

第35回 ハヤシ商事株式会社

代表取締役社長 坂本 英輔 氏

寄稿 外国人労働者受入れ政策の新展開と今後の課題

—人口減少先進県・高知の出番—

四銀地域経済研究所 客員研究員

高知短期大学名誉教授 福田 善乙 氏

寄稿 海外トレーニーを振り返って

～ベトナム・インドネシア事情～

四国銀行コンサルティング部 三宮 夏樹 氏

特別調査 高知県内企業のソーシャルメディア活用に関する調査

～活用企業で、販路拡大や採用希望者増などにプラス効果～

四銀地域経済研究所 主任研究員 河井 信典

調査 第144回 高知県内企業の景況調査

税務コーナー ◆ 平成31年度税制改正（大綱・法律案）



四銀

経営情報

2019
No.168

5

目次

内 容

- | | |
|----|--|
| 1 | 企業訪問 トップに聞く『飛耳長目』
第35回 ハヤシ商事株式会社
代表取締役社長 坂本 英輔 氏 |
| 10 | 寄稿
外国人労働者受入れ政策の新展開と今後の課題
—人口減少先進県・高知の出番—
四銀地域経済研究所 客員研究員
高知短期大学名誉教授 福田 善乙 氏 |
| 35 | 寄稿
海外トレーニーを振り返って
～ベトナム・インドネシア事情～
四国銀行コンサルティング部 三宮 夏樹 氏 |
| 43 | 特別調査
高知県内企業のソーシャルメディア活用に関する調査
～活用企業で、販路拡大や採用希望者増などにプラス効果～
四銀地域経済研究所 主任研究員 河井 信典 |
| 47 | 調査 第144回 高知県内企業の景況調査 |
| 59 | 税務コーナー
◆ 平成31年度税制改正(大綱・法律案) |
| 62 | 経済動向 |
| 63 | ……国内経済 |
| 65 | ……四国経済 |
| 68 | ……高知経済 |
| | ……徳島経済 |
| 73 | 経済日誌 |
| 74 | ……(国内・海外) |
| | ……(高知県内) |

企業訪問 トップに聞く

第35回

ひ じ ちょう もく
飛耳長目

ハヤシ商事株式会社

代表取締役社長 坂本 英輔 氏

(取引店：四国銀行高岡支店)



ハヤシ商事株式会社は、昭和33(1958)年の設立以来、中小企業ならではの強みを活かし、多品種少量生産、付加価値を高めた商品開発に取り組んで来た家庭紙メーカーである。なかでも、土佐和紙の伝統技術を元に当社グループが開発した「すき合わせ」のトイレトペーパーやティッシュペーパー、そして多種多様なキャラクター商品等は、当社の柱となっている。なかでも、キャラクター・ライセンス・ビジネスに関しては、国内創生期から手掛けるパイオニアの1社であり、現在、キャラクターポケットティッシュ分野の国内シェアでは約60%を握るニッチトップ企業である。

平成20年頃からは海外進出にも取り組み、保湿ローションティッシュを中心に、中国や東南アジア諸国への販路拡大にもチャレンジしている。

また、大手企業との競合が厳しい家庭紙業界にあって、高知県ワークライフバランス推進企業にも認証されており、「働き方改革」では先進企業の1社である。今回、独自の経営戦略でハヤシ商事グループを率いている坂本英輔社長にお話を伺った。

創業からのあゆみ

— 紙産業は高知県の伝統地場産業ですが、紙は用途が広く、地場企業はそれぞれ得意分野に特化しています。御社の商品分野を教えてください。

社長：土佐和紙は、律令制下の租税として貢納した記録から約1,000年以上前には製造されており、「土佐日記」で有名な平安時代の歌人紀貫之は、土佐の国司として製紙業を奨励したとも言われています。

その長い歴史から県内には、手漉き和紙、家庭紙、紙おむつ、衛生材料、包装用紙、不織布、セパレータや水処理フィルター材料等の特殊工業用紙など紙関係の製造会社が35社程度あります。

当社は、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、コーヒーフィルター、お茶パックなどを製造・販売する「家庭紙の総合メーカー」です。

— 御社の創業からのあゆみについてお聞かせください。

社長：創業は、昭和8(1933)年に祖父が紙関係の材料や資材を販売する商売を始めたのが始まりです。

その後、昭和33(1958)年、初代社長である父の坂本健次郎が、手漉き和紙、製紙原料の販売を目的に、ハヤシ商事株式会社を設立しました。父が23、24歳の頃です。

昭和36(1961)年には系列会社・コーシン製紙を設立。模様入り京花紙(ちり紙)の製造を始め、流通業から製造業への転換を図ります。京花紙はこの頃、高知県の業者が全国で相当なシェアを占め、取扱も多かったのです

が、その後、ボックスティッシュが登場し、徐々に衰退していきました。

昭和39(1964)年に、模様入りの技術を活かして、キャラクターを抄き込む京花紙を売り出したところ大変好評となり全国で評判を呼びました。以降、本格的にメーカーとしての道を歩み始めます。

昭和45(1970)年に、大阪万博の「松下館」のパビリオンに当社の透かし模様入りトイレットペーパーを納入したところ、お客さまに好評を博し、スペアで置いてあったものが度々盗難に遭いました。そこで、この商品なら今後、商売になるのではないかと考え、トイレットペーパーを抄くときに模様をつけていくことにしました。当時、障子紙には模様を入れることはありましたが、トイレットペーパーに模様を入れたのは当社が最初です。

当社は、高知県から製品を運ぶ輸送コストがかかるハンデをカバーするため、ティッシュやトイレットペーパーに模様やキャラクターを入れるなど、大手企業の設備では採算が取れない、かつ付加価値の高い商品で差別化を図ることを経営方針として今日に至っています。



▲ 右から坂本社長、南高岡支店長、当研究所丸岡調査部長
資料：当研究所撮影

— キャラクターものに強いですね。

社長：日本のキャラクター・ライセンス・ビジネスは、昭和38(1963)年、「鉄腕アトム」の放送開始時に始まった、と言われていています。

付加価値の高い製品づくりを目指していた先代社長は、この創生期のキャラクタービジネスに目をつけ、第1号商品を昭和39(1964)年に発売しました。ですから、当社はこのキャラクターティッシュ分野で国内のパイオニアです。



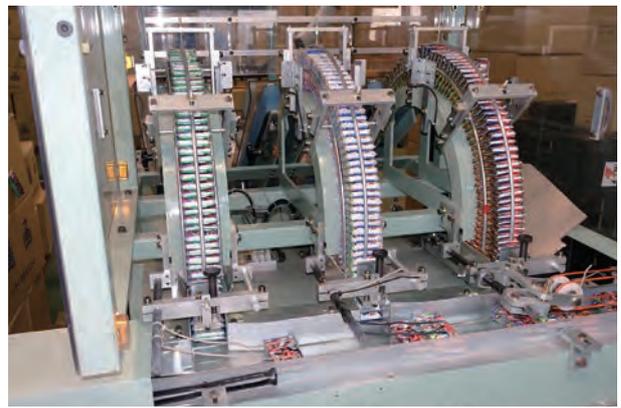
©1976,1996,2001,2013,2018 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO.5584291
© Disney ©2018 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.
© 円谷プロ ©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV

▲ キャラクター製品の一例
資料：ハヤシ商事株式会社 HP より

— ポケットティッシュも主力商品ですね。

社長：ポケットティッシュは、昭和43(1968)年に本県の明星産商さんが製造機械を発明されています。当社は吉永鉄工という地元企業が作った織り機を導入して生産を開始したと聞いています。吉永鉄工はいま存在しませんが、この会社から分かれていった会社が近隣の市町村にあります。

当社は、昭和43(1968)年、国内で初めてキャラクターポケットティッシュを製造・販売しました。この分野で現在、国内約60%のシェアがあります。



▲ ポケットティッシュ製造ラインの様子
資料：当研究所撮影

— 社名の由来についてお聞かせください。

社長：「社長は坂本で、紙メーカーなのに、なぜハヤシ商事なのか」とよく聞かれます。

これは昔、越知町に林産業という会社があり、創業時、その会社が作っていた紙を売っていたことが由来です。その後、製造を手掛けるようになってからも設立時の社名は変更することなく、現在に至っています。

— グループ会社はどのような関係ですか。

社長：現在、グループ会社は土佐市内に2社あり、両社とも私が代表を務めています。

コーシン製紙(株)は現在、原料パルプからティッシュ、トイレトペーパーを抄いている原紙専門メーカーです。独自の抄き合わせ技術を持ち、少量生産ながらも他社とは違う高品質な原資を作っています。当社はここから原紙を仕入れています。

もう一つのコーヨー製紙(株)は、昭和45(1970)年に設立した子会社で、昔ながらの「ちり紙」こと高級「京花紙」の専抄メーカーです。厳選したパルプを原料に、高品質の柔らかな商品を丁寧に作っています。「京花紙」はティッシュとは違い、水洗トイレに流せる紙であることから、最近では介護の現場やペットの糞処理、病院での使い捨て清掃など、用

途も多様化しています。

ハヤシ商事(株)は、グループの中核として、キャラクター部門、ノベルティ部門などの加工部門と、グループ全製品の営業、そして新商品のプランニングや情報収集などを担当しています。

われわれはこの役割分担でハヤシ商事グループを合理的・効率的に運営し、総合力を一層高めることを目指しています。

高付加価値商品、多品種少量生産～

— 取扱商品の割合はどれぐらいですか。

社長：売上比率は、当社の主力であるポケットティッシュ、キャラクターティッシュが全体の約35～40%で、もう一つの柱である透かし模様の商品が約10%。この2つで約50%を占めます。あと半分が保湿ローションティッシュやウェットティッシュ、ボックスティッシュなどが残り半分を占めます。

ボックスティッシュは、業界でも競争が激しい商品の一つですが、当社は、大手と違い注文が1万、2万個の小ロットであっても製造ラインを変更するなどして、柔軟な対応ができるため、企業のロゴを入れたノベルティに利用いただいています。

平成に入り製造し始めたお茶パック、クッキングペーパーなどは、全体の2～3%で、これからの商品です。

— 家庭紙メーカーとしての特徴をお聞かせください。

社長：一般の家庭で使われているティッシュやトイレットペーパーは大手製紙メーカーが大量生産する工業製品ですが、当社は土佐和紙の伝統技術を元にした和紙メーカーと考え

ています。

原料は、厳選した天然パルプのみを使っており、ふんわりしたしなやかな紙質が特徴です。当社ならではの「すかし模様」のロールやポケットティッシュなど、高品質・高付加価値商品を得意としています。

「すかし模様」とは、模様は無地の紙を乗せて二層抄きする土佐和紙伝統の技術であり、現在では高知県内の数社しかできません。当社の「すかし模様」の絵柄は、昭和44(1969)年頃に京都の着物屋さんを描いていた図柄を使って出来上がったものです。

また、当社の生産設備は家庭紙分野での多品種少量生産に特化しており、サイクルの短いキャラクターものや小ロットの企業ノベルティ生産、特殊な形状の注文商品等に対応できることも強みです。



▲ すかし模様入りトイレットロール
資料：ハヤシ商事株式会社HPより

— 原料へのこだわりはありますか。

社長：紙の原材料には、木材パルプ、古紙パルプ、非木材パルプ、合成繊維パルプなどがあり、そのうち木材パルプには「N材」と呼ばれる針葉樹と、「L材」と呼ばれる広葉樹があります。

針葉樹（N材）は、繊維が細く長いいためしなやかで強い紙が抄けます。一方、広葉樹（L材）は、繊維が細く短いのでキメの細かい滑らかな紙が抄けますが、強度は針葉樹に劣ります。メーカーは、このN材とL材の長所と短所を補いながらバランスよく配合して、機能や用途にあった紙を作り出します。

大手メーカーのティッシュペーパーは、このN材とL材を組み合わせて作っています。また、日本で使われるトイレットペーパーの約6割は古紙パルプで作られています。安価ですが、白色度が低く、繊維も弱くなります。

当社のティッシュやトイレットペーパーは、カナダから輸入した針葉樹（N材）で作っているのが特長です。針葉樹と言っても、松、杉、ヒノキ、モミなど、木によって繊維の特性がありますので、繊維の強さとしなやかさを出せる当社独自の配合をして紙を抄いております。

家庭紙は一般的に、広葉樹（L材）を30%くらいブレンドし柔らかさを出しますが、当社の場合、針葉樹（N材）だけでこの柔らかさと紙質の強さを両立させています。これは、今まで当社が培ってきた感覚を大切に、且つ養ってきた独自の技術です。

—— 社長が考える「良い紙」とはどのようなものですか。

社長：「良い紙」とは、柔らかくて、しなやかで強いものであり、具体的には、繊維が長く、しなやかで吸収力に優れているものだと思います。

ティッシュペーパーとトイレットペーパーは、原料は同じですが、使用している薬剤が異なっており、ティッシュの方には湿潤強度材が入っております。これは、水に濡れた時に紙質が強くなり、紙が破れにくいものが

入っています。従ってトイレで流すことはできません。

一方で、トイレットペーパーは、水に溶ける必要があるため、水に溶ける薬材を使用しています。これは、JIS規格で決まっており、当社もその基準に準拠しています。

当社のポケットティッシュは、ほぼ100%がやや紙質が弱い「水に流せるポケットティッシュ」です。他社で「水に流せるポケットティッシュ」と表示されているものは、当社のもと同じです。そうでないものは普通のティッシュと同じ素材です。

当社のような柔らかい素材のポケットティッシュは、業界でも評価されており、OEMの依頼も多くなっています。



▲ パルプから「原紙」と呼ばれるロールを作る工程
資料：ハヤシ商事株式会社 HP より

—— 昭和39(1964)年には、キャラクターものの生産を開始されていますね。

社長：その当時、キャラクタービジネスが始まったばかりで、著作権の許可がなかなか下りず、苦労したと聞いています。

また、約20年前には、キャラクター入りトイレットペーパーも当社が国内で初めて発売しました。著作権交渉した際、お尻を拭くペーパーに入れることは不可、とされたキャラクターもありましたが、いくつかは何とか許可

が下りました。

キャラクターは、そのイメージやブランド力、ライセンサーの方針等により使用条件がそれぞれ違うという難しさがあります。

— 取り扱うキャラクターにはどのようなものがありますか。

社長：昭和39(1964)年に発売した第1号商品は「宇宙少年ソラン」の京花紙の小袋です。その後、ジャングル大帝レオ、ウルトラマン、ディズニーキャラクターなどを京花紙やポケットティッシュに入れていきました。

現在は、ハローキティ、リラックマ、アンパンマン、ポケモン、プリキュアなどテレビに登場する様々なキャラクターです。

キャラクターは、何でも使えば売れる訳ではなく、時勢に左右されることが多く、非常に難しいところがあります。人気が上がると価値が高まりますが、人気のないキャラクターだと、無地のティッシュより逆に価値が下がってしまうなどの弊害が生じます。従って、キャラクターの選定には気を遣います。市場を見ながら、キャラクターも頻繁に入れ替えをしていく必要があります。だからこそ、大手企業が参入しづらいニッチ分野でもあります。

— 生産面での課題はありますか。

社長：まず、当社は平成15(2003)年に品質マネジメントに関する国際規格であるISO 9001認証を取得し、社内を継続的に改善していく取り組みを行っています。

工場は、平成27(2015)年に第2工場B棟を竣工し、ウェットティッシュ、クッキングペーパーの生産ラインを新設したので、現在のところ設備に大きな問題はありません。

ただ、主力商品は多品種少量生産なので、

製造ラインに頼らない手作業がどうしても多くなってきます。ポケットティッシュの繁忙期は、パック詰めを一部外注していますが、品質管理面や効率面からそれを内製化することなど、細かな改善課題はいくらでもあります。



▲ 第2工場内の製造ラインの様子
資料：当研究所撮影

心の癒しを感じられる商品を

— 社長の経営方針をお聞かせください。

社長：昭和33(1958)年の会社設立以来、製品に対する徹底した高付加価値化に取り組んできました。ティッシュ、ロールなどほとんどの商品は、抄き合わせ模様やプリント印刷で吸水性や柔軟性を持たせるなどの特徴づけを行っています。キャラクターものも当社ならではの商品です。

大手の大量生産ではできない、小回りの利く特徴ある良い商品を作り、人口のコンマ数パーセントを相手に、お客さまに喜ばれる商品作りをし続けていくことが、会社設立時からの経営方針です。

— どのような経営理念を掲げられておられますか。

社長：経営理念は、本社入口の出荷場に掲示

しています。スローガンは毎年変更し、毎朝社員で唱和しています。



▲ 工場入口に掲示されている「経営理念」
資料：当研究所撮影

少し長い経営理念ですが、言い換えると、「夢のある暮らし、笑顔がこぼれる暮らしを、アイデアと革新技術で応援する企業」をコンセプトに、消費者の皆さまに満足してお使いいただける高付加価値商品の開発に、誠心誠意取り組んでいこう、ということです。

展示会で当社のティッシュを引き出すと、ティッシュにかわいいキャラクターが印刷されており、驚かれ感激されることがよくあります。われわれハヤシ商事グループが目指すのは、「無意識に使っていただく商品」ではなく、「安心してお使いいただき、心の癒しをも感じられる商品」を創り、お届けすることです。

そのために、社員一人一人に成長してもらい、給料面だけではなく、やりがいを持って働いてもらう環境を作っていくことが、最も大切であると考えています。

—— 高知県のワークライフバランス推進企業に認証されていますね。

社長：当社は、社員が安心して長く働ける会

社であることを大事にしています。

退社は17時。月平均残業時間は1.7時間です。通常は定時退社できます。残業は、11月～4月に発生します。当社主力のキャラクターティッシュは春の入園・入学シーズンが書き入れ時で、花粉症の時期には、保湿ティッシュやポケットティッシュの需要が増加するからです。

有給休暇は勤続年数に応じて最大20日付与しています。平均取得日数は11.7日と、男性も女性も休みを取りやすい環境です。

さらに、育児・介護休業法を上回る小学校入学前までの短時間勤務制度で子育て支援を行っており、長く働ける労働条件を整備しています。

—— 採用状況はどのようになっていますか。

社長：昨年(2018年)、新卒6名採用しましたが、現在残っているのは2名のみです。今年(2019年)は、新卒1名です。

中途採用も随時行っており、人員の補充はできております。

大卒、高卒の新卒を積極的に採用していきたいのですが、最近は採用しても長続きしない傾向にあり、苦慮しています。

—— 現状の課題は何でしょうか。

社長：何と言っても人材の問題です。社内研修は実施していますが、人材育成の難しさを感じています。特に当社の中核を担う人材の育成が経営課題です。

製造部門で言えば、製造機械・工程について工夫・改善提案の出来る工程管理技術者。そして、化学薬品の分析・品質管理、商品開発に積極的に取り組む品質管理技士などが必要です。

当社は中小企業であり、余裕を持たせた人

員確保が出来ないことが、育成面でも影響しています。

強みを活かし、未開拓市場に

— これからのビジョンや事業展望をお聞かせください。

社長：国内向けは、まだ販売が出来ていない地域がありますので、引き続き販売網を強化していきます。当社は定番品が中心でピックアップが必要なので直接小売店に納入できず、卸売業者の力を借りないといけません。個別の商談については、当社社員が同行するなど営業を強化しています。

また、高級ホテルや高級旅館などにニーズがあるのでは、と考えています。主力の「すかし模様」商品は、特別感やおもてなし感を醸し出す場面などに使えるからです。

贈答品市場も、まだまだ未開拓分野の一つです。ティッシュペーパーやトイレットペーパーは中元・歳暮等の贈答商品としてまだ認知はされていませんが、高級品であれば、今後の需要拡大が見込める分野と見ています。



▲ 定番品の一例

資料：ハヤシ商事株式会社 HP より

— 海外展開にも取り組まれていると聞いています。

海外展開は、平成20(2008)年頃から本格的に検討を始め、中国で保湿ローションティッシュの販売から始めました。その後、平成26(2014)年、上海に100%子会社を設立し、上海だけでなく北はハルピンから南は深圳、昆明、内陸部は武漢、成都等でも販売を行っています。ただ昨年くらいから、大手企業の進出もあり、若干苦戦を強いられていますが、キャラクター商品の販売開始、販売地域の拡大、ネット販売の強化等、販売強化に取り組んでいます。

いくら日本製でもティッシュは国内同様、付加価値が評価され、差別化に成功しないと認められません。また、中国のマーケットは巨大でも、日本製品が売れる小売店、販売チャネルは限られております。

今後も、ティッシュがあまり普及していない国を中心に、保湿ローションティッシュを主力商品として、市場開拓を積極的に進めていきます。現在、香港の代理店で実績が出ていますし、昨年にはベトナム・ホーチミンにも代理店が出来、日本からコンテナ単位で輸出しています。また、シンガポールでも昨年からは販売がスタートし販売店舗では売れ行きも好調です。

今後も、それぞれの国に応じた市場開拓、商品開発、現地オリジナルパッケージなど海外部門ならではの工夫が必要ですが、地道に取り組み、海外向けを当社の柱の一つにしていきたいと考えています。

— 本日はありがとうございました。

(調査部長 丸岡昭仁)

会社概要

■ 名 称 ハヤシ商事株式会社

■ 創 業 昭和8(1933)年

■ 設 立 昭和33(1958)年

■ 所 在 地 【本社】

〒781-1102 高知県土佐市高岡町乙3192番地4

【東京営業所】

〒141-0022 東京都品川区東五反田5丁目24番9号

五反田パークサイドビル2F

■ 資 本 金 2,800万円

■ 従業員数 80人

■ 事業内容 家庭紙加工販売

■ 子会社 コーシン製紙株式会社、コーヨー製紙株式会社、上海慕逸适纸业有 限 公 司（中国）



▲ 本社工場外観

四国銀行高岡支店 南支店長より一言

ハヤシ商事株式会社様は、土佐市を代表する製紙メーカーです。競争の激しい家庭紙製造業界で、サンリオ等のキャラクターティッシュや高い品質の保湿ローションティッシュなどで製品の差別化を図り、オンリーワンの製品ラインナップを揃え、高い競争力をお持ちの企業です。

「大量生産ではできない、小回りの利く特徴ある良い製品を作ることでお客さまに喜んでいただく」と会社設立からの経営方針を貫き、また、「社員が安心して長く働ける会社」として早くからワークライフバランスにも取り組まれています。地域社会との関わりも強く、小学生の社会体験に工場見学や、献血活動の場所等を積極的に提供されるなど、地元でとても存在感のある企業です。

私は毎年10月1日に開催される「期首会」に参加させていただいておりますが、各部の報告会や各種表彰など、厳しい中にも温かみのある全員参加型のアットホームな企業風土、そして社員さんを大事にする姿勢を肌身で感じています。

また、上海に現地法人があることから、2年前、坂本社長に四国アライアンス主催「上海ビジネスセミナー」に参加いただき、私も同行させていただきました。当社の保湿ローションティッシュが現地高級スーパーの棚に陳列されている光景を見て、国内と海外をバランス良く取り組まれている経営努力を実感しました。

今後も先代から脈々と息づく、多品種少量生産に対応できる生産体制と高い技術力をさらに磨かれ発展されることを祈念するとともに、メインバンクとしてそのご発展をしっかりとお支えしていきたいと思っております。



寄稿

外国人労働者受入れ政策の新展開と今後の課題

～人口減少先進県・高知の出番～

四銀地域経済研究所 客員研究員
高知短期大学名誉教授

福田 善乙



目次

はじめに

- I 日本における外国人労働者の現状
- II 都道府県別の外国人労働者の状態
- III 高知県における外国人労働者の現状
- IV 新しい外国人労働者受入れ制度
- V 外国人労働者受入れ拡大の問題点
- VI 人口減少先進県・高知の出番

【要約】

1. 日本は2018年10月段階で外国人労働者が134万人、2018年末で在留外国人は273万人存在する。
2. 政府は「人手不足」を最大の理由にして、2019年4月改正出入国管理法施行により、外国人労働者の受入れを拡大し、今後5年間で34.5万人増加することになっている。
3. 外国人労働者の現状を明らかにするとともに、新しい外国人労働者受入れの制度・内容を明らかにした。
4. 外国人労働者受入れ拡大がどんな問題を生み出すのかを4点にわたって提示した。
 - ①外国人労働者受入れ拡大以前の問題
 - ②外国人労働者受入れ状態改善への問題
 - ③外国人労働者受入れと日本の労働者への問題
 - ④外国人労働者の東京圏一極集中の問題
5. 最後に、「人口減少先進県・高知」が外国人労働者受入れのあり方へ果たすべき役割について論じている。

はじめに

日本における外国人労働者は2018年10月で146万人になっている。また、在留外国人も2018年末に273万人に達している。

日本政府は、「人手不足」「労働力不足」を大きな理由として、2019年4月1日の改正出入国管理法の施行により、外国人労働者の受入れを拡大する。

一定の技能や日本語能力をもつ外国人が新たな在留資格「特定技能」を取得して就労できるようになる。外国人の単純労働を容認することで、国内の「人手不足」に対処しようとするものである。今後5年間で34.5万人の外国人労働者を受入れる予定である。

一方で、2019年3月に東京福祉大学でこの1年間に約700人の留学生が行方不明になった問題や「技能実習生」の脱走事件などが発生している。

そのなかでの外国人労働者受入れ拡大である。

そこで、ここでは外国人労働者の現状がどうなっているのか、4月から始まる外国人労働者受入れの制度の内容はどのようなものか、を明らかにするとともに、外国人労働者

受入れ拡大がどのような問題を持っているのか、を明らかにしていきたい。

そして、外国人労働者の受入れが未だ少ない高知県であるが、高知県は「人口減少先進県」として「人材を送り出す側」の経験をして教訓と知恵をもっているし、最近では県外人の移住政策を展開し、「人材を受入れる側」の経験をして、その教訓や知恵も得ている。

それゆえ「送り出す側」と「受入れ側」両方の経験を踏まえ、「外国人労働者受入れのあり方」を提示することを提起している。

これからの外国人労働者受入れのあり方の内容が深まることを期待している。

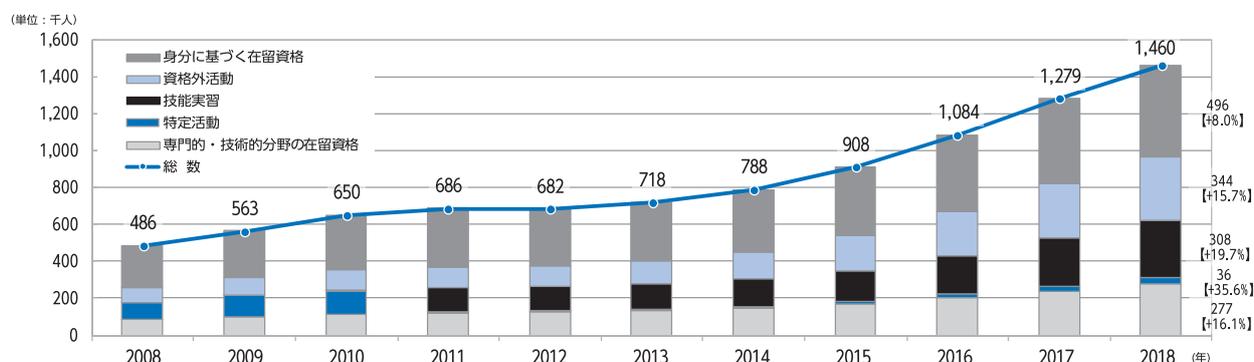
I 日本における外国人労働者の現状

1. 外国人労働者数の推移

日本において外国人労働者はどれくらいいるのか。在留資格別外国人労働者数の推移は、第1表のごとくである。

2008年には48.6万人であったのが、2013年には71.8万人となり、それ以降急速に増加し、2018年は146.0万人となる。2018年は2008年の3.0倍、2013年の2.0倍となっている。

第1表 在留資格別外国人労働者数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月現在)」

注1：【】内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、わが国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

(出所)厚生労働省 資料

第2表 国籍別・在留資格別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	技術・人文知識・国際業務			計	留学	計	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等		定住者
全国国籍計	1,460,463	276,770 (19.0%)	213,935 (14.6%)	35,615 (2.4%)	308,489 (21.1%)	343,791 (23.5%)	298,461 (20.4%)	495,668 (33.9%)	287,009 (19.7%)	89,201 (6.1%)	13,505 (0.9%)	105,953 (7.3%)	130 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	389,117 [26.6%]	103,237 (26.5%)	86,809 (22.3%)	4,660 (1.2%)	84,063 (21.6%)	93,315 (24.0%)	78,473 (20.2%)	103,827 (26.7%)	70,733 (18.2%)	17,833 (4.6%)	5,258 (1.4%)	10,003 (2.6%)	15 (0.0%)
韓国	62,516 [4.3%]	27,893 (44.6%)	24,434 (39.1%)	3,138 (5.0%)	85 (0.1%)	8,564 (13.7%)	7,463 (11.9%)	22,828 (36.5%)	16,003 (25.6%)	5,232 (8.4%)	451 (0.7%)	1,142 (1.8%)	8 (0.0%)
フィリピン	164,006 [11.2%]	9,827 (6.0%)	6,532 (4.0%)	5,073 (3.1%)	29,875 (18.2%)	2,098 (1.3%)	1,516 (0.9%)	117,125 (71.4%)	68,554 (41.8%)	17,416 (10.6%)	2,570 (1.6%)	28,585 (17.4%)	8 (0.0%)
ベトナム	316,840 [21.7%]	31,979 (10.1%)	28,860 (9.1%)	4,570 (1.4%)	142,883 (45.1%)	124,988 (39.4%)	120,739 (38.1%)	12,405 (3.9%)	5,861 (1.8%)	2,539 (0.8%)	1,160 (0.4%)	2,845 (0.9%)	15 (0.0%)
ネパール	81,562 [5.6%]	9,041 (11.1%)	6,083 (7.5%)	3,573 (4.4%)	399 (0.5%)	64,875 (79.5%)	44,541 (54.6%)	3,665 (4.5%)	1,875 (2.3%)	849 (1.0%)	400 (0.5%)	541 (0.7%)	9 (0.0%)
インドネシア	41,586 [2.8%]	3,766 (9.1%)	2,509 (6.0%)	3,020 (7.3%)	24,935 (60.0%)	4,431 (10.7%)	4,196 (10.1%)	5,434 (13.1%)	2,682 (6.4%)	1,388 (3.3%)	123 (0.3%)	1,241 (3.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	127,392 [8.7%]	863 (0.7%)	540 (0.4%)	42 (0.0%)	105 (0.1%)	217 (0.2%)	179 (0.1%)	126,162 (99.0%)	61,208 (48.0%)	17,380 (13.6%)	1,033 (0.8%)	46,541 (36.5%)	3 (0.0%)
ペルー	28,686 [2.0%]	97 (0.3%)	51 (0.2%)	22 (0.1%)	54 (0.2%)	72 (0.3%)	62 (0.2%)	28,440 (99.1%)	18,958 (66.1%)	1,543 (5.4%)	746 (2.6%)	7,193 (25.1%)	1 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	77,505 [5.3%]	45,427 (58.6%)	24,968 (32.2%)	1,785 (2.3%)	68 (0.1%)	2,525 (3.3%)	1,951 (2.5%)	27,671 (35.7%)	14,344 (18.5%)	12,421 (16.0%)	215 (0.3%)	691 (0.9%)	29 (0.0%)
ラチアメリカ	32,976 [2.3%]	20,431 (62.0%)	9,777 (29.6%)	102 (0.3%)	31 (0.1%)	710 (2.2%)	510 (1.5%)	11,675 (35.4%)	6,180 (18.7%)	5,111 (15.5%)	84 (0.3%)	300 (0.9%)	27 (0.1%)
ラチイギリス	12,236 [0.8%]	7,260 (59.3%)	4,197 (34.3%)	267 (2.2%)	2 (0.0%)	213 (1.7%)	171 (1.4%)	4,493 (36.7%)	2,427 (19.8%)	1,982 (16.2%)	21 (0.2%)	63 (0.5%)	1 (0.0%)
その他	171,253 [11.7%]	44,640 (26.1%)	33,149 (19.4%)	9,732 (5.7%)	26,022 (15.2%)	42,706 (24.9%)	39,341 (23.0%)	48,111 (28.1%)	26,791 (15.6%)	12,600 (7.4%)	1,549 (0.9%)	7,171 (4.2%)	42 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

(出所)厚生労働省 資料

2. 国籍別外国人労働者

2018年10月で外国人労働者は146万人いるが、その国籍別・在留資格別外国人労働者数は、第2表のごとくである。

国籍別でみると、①中国38万9,117人(全体の26.6%)、②ベトナム31万6,840人(21.7%)、③フィリピン16万4,006人(11.2%)、④ブラジル12万7,392人(8.7%)、⑤ネパール8万1,562人(5.6%)の順になっている。中国、ベトナム、フィリピン3カ国で59.5%と6割を占めている。

在留資格別にみると、全体では①身分に基づく在留資格49万5,668人(33.9%)、②資格外活動(留学)34万3,791人(23.5%)、③技能実習30万8,489人(21.1%)、④専門的・技術的分野の在留資格27万6,770人(19.0%)となっている。

この在留資格別を国籍別にみると、中国は①身分に基づく在留資格10万3,827人(26.7%)、②専門的・技術的分野の在留資格

10万3,237人(26.5%)、③資格外活動(留学)9万3,315人(24.0%)、④技能実習8万4,063人(21.6%)と均衡的である。

また、ベトナムは①技能実習14万2,883人(45.1%)と②資格外活動(留学)12万4,988人(39.4%)が中心である。

また、フィリピンは①身分に基づく在留資格11万7,125人(71.4%)が中心で、これに②技能実習2万9,875人(18.2%)が続いている。

ブラジルも①身分に基づく在留資格が12万6,162人で99.0%を占めている。

3. 産業別の外国人労働者

次に、産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみれば、第3表のごとくである。

事業所数をみると、全産業合計で21万6,348所であるが、多い順にみると、①製造業が4万6,264所で全体の21.4%を占めており、②卸売業・小売業が3万6,813所

(17.0%)、③宿泊業・飲食サービス業3万1,453所(14.5%)、うち飲食店2万7,877所(12.9%)が主、④建設業2万264所(9.4%)、⑤サービス業(他に分類されないもの)1万7,419所(8.1%)の順になっており、製造業や卸売業・小売業が中心となっている。

これを外国人労働者数でみると、①製造業が43万4,342人で全体の29.7%を占め、断トツの1位である。②サービス業(他に分類さ

れないもの)が23万510人(15.8%)、③卸売業・小売業18万6,061人(12.7%)、④宿泊業・飲食サービス業18万5,050人(12.7%)、うち飲食店16万5,882人(11.4%)が主、⑤教育、学習支援業6万9,764人(4.8%)となっている。建設業は6万8,604人(4.7%)で第6位になっている。

また、製造業でみると、食料品製造業が11万9,360人で8.2%を占めており、次に輸送用

第3表 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数		
		派遣・請負事業所 [比率] (注2)				派遣・請負労働者 [比率] (注3)	構成比 (注4)
全産業計	216,348	17,876 [8.3%]		100.0%	1,460,463	309,470 [21.2%]	100.0%
A 農業、林業	9,227	203 [2.2%]		4.3%	31,189	993 [3.2%]	2.1%
農業	9,161	201 [2.2%]		4.2%	31,072	989 [3.2%]	2.1%
B 漁業	834	4 [0.5%]		0.4%	3,275	26 [0.8%]	0.2%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	64	4 [6.3%]		0.0%	236	16 [6.8%]	0.0%
D 建設業	20,264	1,254 [6.2%]		9.4%	68,604	5,710 [8.3%]	4.7%
E 製造業	46,254	4,365 [9.4%]		21.4%	434,342	73,324 [16.9%]	29.7%
食料品製造業	7,064	405 [5.7%]		3.3%	119,360	10,553 [8.8%]	8.2%
飲料・たばこ・飼料製造業	297	13 [4.4%]		0.1%	1,051	102 [9.7%]	0.1%
繊維工業	4,695	212 [4.5%]		2.2%	31,279	1,900 [6.1%]	2.1%
金属製品製造業	6,302	422 [6.7%]		2.9%	37,249	3,859 [10.4%]	2.6%
生産用機械器具製造業	2,625	326 [12.4%]		1.2%	21,726	5,083 [23.4%]	1.5%
電気機械器具製造業	3,214	365 [11.4%]		1.5%	30,712	8,956 [29.2%]	2.1%
輸送用機械器具製造業	5,567	1,109 [19.9%]		2.6%	88,263	25,083 [28.4%]	6.0%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	148	11 [7.4%]		0.1%	443	47 [10.6%]	0.0%
G 情報通信業	10,037	1,126 [11.2%]		4.6%	57,620	11,007 [19.1%]	3.9%
H 運輸業、郵便業	6,442	544 [8.4%]		3.0%	54,961	13,259 [24.1%]	3.8%
I 卸売業、小売業	36,813	1,282 [3.5%]		17.0%	186,061	9,142 [4.9%]	12.7%
J 金融業、保険業	1,401	77 [5.5%]		0.6%	10,152	1,066 [10.5%]	0.7%
K 不動産業、物品賃貸業	2,707	124 [4.6%]		1.3%	11,229	1,522 [13.6%]	0.8%
L 学術研究、専門・技術サービス業	8,813	777 [8.8%]		4.1%	49,233	13,811 [28.1%]	3.4%
M 宿泊業、飲食サービス業	31,453	668 [2.1%]		14.5%	185,050	7,239 [3.9%]	12.7%
宿泊業	3,265	145 [4.4%]		1.5%	18,287	2,299 [12.6%]	1.3%
飲食店	27,877	510 [1.8%]		12.9%	165,882	4,887 [2.9%]	11.4%
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,468	245 [5.5%]		2.1%	21,915	3,640 [16.6%]	1.5%
O 教育、学習支援業	6,144	280 [4.6%]		2.8%	69,764	6,252 [9.0%]	4.8%
P 医療、福祉	9,913	407 [4.1%]		4.6%	26,086	1,601 [6.1%]	1.8%
医療業	3,337	152 [4.6%]		1.5%	9,232	582 [6.3%]	0.6%
社会保険・社会福祉・介護事業	6,510	253 [3.9%]		3.0%	16,678	1,014 [6.1%]	1.1%
Q 複合サービス事業	1,089	61 [5.6%]		0.5%	4,026	670 [16.6%]	0.3%
R サービス業(他に分類されないもの)	17,419	6,262 [35.9%]		8.1%	230,510	158,273 [68.7%]	15.8%
自動車整備業	699	25 [3.6%]		0.3%	1,849	108 [5.8%]	0.1%
職業紹介・労働者派遣業	4,109	3,166 [77.1%]		1.9%	95,696	82,907 [86.6%]	6.6%
その他の事業サービス業	8,943	2,726 [30.5%]		4.1%	110,515	68,071 [61.6%]	7.6%
S 公務(他に分類されるものを除く)	1,917	83 [4.3%]		0.9%	10,847	825 [7.6%]	0.7%
T 分類不能の産業	941	99 [10.5%]		0.4%	4,920	1,047 [21.3%]	0.3%

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数(全産業計)に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(出所)厚生労働省 資料

機械器具製造業が8万8,263人(6.0%)であり、この2業種が中心である。

4. 国籍別の産業別外国人労働者

つぎに、国籍別の産業別外国人労働者数をみると、第4表のごとくである。

全産業では146万463人であるが、そのうち、製造業が43万4,342人(全体の29.7%)、卸売業・小売業が18万6,061(12.7%)、宿泊業・飲食サービス業18万5,050人(12.7%)が主なものである。

これを国籍別でみると、どうなるのか。中国が38万9,117人で一番多いが、産業別にみると、①製造業10万854人(25.9%)、②卸売業・小売業7万7,401人(19.9%)、③宿泊業・飲食サービス業5万8,027人(14.9%)の順になっている。

ベトナムは全体で31万6,840人であるが、産業別では、①製造業11万5,223人(36.4%)、②宿泊業・飲食サービス業5万427人(15.9%)、③卸売業・小売業3万4,773人(11.0%)、④建設業3万1,949人(10.1%)の

順になっている。

フィリピンは全体で16万4,006人であるが、産業別にみると、①製造業6万4,961人(39.6%)、②卸売業・小売業1万3,464人(8.2%)である。

ブラジルは全体で12万7,392人であるが、産業別にみると、製造業が5万7,676人(45.3%)で断トツの1位になっている。

5. 事業所規模別の外国人労働者

事業所規模別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数はどうなっているのか。それは第5表のごとくである。

事業所数は全体で21万6,348所であるが、規模別にみると、30人未満が12万7,226所で全体の58.8%を占めている。30~99人規模が4万96所で18.5%、100~499人規模が2万5,321所で11.7%、500人以上規模で8,546所4.0%となっている。

それゆえ、100人未満の事業所が16万7,322所で全体の77.3%を占めている。

外国人労働者数でみると、30人未満規模が

第4表 国籍別・産業別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	全産業計			建設業		製造業		情報通信業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		教育、学習支援業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)	
	派遣・請負	構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
全国籍計	1,460,463	309,470	21.2%	68,604	4.7%	434,342	29.7%	57,620	3.9%	186,061	12.7%	185,050	12.7%	69,764	4.8%	26,086	1.8%	230,510	15.8%
中国(香港等を含む)	389,117	51,936	13.3%	12,696	3.3%	100,854	25.9%	27,088	7.0%	77,401	19.9%	58,027	14.9%	16,092	4.1%	5,971	1.5%	37,040	9.5%
韓国	62,516	8,024	12.8%	995	1.6%	5,703	9.1%	8,679	13.9%	12,811	20.5%	9,003	14.4%	4,995	8.0%	1,994	3.2%	7,152	11.4%
フィリピン	164,006	46,307	28.2%	8,144	5.0%	64,961	39.6%	1,673	1.0%	13,464	8.2%	8,232	5.0%	2,555	1.6%	8,418	5.1%	35,503	21.6%
ベトナム	316,840	51,632	16.3%	31,949	10.1%	115,223	36.4%	3,611	1.1%	34,773	11.0%	50,427	15.9%	1,518	0.5%	2,486	0.8%	40,556	12.8%
ネパール	81,562	20,301	24.9%	420	0.5%	12,658	15.5%	471	0.6%	11,389	14.0%	25,664	31.5%	454	0.6%	339	0.4%	18,966	23.3%
インドネシア	41,586	5,422	13.0%	3,766	9.1%	20,273	48.7%	455	1.1%	2,108	5.1%	2,034	4.9%	1,039	2.5%	1,800	4.3%	3,392	8.2%
ブラジル	127,392	71,379	56.0%	2,584	2.0%	57,676	45.3%	868	0.7%	4,891	3.8%	2,206	1.7%	937	0.7%	1,351	1.1%	45,792	35.9%
ペルー	28,686	13,140	45.8%	806	2.8%	12,045	42.0%	295	1.0%	1,585	5.5%	819	2.9%	213	0.7%	593	2.1%	9,324	32.5%
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	77,505	10,276	13.3%	437	0.6%	3,773	4.9%	5,379	6.9%	6,082	7.8%	2,528	3.3%	31,430	40.6%	914	1.2%	7,060	9.1%
うちアメリカ	32,976	4,623	14.0%	206	0.6%	1,254	3.8%	2,113	6.4%	1,810	5.5%	518	1.6%	14,595	44.3%	403	1.2%	2,955	9.0%
うちイギリス	12,236	1,710	14.0%	42	0.3%	392	3.2%	733	6.0%	626	5.1%	203	1.7%	6,061	49.5%	134	1.1%	1,072	8.8%
その他	171,253	31,053	18.1%	6,807	4.0%	41,176	24.0%	9,101	5.3%	21,557	12.6%	26,110	15.2%	10,531	6.1%	2,220	1.3%	25,725	15.0%

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数(全産業計)に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。

(出所)厚生労働省 資料

第5表 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数		
	派遣・請負事業所 [比率] (注1)				派遣・請負労働者 [比率] (注2)				派遣・請負 労働者 (注3)		
全事業所規模計	216,348	17,876	[8.3%]	100.0%	1,460,463	309,470	[21.2%]	100.0%	6.8	17.3	
事業所 労働者 数	30人未満	127,226	8,225	[6.5%]	58.8%	506,777	85,782	[16.9%]	34.7%	4.0	10.4
	30～99人	40,096	4,594	[11.5%]	18.5%	266,351	62,164	[23.3%]	18.2%	6.6	13.5
	100～499人	25,321	3,619	[14.3%]	11.7%	327,966	91,125	[27.8%]	22.5%	13.0	25.2
	500人以上	8,546	1,054	[12.3%]	4.0%	297,238	66,192	[22.3%]	20.4%	34.8	62.8
	不明	15,159	384	[2.5%]	7.0%	62,131	4,207	[6.8%]	4.3%	4.1	11.0

注1：「派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(出所)厚生労働省資料

50万6,777人で全体の34.7%を占めており、30～99人規模は26万6,351人で全体の18.2%、100～499人規模は32万7,966人で22.5%、500人以上規模は29万7,238人で20.4%である。100人未満規模は52.9%であり、外国人労働者数で見ると、100人以上規模で42.9%が雇用されている。

II 都道府県別の外国人労働者の状態

1. 都道府県別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

次に、都道府県別の外国人労働者の状態をみていこう。

まず、都道府県別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみれば、第6表のごとくである。

事業所数は全国で21万6,348所であるが、都道府県別にみると、どうなるか。

多い順にみると、①東京都5万8,878所(全体の27.2%)、②愛知県1万7,437所(8.1%)、③大阪府1万5,137所(7.0%)、④神奈川県1万3,924所(6.4%)、⑤埼玉県1万3,455所(4.8%)となっており、東京都が断トツの1位であり、かつ東京圏や大都市圏が中心である。

特に、東京圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)は9万1,011所で全体の42.5%を占め、外国人労働者雇用の事業所数でも一極集中型になっている。

逆に、事業所数の少ない地域をみると、①秋田県431所、②鳥取県608所、③和歌山県616所、④青森県620所、⑤島根県636所、⑥高知県725所となっており、農山漁村地域が中心である。

つぎに、都道府県別外国人労働者数をみてみよう。

多い順に、①東京都43万8,775人(30.0%)、②愛知県15万1,669人(10.4%)、③大阪府9万72人(6.2%)、④神奈川県7万9,223人(5.4%)、⑤埼玉県6万5,290人(4.5%)となっており、事業所数と同じく東京圏および大都市圏になっている。東京都への外国人労働者数の集中は大きくなっている。

東京圏は63万7,780人で全体の43.7%を占め、事業所数よりも外国人労働者数の一極集中はさらに進んでいる。

逆に、外国人労働者数の少ない地域は、①秋田県1,953人、②和歌山県2,395人、③高知県2,592人、④鳥取県2,755人、⑤青森県3,137人となり、農山漁村地域が中心である。

第6表 都道府県別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注3)	外国人労働者数			構成比 (注3)
		派遣・請負事業所 [比率] (注1)				派遣・請負労働者 [比率] (注2)		
全国計	216,348	17,876 [8.3%]		100.0%	1,460,463	309,470 [21.2%]		100.0%
北海道	4,342	160 [3.7%]		2.0%	21,026	796 [3.8%]		1.4%
青森	620	12 [1.9%]		0.3%	3,137	26 [0.8%]		0.2%
岩手	808	43 [5.3%]		0.4%	4,509	201 [4.5%]		0.3%
宮城	1,880	113 [6.0%]		0.9%	11,001	909 [8.3%]		0.8%
秋田	431	4 [0.9%]		0.2%	1,953	9 [0.5%]		0.1%
山形	862	55 [6.4%]		0.4%	3,754	320 [8.5%]		0.3%
福島	1,544	159 [10.3%]		0.7%	8,130	1,221 [15.0%]		0.6%
茨城	5,857	416 [7.1%]		2.7%	35,062	6,899 [19.7%]		2.4%
栃木	2,838	392 [13.8%]		1.3%	24,016	8,965 [37.3%]		1.6%
群馬	3,887	503 [12.9%]		1.8%	34,526	13,775 [39.9%]		2.4%
埼玉	10,345	748 [7.2%]		4.8%	65,290	13,083 [20.0%]		4.5%
千葉	8,865	482 [5.4%]		4.1%	54,492	7,579 [13.9%]		3.7%
東京	58,878	4,716 [8.0%]		27.2%	438,775	80,438 [18.3%]		30.0%
神奈川	13,924	1,237 [8.9%]		6.4%	79,223	15,353 [19.4%]		5.4%
新潟	1,806	113 [6.3%]		0.8%	8,918	926 [10.4%]		0.6%
富山	1,751	121 [6.9%]		0.8%	10,334	2,078 [20.1%]		0.7%
石川	1,518	194 [12.8%]		0.7%	9,795	2,585 [26.4%]		0.7%
福井	1,249	72 [5.8%]		0.6%	8,651	2,890 [33.4%]		0.6%
山梨	1,184	113 [9.5%]		0.5%	6,910	2,255 [32.6%]		0.5%
長野	3,445	228 [6.6%]		1.6%	17,923	3,738 [20.9%]		1.2%
岐阜	3,864	306 [7.9%]		1.8%	31,279	9,966 [31.9%]		2.1%
静岡	6,869	1,288 [18.8%]		3.2%	57,353	26,720 [46.6%]		3.9%
愛知	17,437	2,241 [12.9%]		8.1%	151,669	46,960 [31.0%]		10.4%
三重	3,336	433 [13.0%]		1.5%	27,464	10,031 [36.5%]		1.9%
滋賀	1,855	432 [23.3%]		0.9%	17,238	8,063 [46.8%]		1.2%
京都	3,206	211 [6.6%]		1.5%	17,436	1,940 [11.1%]		1.2%
大阪	15,137	726 [4.8%]		7.0%	90,072	14,573 [16.2%]		6.2%
兵庫	6,277	411 [6.5%]		2.9%	34,516	5,106 [14.8%]		2.4%
奈良	897	24 [2.7%]		0.4%	4,116	489 [11.9%]		0.3%
和歌山	616	37 [6.0%]		0.3%	2,395	171 [7.1%]		0.2%
鳥取	608	18 [3.0%]		0.3%	2,755	67 [2.4%]		0.2%
島根	636	19 [3.0%]		0.3%	4,297	1,257 [29.3%]		0.3%
岡山	2,296	77 [3.4%]		1.1%	16,297	1,621 [9.9%]		1.1%
広島	4,387	344 [7.8%]		2.0%	31,851	3,610 [11.3%]		2.2%
山口	1,281	100 [7.8%]		0.6%	7,723	787 [10.2%]		0.5%
徳島	934	47 [5.0%]		0.4%	4,389	221 [5.0%]		0.3%
香川	1,467	100 [6.8%]		0.7%	8,703	830 [9.5%]		0.6%
愛媛	1,515	200 [13.2%]		0.7%	8,376	1,241 [14.8%]		0.6%
高知	725	35 [4.8%]		0.3%	2,592	186 [7.2%]		0.2%
福岡	7,625	517 [6.8%]		3.5%	46,273	7,948 [17.2%]		3.2%
佐賀	746	22 [2.9%]		0.3%	5,258	461 [8.8%]		0.4%
長崎	1,174	58 [4.9%]		0.5%	5,433	274 [5.0%]		0.4%
熊本	2,438	93 [3.8%]		1.1%	10,155	667 [6.6%]		0.7%
大分	1,144	62 [5.4%]		0.5%	6,254	562 [9.0%]		0.4%
宮崎	860	14 [1.6%]		0.4%	4,144	77 [1.9%]		0.3%
鹿児島	1,393	73 [5.2%]		0.6%	6,862	464 [6.8%]		0.5%
沖縄	1,591	107 [6.7%]		0.7%	8,138	1,132 [13.9%]		0.6%

注1：「派遣・請負事業所[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該都道府県の外国人雇用事業所数に対する比率を示す。

注2：「派遣・請負労働者[比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該都道府県の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全国計）に対する、各都道府県の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各都道府県の構成比の数値は四

捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(出所)厚生労働省 資料

2. 都道府県別在留資格別外国人労働者数の状態

都道府県別の在留資格外国人労働者数の状態はどうなっているのか。それは、第7表のごとくである。

身分に基づく在留資格の外国人労働者数は全体で49万5,688人である。構成比率の高い地域をみると、①静岡県3万5,244人(61.5%)、②滋賀県1万310人(59.8%)、③山梨県4,014人(58.1%)となっている。

つぎに、資格外活動の外国人労働者数は34

万379人いるが、構成比率の高い地域をみると、①福岡県2万622人(44.6%)、②東京都16万5,124人(37.6%)、③宮城県3,557人(32.3%)、となっている。

つぎに、技能実習の外国人労働者数は30万8,489人であるが、構成比率の高い地域をみると、①宮城県2,800人(67.6%)、②愛媛県

5,555人(66.3%)、③徳島県2,869人(65.4%)となっている。

最後に、専門的・技術的分野の在留資格の外国人労働者数は27万6,770人である。構成比率の高い地域をみると、①東京都13万5,867人(31.0%)、②京都府4,690人(26.9%)、③沖縄県2,152人(26.4%)となっている。

第7表 都道府県別・在留資格別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格計 (構成比)		②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動 (構成比)		⑤身分に基づく在留資格 (構成比)					⑥不明
		技術・人文知識・国際業務	技術・人文知識・国際業務			計	留学	計	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者	
全国計	1,460,463	276,770 [19.0%]	213,935	35,615 [2.4%]	308,489 [21.1%]	343,791 [23.5%]	298,461	495,668 [33.9%]	287,009	89,201	13,505	105,953	130
北海道	21,026	3,843 (18.3%)	2,217	413 (2.0%)	10,357 (49.3%)	3,749 (17.8%)	3,429	2,664 (12.7%)	1,657	821	27	159	0
青森	3,137	360 (11.5%)	145	183 (5.8%)	1,946 (62.0%)	193 (6.2%)	164	455 (14.5%)	299	119	6	31	0
岩手	4,509	458 (10.2%)	160	60 (1.3%)	2,803 (62.2%)	260 (5.8%)	229	927 (20.6%)	628	244	9	46	1
宮城	11,001	1,746 (15.9%)	904	98 (0.9%)	3,676 (33.4%)	3,557 (32.3%)	3,320	1,924 (17.5%)	1,320	433	39	132	0
秋田	1,953	359 (18.4%)	89	11 (0.6%)	958 (49.1%)	189 (9.7%)	164	436 (22.3%)	327	86	3	20	0
山形	3,754	455 (12.1%)	263	44 (1.2%)	1,937 (51.6%)	102 (2.7%)	79	1,216 (32.4%)	925	212	14	65	0
福島	8,130	1,031 (12.7%)	564	167 (2.1%)	3,337 (41.0%)	1,093 (13.4%)	945	2,502 (30.8%)	1,484	517	39	462	0
茨城	35,062	3,768 (10.7%)	1,816	1,206 (3.4%)	13,174 (37.6%)	2,822 (8.0%)	2,378	14,089 (40.2%)	6,960	2,489	324	4,316	3
栃木	24,016	2,195 (9.1%)	1,412	1,795 (7.5%)	6,724 (28.0%)	2,118 (8.8%)	1,812	11,184 (46.6%)	5,999	1,937	261	2,987	0
群馬	34,526	3,273 (9.5%)	2,582	2,569 (7.4%)	8,201 (23.8%)	2,817 (8.2%)	2,322	17,665 (51.2%)	9,510	2,513	442	5,200	1
埼玉	65,290	7,387 (11.3%)	5,262	1,619 (2.5%)	13,150 (20.1%)	15,435 (23.6%)	12,345	27,692 (42.4%)	16,511	4,903	914	5,364	7
千葉	54,492	6,441 (11.8%)	4,635	1,233 (2.3%)	11,988 (22.0%)	16,786 (30.8%)	14,307	18,042 (33.1%)	11,217	3,243	562	3,020	2
東京	438,775	135,867 (31.0%)	114,720	10,354 (2.4%)	15,182 (3.5%)	165,124 (37.6%)	142,078	112,208 (25.6%)	69,170	25,321	3,314	14,403	40
神奈川	79,223	16,893 (21.3%)	12,800	1,752 (2.2%)	9,776 (12.3%)	14,464 (18.3%)	11,505	36,308 (45.8%)	23,489	5,857	1,246	5,716	30
新潟	8,918	1,130 (12.7%)	762	217 (2.4%)	3,282 (36.8%)	1,626 (18.2%)	1,471	2,663 (29.9%)	1,718	650	26	269	0
富山	10,334	996 (9.6%)	686	137 (1.3%)	5,206 (50.4%)	520 (5.0%)	412	3,475 (33.6%)	1,867	613	103	892	0
石川	9,975	1,407 (14.4%)	918	46 (0.5%)	4,793 (48.9%)	1,276 (13.0%)	1,176	2,273 (23.2%)	1,083	464	32	694	0
福井	8,651	610 (7.1%)	321	45 (0.5%)	3,908 (45.2%)	253 (2.9%)	224	3,835 (44.3%)	1,480	599	55	1,701	0
山梨	6,910	860 (12.4%)	634	95 (1.4%)	1,432 (20.7%)	508 (7.4%)	394	4,014 (58.1%)	2,323	680	102	909	1
長野	17,923	1,501 (8.4%)	1,064	265 (1.5%)	6,357 (35.5%)	1,171 (6.5%)	1,061	8,629 (48.1%)	4,926	1,690	195	1,818	0
岐阜	31,279	2,154 (6.9%)	1,572	429 (1.4%)	11,641 (37.2%)	2,167 (6.9%)	1,966	14,887 (47.6%)	8,345	1,800	466	4,276	1
静岡	57,353	5,103 (8.9%)	3,223	941 (1.6%)	11,989 (20.9%)	4,074 (7.1%)	3,547	35,244 (61.5%)	18,746	4,472	705	11,321	2
愛知	151,669	19,371 (12.8%)	14,535	3,430 (2.3%)	33,310 (22.0%)	17,502 (11.5%)	15,103	78,053 (51.5%)	42,597	10,236	1,928	23,292	3
三重	27,464	2,127 (7.7%)	1,507	560 (2.0%)	8,876 (32.3%)	1,549 (5.6%)	1,316	14,352 (52.3%)	7,521	1,673	364	4,794	0
滋賀	17,238	1,780 (10.3%)	1,270	88 (0.5%)	4,071 (23.6%)	982 (5.7%)	807	10,310 (59.8%)	4,541	1,686	190	3,893	7
京都	17,436	4,690 (26.9%)	2,815	469 (2.7%)	3,773 (21.6%)	4,048 (23.2%)	3,711	4,454 (25.5%)	2,904	1,013	132	405	2
大阪	90,072	20,173 (22.4%)	16,572	2,405 (2.7%)	16,403 (18.2%)	28,596 (31.7%)	26,015	22,495 (25.0%)	12,670	5,238	832	3,755	0
兵庫	34,516	6,253 (18.1%)	4,307	543 (1.6%)	9,024 (26.1%)	8,885 (25.7%)	7,945	9,811 (28.4%)	5,900	1,907	335	1,669	0
奈良	4,116	726 (17.6%)	465	91 (2.2%)	1,805 (43.9%)	517 (12.6%)	471	977 (23.7%)	610	197	20	150	0
和歌山	2,395	398 (16.6%)	232	40 (1.7%)	905 (37.8%)	244 (10.2%)	213	808 (33.7%)	520	172	12	104	0
鳥取	2,755	350 (12.7%)	157	68 (2.5%)	1,519 (55.1%)	188 (6.8%)	170	630 (22.9%)	431	150	5	44	0
島根	4,297	332 (7.7%)	155	37 (0.9%)	1,934 (45.0%)	171 (4.0%)	141	1,823 (42.4%)	506	375	12	930	0
岡山	16,297	2,405 (14.8%)	2,014	391 (2.4%)	7,704 (47.3%)	3,247 (19.9%)	2,826	2,550 (15.6%)	1,597	591	54	308	0
広島	31,851	3,245 (10.2%)	2,246	940 (3.0%)	15,354 (48.2%)	5,029 (15.8%)	4,545	7,283 (22.9%)	4,936	1,087	276	984	0
山口	7,723	825 (10.7%)	571	152 (2.0%)	3,416 (44.2%)	1,445 (18.7%)	1,311	1,885 (24.4%)	1,281	375	53	176	0
徳島	4,389	362 (8.2%)	152	168 (3.8%)	2,869 (65.4%)	265 (6.0%)	229	725 (16.5%)	389	237	15	84	0
香川	8,703	637 (7.3%)	467	524 (6.0%)	5,222 (60.0%)	675 (7.8%)	607	1,645 (18.9%)	856	396	51	342	0
愛媛	8,376	795 (9.5%)	431	620 (7.4%)	5,555 (66.3%)	428 (5.1%)	371	978 (11.7%)	595	252	22	109	0
高知	2,592	338 (13.0%)	102	48 (1.9%)	1,534 (59.2%)	212 (8.2%)	179	460 (17.7%)	289	125	10	36	0
福岡	46,273	7,511 (16.2%)	5,337	526 (1.1%)	10,624 (23.0%)	20,622 (44.6%)	18,841	6,990 (15.1%)	4,310	1,928	204	548	0
佐賀	5,258	400 (7.6%)	226	57 (1.1%)	2,366 (45.0%)	1,730 (32.9%)	1,655	705 (13.4%)	452	173	13	67	0
長崎	5,433	955 (17.6%)	453	217 (4.0%)	2,462 (45.3%)	1,150 (21.2%)	1,077	647 (11.9%)	424	161	12	50	2
熊本	10,155	1,366 (13.5%)	752	167 (1.6%)	6,295 (62.0%)	906 (8.9%)	804	1,421 (14.0%)	1,012	302	28	79	0
大分	6,254	671 (10.7%)	443	77 (1.2%)	3,094 (49.5%)	1,572 (25.1%)	1,499	840 (13.4%)	500	251	16	73	0
宮崎	4,144	375 (9.0%)	174	27 (0.7%)	2,800 (67.6%)	481 (11.6%)	440	461 (11.1%)	285	136	4	36	0
鹿児島	6,862	696 (10.1%)	380	62 (0.9%)	4,343 (63.3%)	536 (7.8%)	492	1,225 (17.9%)	772	331	14	108	0
沖縄	8,138	2,152 (26.4%)	1,423	229 (2.8%)	1,414 (17.4%)	2,507 (30.8%)	2,365	1,808 (22.2%)	1,127	546	19	116	28

注1：〔〕内は、外国人労働者総数に対する在留資格別の外国人労働者数の比率。()内は、都道府県別の外国人労働者総数(全在留資格計)に対する在留資格別の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

第8表 都道府県別・産業別外国人労働者数

2018年10月末現在

(単位：人)

	全産業計	建設業		製造業		情報通信業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		教育、学習支援業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
		構成比 (注2)															
全国計	1,460,463	68,604	4.7%	434,342	29.7%	57,620	3.9%	186,061	12.7%	185,050	12.7%	69,764	4.8%	26,086	1.8%	230,510	15.8%
北海道	21,026	1,404	6.7%	5,781	27.5%	441	2.1%	2,670	12.7%	1,663	7.9%	2,525	12.0%	312	1.5%	734	3.5%
青森	3,137	184	5.9%	1,569	50.0%	3	0.1%	247	7.9%	148	4.7%	145	4.6%	77	2.5%	50	1.6%
岩手	4,509	248	5.5%	2,687	59.6%	9	0.2%	266	5.9%	153	3.4%	328	7.3%	71	1.6%	174	3.9%
宮城	11,001	760	6.9%	4,155	37.8%	135	1.2%	1,126	10.2%	1,118	10.2%	1,001	9.1%	212	1.9%	951	8.6%
秋田	1,953	52	2.7%	987	50.5%	5	0.3%	185	9.5%	138	7.1%	272	13.9%	36	1.8%	48	2.5%
山形	3,754	240	6.4%	2,143	57.1%	10	0.3%	153	4.1%	123	3.3%	212	5.6%	112	3.0%	344	9.2%
福島	8,130	697	8.6%	3,382	41.6%	18	0.2%	1,094	13.5%	533	6.6%	295	3.6%	143	1.8%	1,023	12.6%
茨城	35,062	1,341	3.8%	15,215	43.4%	309	0.9%	1,879	5.4%	947	2.7%	1,703	4.9%	471	1.3%	3,607	10.3%
栃木	24,016	689	2.9%	10,579	44.0%	36	0.1%	1,311	5.5%	912	3.8%	675	2.8%	263	1.1%	7,143	29.7%
群馬	34,526	960	2.8%	14,432	41.8%	120	0.3%	1,720	5.0%	1,374	4.0%	357	1.0%	509	1.5%	10,905	31.6%
埼玉	65,290	6,505	10.0%	25,827	39.6%	487	0.7%	6,253	9.6%	5,074	7.8%	1,712	2.6%	1,542	2.4%	9,647	14.8%
千葉	54,492	4,282	7.9%	14,320	26.3%	479	0.9%	7,668	14.1%	6,525	12.0%	1,729	3.2%	1,880	3.5%	7,550	13.9%
東京	438,775	12,157	2.8%	26,302	6.0%	47,044	10.7%	84,946	19.4%	101,405	23.1%	22,190	5.1%	4,771	1.1%	68,270	15.6%
神奈川	79,223	6,729	8.5%	24,600	31.1%	3,046	3.8%	10,524	13.3%	8,885	11.2%	2,716	3.4%	2,594	3.3%	9,442	11.9%
新潟	8,918	578	6.5%	4,080	45.8%	89	1.0%	1,106	12.4%	632	7.1%	629	7.1%	163	1.8%	853	9.6%
富山	10,334	861	8.3%	5,217	50.5%	21	0.2%	869	8.4%	473	4.6%	140	1.4%	201	1.9%	1,995	19.3%
石川	9,795	427	4.4%	5,214	53.2%	28	0.3%	698	7.1%	607	6.2%	904	9.2%	152	1.6%	1,082	11.0%
福井	8,651	450	5.2%	3,873	44.8%	22	0.3%	580	6.7%	261	3.0%	129	1.5%	106	1.2%	2,654	30.7%
山梨	6,910	280	4.1%	2,780	40.2%	5	0.1%	462	6.7%	437	6.3%	265	3.8%	139	2.0%	2,003	29.0%
長野	17,923	651	3.6%	9,215	51.4%	113	0.6%	784	4.4%	1,093	6.1%	443	2.5%	286	1.6%	2,774	15.5%
岐阜	31,279	1,180	3.8%	18,099	57.9%	64	0.2%	1,304	4.2%	1,249	4.0%	549	1.8%	412	1.3%	5,738	18.3%
静岡	57,353	2,202	3.8%	24,936	43.5%	228	0.4%	3,445	6.0%	3,131	5.5%	1,309	2.3%	781	1.4%	16,553	28.9%
愛知	151,669	6,533	4.3%	68,776	45.3%	1,297	0.9%	11,882	7.8%	13,056	8.6%	5,735	3.8%	2,270	1.5%	28,764	19.0%
三重	27,464	1,159	4.2%	14,228	51.8%	31	0.1%	1,354	4.9%	1,262	4.6%	411	1.5%	599	2.2%	6,215	22.6%
滋賀	17,238	306	1.8%	10,164	59.0%	34	0.2%	718	4.2%	501	2.9%	232	1.3%	160	0.9%	3,499	20.3%
京都	17,436	727	4.2%	5,075	29.1%	218	1.3%	1,890	10.8%	2,095	12.0%	3,539	20.3%	463	2.7%	1,633	9.4%
大阪	90,072	4,044	4.5%	23,395	26.0%	1,802	2.0%	12,614	14.0%	13,452	14.9%	5,521	6.1%	2,305	2.6%	15,728	17.5%
兵庫	34,516	1,539	4.5%	14,804	42.9%	184	0.5%	3,884	11.3%	3,592	10.4%	2,264	6.6%	1,067	3.1%	4,209	12.2%
奈良	4,116	359	8.7%	1,950	47.4%	3	0.1%	306	7.4%	294	7.1%	219	5.3%	162	3.9%	493	12.0%
和歌山	2,395	63	2.6%	1,002	41.8%	27	1.1%	358	14.9%	199	8.3%	111	4.6%	154	6.4%	147	6.1%
鳥取	2,755	97	3.5%	1,495	54.3%	34	1.2%	145	5.3%	141	5.1%	189	6.9%	63	2.3%	138	5.0%
島根	4,297	181	4.2%	1,742	40.5%	3	0.1%	264	6.1%	165	3.8%	115	2.7%	73	1.7%	1,295	30.1%
岡山	16,297	937	5.7%	7,702	47.3%	58	0.4%	2,109	12.9%	900	5.5%	1,467	9.0%	371	2.3%	1,223	7.5%
広島	31,851	1,833	5.8%	16,887	53.0%	176	0.6%	3,648	11.5%	1,426	4.5%	1,274	4.0%	414	1.3%	2,527	7.9%
山口	7,723	605	7.8%	3,285	42.5%	12	0.2%	1,892	24.5%	493	6.4%	351	4.5%	170	2.2%	406	5.3%
徳島	4,389	290	6.6%	2,056	46.8%	7	0.2%	414	9.4%	200	4.6%	232	5.3%	264	6.0%	109	2.5%
香川	8,703	619	7.1%	4,860	55.8%	10	0.1%	739	8.5%	285	3.3%	215	2.5%	237	2.7%	558	6.4%
愛媛	8,376	469	5.6%	5,649	67.4%	21	0.3%	702	8.4%	242	2.9%	235	2.8%	202	2.4%	172	2.1%
高知	2,592	175	6.8%	730	28.2%	9	0.3%	242	9.3%	113	4.4%	240	9.3%	97	3.7%	56	2.2%
福岡	46,273	2,459	5.3%	9,779	21.1%	662	1.4%	8,944	19.3%	5,266	11.4%	4,084	8.8%	743	1.6%	6,683	14.4%
佐賀	5,258	300	5.7%	2,565	48.8%	4	0.1%	340	6.5%	479	9.1%	167	3.2%	106	2.0%	255	4.8%
長崎	5,433	239	4.4%	1,933	35.6%	29	0.5%	695	12.8%	533	9.8%	393	7.2%	176	3.2%	184	3.4%
熊本	10,155	890	8.8%	2,878	28.3%	20	0.2%	1,093	10.8%	653	6.4%	405	4.0%	170	1.7%	603	5.9%
大分	6,254	315	5.0%	2,169	34.7%	20	0.3%	435	7.0%	845	13.5%	695	11.1%	106	1.7%	677	10.8%
宮崎	4,144	244	5.9%	1,882	45.4%	30	0.7%	340	8.2%	207	5.0%	269	6.5%	77	1.9%	86	2.1%
鹿児島	6,862	561	8.2%	3,040	44.3%	20	0.3%	628	9.2%	335	4.9%	322	4.7%	160	2.3%	309	4.5%
沖縄	8,138	783	9.6%	903	11.1%	197	2.4%	1,135	13.9%	1,435	17.6%	851	10.5%	244	3.0%	1,001	12.3%

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、都道府県別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者の比率を示す。

(出所)厚生労働省 資料

3. 都道府県別の産業別外国人労働者数の状態

都道府県別の産業別外国人労働者数の状態はどうか。第8表のごとくである。

外国人労働者数で一番多いのは製造業で43万4,342人(全体の29.7%)である。絶対数で見ると、①愛知県6万8,776人、②東京都2万6,302人、③埼玉県2万5,827人、④静岡県2万4,936人、⑤神奈川県2万4,600人となっている。

これを構成比率で見ると、①愛媛県5,649人(67.4%)、②岩手県2,687人(59.6%)、③滋賀県1万164人(59.0%)となっている。

つぎに、サービス業(他に分類されないものは全体で23万510人(15.8%)である。絶対数で見ると、①東京都6万8,270人、②愛知県2万8,764人、③静岡県1万6,553人になるが、構成比率をみると、①群馬県1万905人(31.6%)、②福井県2,654人(30.7%)、③島根県1,295人(30.1%)となっている。

卸売業・小売業は全体で18万6,061人(12.7%)である。絶対数で見ると、①東京都8万4,946人、②大阪府1万2,614人、③愛知県1万1,882人となるが、構成比率をみると、①山口県1,892人(24.5%)、②東京都8万4,946人(19.4%)、③福岡県8,944人(19.3%)となっている。

宿泊業・飲食サービス業は全体で18万5,050人(12.7%)である。絶対数で見ると、①東京都10万1,405人、②大阪府1万3,452人、③愛知県1万3,056人となっているが、構成比率をみると、①東京都10万1,405人(23.1%)、②沖縄県1,435人(17.6%)、③大阪府1万3,452人(14.9%)となっている。

なお、建設業は全体で6万8,604人(4.7%)であるが、どうか。絶対数では、①東京都1

万2,157人、②神奈川県6,729人、③愛媛県6,533人であるが、構成比率で見ると、①埼玉県6,505人(10.0%)、②沖縄県783人(9.6%)、③熊本県890人(8.8%)となっている。

Ⅲ 高知県における外国人労働者の現状

『外国人雇用状況の届出状況(2018年10月末現在)』によれば、高知県における外国人労働者を雇用している事業所数は725所であり、外国人労働者は2,592人になっている。これは2017年10月末日に比較して事業所数で79所(646→725)、労働者数で178人(2,414人→2,592人)増加している。

1. 高知県における国籍別外国人労働者

高知県において、外国人労働者の現状はどうか。

2018年10月段階で、外国人労働者を雇用している事業所数は725所、外国人労働者数は2,592人で、全国的にみると、それほど多くはない。

しかし、その実態はどうなっているのか。

国籍別の在留資格別外国人労働者数は、第9表のごとくである。

国籍別をみると、多い順に①ベトナム830人(32.0%)、②フィリピン435人(16.8%)、③中国412人(15.9%)、④G7/8+オーストラリア+ニュージーランド280人(10.8%)、⑤インドネシア239人(9.2%)となっており、ベトナム人が断トツの1位を占めていることが特徴である。

また、在留資格別にみると、「技能実習」が1,534人で全体の59.2%を占めていることも特徴である。ベトナム人830人中741人

第9表 高知県における国籍別・在留資格別外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：人

	総数	①専門的・技術的分野の在留資格		②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	技術・人文知識・国際業務			計	留学	計	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等		定住者
全国籍計	2,592	338 (13.0%)	102 (3.9%)	48 (1.9%)	1,534 (59.2%)	212 (8.2%)	179 (6.9%)	460 (17.7%)	289 (11.1%)	125 (4.8%)	10 (0.4%)	36 (1.4%)	0 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	412 [15.9%]	36 (8.7%)	25 (6.1%)	5 (1.2%)	180 (43.7%)	63 (15.3%)	51 (12.4%)	128 (31.1%)	93 (22.6%)	19 (4.6%)	5 (1.2%)	11 (2.7%)	0 (0.0%)
韓国	39 [1.5%]	9 (23.1%)	8 (20.5%)	2 (5.1%)	0 (0.0%)	3 (7.7%)	3 (7.7%)	25 (64.1%)	19 (48.7%)	4 (10.3%)	1 (2.6%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)
フィリピン	435 [16.8%]	14 (3.2%)	8 (1.8%)	21 (4.8%)	250 (57.5%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	149 (34.3%)	97 (22.3%)	35 (8.0%)	1 (0.2%)	16 (3.7%)	0 (0.0%)
ベトナム	830 [32.0%]	24 (2.9%)	3 (0.4%)	12 (1.4%)	741 (89.3%)	34 (4.1%)	34 (4.1%)	19 (2.3%)	7 (0.8%)	12 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ネパール	59 [2.3%]	8 (13.6%)	11 (1.7%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	49 (83.1%)	42 (71.2%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	239 [9.2%]	15 (6.3%)	2 (0.8%)	1 (0.4%)	200 (83.7%)	7 (2.9%)	6 (2.5%)	16 (6.7%)	8 (3.3%)	5 (2.1%)	1 (0.4%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
ブラジル	12 [0.5%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)	8 (66.7%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
ペルー	4 [0.2%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	3 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)
G7/8+オーストラリア +ニュージーランド	280 [10.8%]	194 (69.3%)	42 (15.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	5 (1.8%)	79 (28.2%)	44 (15.7%)	32 (11.4%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	138 [5.3%]	103 (74.6%)	22 (15.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (2.9%)	4 (4.0%)	31 (22.5%)	22 (15.9%)	9 (6.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
うちイギリス	41 [1.6%]	22 (53.7%)	4 (9.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (46.3%)	8 (19.5%)	10 (24.4%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)
その他	282 [10.9%]	38 (13.5%)	13 (4.6%)	4 (1.4%)	163 (57.8%)	50 (17.7%)	37 (13.1%)	27 (9.6%)	10 (3.5%)	15 (5.3%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)

注1：[]内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。()内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2：在留資格「特定活動」(2)は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

(出所)厚生労働省,高知労働局 資料

(89.3%)が「技能実習」である。インドネシア人も239人中200人(83.7%)、フィリピン人435人中250人(67.5%)、中国人412人中180人(43.7%)が「技能実習」である。

また、永住者など「身分に基づく在留資格」が460人(全体の17.7%)いることも大きい。

「専門的・技術的分野の在留資格」は338人(13.0%)であるが、そのうちG7/8+オーストラリア+ニュージーランドが280人のうち194人(69.3%)を占めている。

2. 高知県における産業別外国人労働者

つぎに、産業別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみると、第10表のごとくである。

事業所数で見ると、①農業233所(32.1%)、②製造業93所(12.8%)、③卸売業・小売業74所(10.2%)となっており、農業の割合が高いことが特徴である。

これを外国人労働者数で見ると、①製造業730人(28.2%)、②農業568人(21.9%)、③教

育・学習支援業240人(9.3%)となっており、製造業がトップになっている。

製造業では、食料品製造業が358人(13.8%)を占めている。

また、建設業が175人(6.8%)、漁業が150人(5.8%)と、外国人労働者数では比率が高くなっている。

3. 高知県における事業所規模別外国人労働者

高知県における事業所規模別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみれば、第11表のごとくである。

事業所数で見ると、30人未満規模は489所67.4%で三分の二を占めている。30~99人規模は126所17.4%であり、100人未満規模は615所で全体の84.8%で全国的にも小規模の事業所が多い。

また、外国人労働者数で見ても、30人未満規模が1,321人で全体の51.0%を占めている。30~99人規模は486人18.8%であり、100人未

第10表 高知県における産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数			構成比	外国人労働者数			構成比
		派遣・請負事業所 [比率]				派遣・請負労働者 [比率]		
全産業計	725	35 [4.8]	100.0	2,592	186 [7.2]	100.0		
A 農業、林業	235	5 [2.1]	32.4	570	16 [2.8]	22.0		
農業	233	5 [2.1]	32.1	568	16 [2.8]	21.9		
B 漁業	28	0 [0.0]	3.9	150	0 [0.0]	5.8		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0		
D 建設業	41	1 [2.4]	5.7	175	1 [0.6]	6.8		
E 製造業	93	9 [9.7]	12.8	730	109 [14.9]	28.2		
食料品製造業	26	3 [11.5]	3.6	358	55 [15.4]	13.8		
飲料・たばこ・飼料製造業	2	0 [0.0]	0.3	2	0 [0.0]	0.1		
繊維工業	23	0 [0.0]	3.2	194	0 [0.0]	7.5		
金属製品製造業	1	0 [0.0]	0.1	6	0 [0.0]	0.2		
生産用機械器具製造業	11	0 [0.0]	1.5	28	0 [0.0]	1.1		
電気機械器具製造業	1	1 [100.0]	0.1	3	3 [100.0]	0.1		
輸送用機械器具製造業	11	0 [0.0]	1.5	37	0 [0.0]	1.4		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0		
G 情報通信業	5	0 [0.0]	0.7	9	0 [0.0]	0.3		
H 運輸業、郵便業	5	0 [0.0]	0.7	17	0 [0.0]	0.7		
I 卸売業、小売業	74	3 [4.1]	10.2	242	17 [7.0]	9.3		
J 金融業、保険業	2	0 [0.0]	0.3	2	0 [0.0]	0.1		
K 不動産業、物品賃貸業	2	0 [0.0]	0.3	24	0 [0.0]	0.9		
L 学術研究、専門・技術サービス業	5	0 [0.0]	0.7	11	0 [0.0]	0.4		
M 宿泊業、飲食サービス業	51	1 [2.0]	7.0	113	2 [1.8]	4.4		
宿泊業	12	0 [0.0]	1.7	30	0 [0.0]	1.2		
飲食店	37	0 [0.0]	5.1	80	0 [0.0]	3.1		
N 生活関連サービス業、娯楽業	5	0 [0.0]	0.7	10	0 [0.0]	0.4		
O 教育、学習支援業	56	0 [0.0]	7.7	240	0 [0.0]	9.3		
P 医療、福祉	56	3 [5.4]	7.7	97	3 [3.1]	3.7		
医療業	23	1 [4.3]	3.2	38	1 [2.6]	1.5		
社会保険・社会福祉・介護事業	33	2 [6.1]	4.6	59	2 [3.4]	2.3		
Q 複合サービス事業	5	0 [0.0]	0.7	9	0 [0.0]	0.3		
R サービス業（他に分類されないもの）	25	11 [44.0]	3.4	56	32 [57.1]	2.2		
自動車整備業	2	0 [0.0]	0.3	5	0 [0.0]	0.2		
職業紹介・労働者派遣業	1	1 [100.0]	0.1	1	1 [100.0]	0.0		
その他のサービス業	17	10 [58.8]	2.3	40	31 [77.5]	1.5		
S 公務（他に分類されるものを除く）	37	2 [5.4]	5.1	137	6 [4.4]	5.3		
T 分類不能の産業	0	0 [0.0]	0.0	0	0 [0.0]	0.0		

注1：産業分類は、平成25年10月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該産業の事業所数に対する比率を示す。

注3：「派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する比率を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全産業計）に対する、当該産業の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。また、各産業分類の構成比の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

(出所)厚生労働省 高知労働局 資料

第11表 高知県における事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：所、人、%

	事業所数			構成比	外国人労働者数			一事業所あたりの外国人労働者数	
		派遣・請負事業所 [比率]				派遣・請負労働者 [比率]		派遣・請負労働者	
全事業所規模計	725	35 [4.8]	100.0	2,592	186 [7.2]	100.0	3.6	5.3	
事業所労働者数	30人未満	489	7 [1.4]	67.4	1,321	26 [2.0]	51.0	2.7	3.7
	30～99人	126	16 [12.7]	17.4	486	130 [26.7]	18.8	3.9	8.1
	100～499人	88	11 [12.5]	12.1	421	28 [6.7]	16.2	4.8	2.5
	500人以上	18	1 [5.6]	2.5	346	2 [0.6]	13.3	19.2	2.0
	不明	4	- [0.0]	0.6	18	- [0.0]	0.7	4.5	-

注1：「派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数及び当該事業所規模の事業所数に対する比率を示す。

注2：「派遣・請負労働者 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する比率を示す。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負労働者」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する、当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。

(出所)厚生労働省 高知労働局 資料

第12表 高知県における安定所別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（高知労働局）

2018年10月末現在

単位：所、人、%

安定所別	事業所数			構成比	外国人労働者数			構成比
		派遣・請負事業所 [比率]				派遣・請負労働者 [比率]		
高知労働局計	725	35	[4.8]	100.0	2,592	186	[7.2]	100.0
高知	401	13	[3.2]	55.3	1,586	36	[2.3]	61.2
須崎	132	5	[3.8]	18.2	346	11	[3.2]	13.3
四万十	72	2	[2.8]	9.9	252	2	[0.8]	9.7
安芸	44	1	[2.3]	6.1	127	3	[2.4]	4.9
いの	76	14	[18.4]	10.5	281	134	[47.7]	10.8

(出所)厚生労働省,高知労働局 資料

満規模でみると、1,807人で69.8%を占めることになる。

100人～499人規模は88所で421人(16.2%)、500人以上は18所で346人(13.3%)となっている。

一事業所あたりの外国人労働者数で見ると、全体で3.6人、30人未満規模で2.7人、30～99人規模3.9人、100～499人規模で19.2人となっている。

4. 高知県における安定所別外国人労働者

最後に、高知労働局の安定所別の外国人雇用事業所数及び外国人労働者数は、第12表のごとくである。

事業所数で見ると、「高知」が401で全体の55.3%を占めている。「須崎」が132で18.2%、「いの」が76で10.5%、「四万十」が72で9.9%、「安芸」が44で6.1%となっている。

外国人労働者数で見ると、「高知」が1,586人で61.2%と6割を占めるようになっている。「須崎」は346人で13.3%、「いの」は281人で10.8%、「四万十」は252人で9.7%、「安芸」は127人で4.9%となっている。

「高知」が事業所数で55.3%、外国人労働者数で61.2%を占めており、「高知」への集中度が高いことが特徴である。

IV 新しい外国人労働者受入れ制度

1. 在留資格についての制度概要

2019年4月の改正出入国管理法施行で、新しい在留資格による外国人労働者の受入れが始まり、日本でも外国人労働者の本格的な受入れの時代が訪れている。

そこで、ここでは新たな在留資格に基づく制度の内容について法務省の資料によりみていきたい。

まず、在留資格については、第13表のごとく提示されている。

在留資格は、特定技能1号と特定技能2号の2つが設けられている。

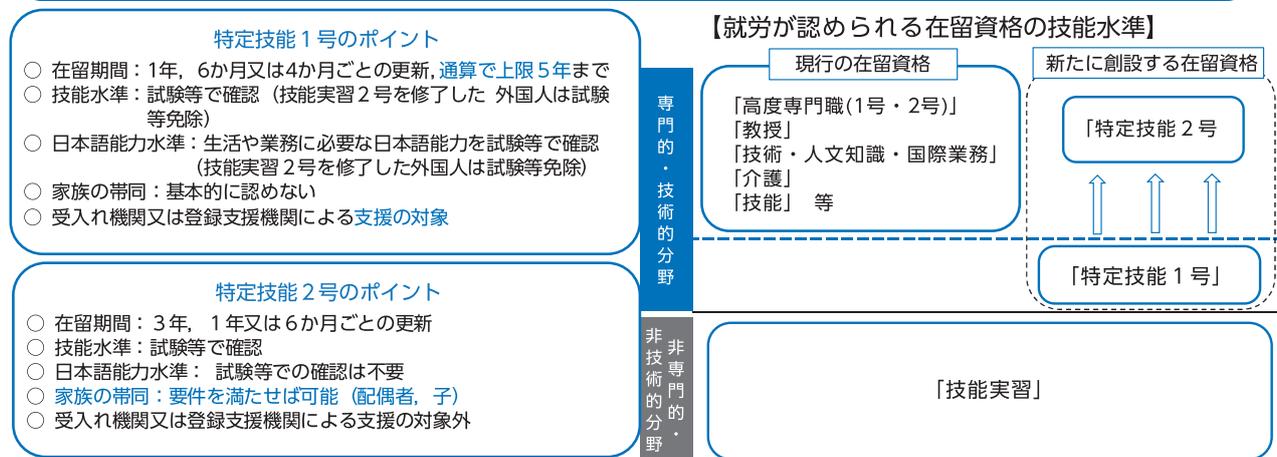
特定技能1号は、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」と位置づけられている。

特定技能2号は「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」と位置づけられている。

そして、特定産業分野として「介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業」の14分野が挙げられている。

第13表 制度概要 - ①在留資格について

- 特定技能1号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - 特定技能2号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、（14分野）自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）



- 特定技能1号のポイント**
- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
 - 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
 - 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
 - 家族の帯同：基本的に認めない
 - 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

- 特定技能2号のポイント**
- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
 - 技能水準：試験等で確認
 - 日本語能力水準：試験等での確認は不要
 - 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
 - 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

（出所）法務省資料

それゆえ、この14分野の業種を中心に外国人労働者受入れが始まるということである。

特定技能1号のポイントは、①在留期間が1年で6ヶ月又は4ヶ月ごとの更新が可能であるが、通算で上限5年までであること、②家族の帯同は基本的には認められないこと、が特徴である。

これに対して、特定技能2号のポイントは、①在留期間は3年であるが、1年又は6ヶ月ごとの更新で在留できること、②家族の帯同は要件を満たせば可能（配偶者、子）であること、が特徴である。

2. 受入れ機関と登録支援機関の制度概要

第2に、受入れ機関と登録支援機関についてである。これについては、第14表のごとく提示されている。

受入れ機関について、受入れ機関が受入れるための基準として4点あげられている。①外国人と結ぶ雇用契約が適切であること、②

受入れ機関自体が適切であること、③外国人を支援する体制があること、④外国人を支援する計画が適切であること、の4点であり、いずれも当たり前のことであるが、現実には基準が守られていない場合が多くあり、その管理指導が大切になっている。

また、登録支援機関についても、登録を受けるための基準として、①登録支援機関自体が適切であること、②外国人を支援する体制があること、の2点が挙げられているが、これが実際に行われているかどうか、が問題になろう。

これに対して、「出入国在留管理庁」が新しくできることになり、この出入国在留管理庁の役割が大きくなるといえよう。

3. 特定産業分野としての14分野の提示

第3に、特定産業分野として14分野が提示されており、今後5年間で34万5千人の外国人労働者を受入れる予定といわれるが、それはどのように想定されているのだろうか。そ

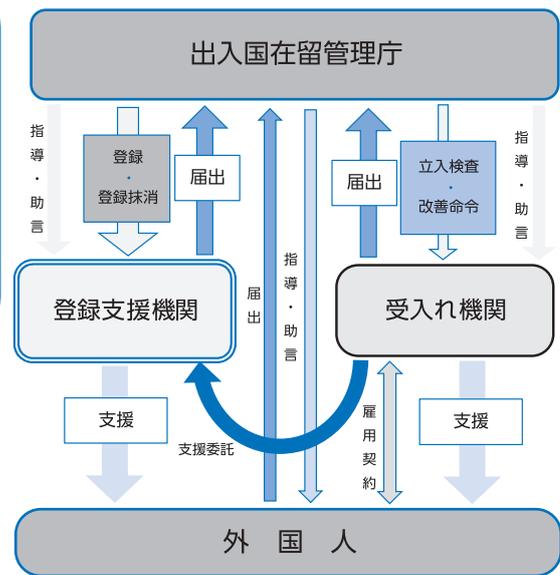
第14表 制度概要 - ②受入れ機関と登録支援機関について

- 受入れ機関について

 - 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
 - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
 - ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）
 - 2 受入れ機関の義務
 - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。全部委託すれば1 ③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。
- 登録支援機関について

 - 1 登録を受けるための基準
 - ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
 - ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
 - 2 登録支援機関の義務
 - ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

(出所) 法務省資料



これは、第15表のごとくである。

多い順にみると、①介護業6万人、②外食業5万3千人、③建設業4万人、④ビルクリーニング業3万7千人、⑤農業3万6千5百人、⑥飲食料品製造業3万4千人、となっている。介護業や外食業で急速に増加することが想定されている。

4. 外国人労働者を受入れる経緯と背景

第4に、外国人労働者を受入れる経緯や背景について、どのように位置づけられているのか(法務省資料による)。

経緯としては、2018年2月20日の経済財政諮問会議で総理大臣指示があったことによる。その内容は①「深刻な人手不足が生じているため、外国人受入れの制度のあり方について早急に検討を進める必要があること」、②「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改正の具体的な検討を進める」というものである。

そして、2018年6月15日「骨太の方針2018」

で閣議決定している。その内容は、①従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受入れていく仕組みを構築する、②このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する、というものである。

そして、外国人労働者受入れの背景としては、①有効求人倍率は、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率が25年ぶりの水準前まで低下したこと、②企業の人手不足感はバブル期以来の水準まで上昇したこと、③外国人労働者数が過去最高を更新していること、をあげている。

第15表 特定産業分野—14分野の運用方針

	分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の 最大値)	人材基準		その他重要事項		雇用 形態
			技能試験	日本語試験	従事する業務		
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等(上記に加えて)介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕		直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕		直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 〔13試験区分〕		直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト ・工場板金 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 〔18試験区分〕		直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・仕上げ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械・保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 〔13試験区分〕		直接
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/表装 ・左官 ・屋根ふき ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・トンネル推進工 ・鉄筋継手 〔11試験区分〕		直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕		直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕		直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グラウンドハンドリング又は航空機整備)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グラウンドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕		直接
	船	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕		直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕		直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕		直接 派遣
	飲食品製造業	34,000人	飲食品製造業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 〔1試験区分〕		直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1試験区分〕		直接

(出所) 法務省資料

5. 新たな外国人労働者受入れに関する政省令

政府は2019年4月から始まる外国人労働者の受入れの最終的な方向性を明確化するために、2019年3月15日に新しい政省令を公表している。この政省令の骨子は、第16表のごとくである。

それによれば、新たに設ける省令は2つである。

まず、特定技能基準省令では、特に受入れ

機関の基準を厳しくしている。

第1に「受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準」では、「報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること」として、日本人と差別してはならないことをうたっている。

第2に、「受入れ機関自体が満たすべき基準」では、①「労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守すること」として法に反する機関を排除すること、②1年以内に外国人労働者を非自発的に離職させていないこと、③1

第16表 新たな外国人受入れに関する政省令の骨子

1 新たに設ける省令 (2省令)	2 既存の省令の改正 (2省令)
<p>① 特定技能基準省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること ○ 受入れ機関自体が満たすべき基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと ・ 欠格事由 (5年以内に出入国・労働法令違反がない等) に該当しないこと ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から支援責任者及び支援担当者を選任していること (兼任可) 等 (*) ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること (*) ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと (*) など <p>(注) 上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援計画が満たすべき基準 ※ 基本方針記載の支援の内容を規定 	<p>① 上陸基準省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人本人に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上であること ・ 健康状態が良好であること ・ 保証金の徴収等をされていないこと ・ 送出国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること ・ 特定技能1号：必要な技能水準及び日本語能力水準 (注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除 ・ 特定技能2号：必要な技能水準 <p>② 出入国管理及び難民認定法施行規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登録支援機関の登録に関する規定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること (兼任可) ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等 ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など ○ 受入れ機関の届出事項等 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年 ・ 1回当たりの在留期間 (更新可能) は、 特定技能1号 1年、6か月又は4か月 特定技能2号 3年、1年又は6か月 など
<p>② 分野省令</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受入れ分野、技能水準 ※ 分野別運用方針を反映させた形で規定 <p>(注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額 (登録時2万8,400円, 更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備</p> <p>(出所) 法務省資料</p>	

年以内に行方不明者を発生させていないこと、④欠格事由に該当しないこと、⑤報酬を預貯金口座への振込みなど賃金のピンハネをしないことなど、より厳しい条件を提示している。

また、既存の省令の改正では、「上陸基準省令」の「外国人本人に関する基準」で、①18歳以上であること、②健康状態が良好であること、③保証金の徴収などをされていないこと、④送出国の法律を遵守していること、など外国人労働者の条件についても厳しくしている。

これらの省令の改正は当たり前といえば当たりのことであるが、これまで十分果たされていない項目である。

V 外国人労働者受入れ拡大の問題点

1. 外国人労働者受入れ拡大以前の問題

第一に、現在の段階で急速に外国人労働者を増加させる理由である。

これについては、2018年2月20日の経済財政諮問会議での安倍総理大臣が、「深刻な人手不足が生じているため、外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある」と指示したように、「深刻な人手不足」があげられていることである。

その表れとして、「有効求人倍率が全都道府県で1を超える状態が続いていること」「企業の人手不足感はバブル期以来の水準にまで上昇していること」を指摘している。

このように、日本において「労働力不足」「人手不足」が理由として提示されている。

しかし、日本の労働力不足問題をあげるなら、まず、別の視点から考えることが前提となるように思われる。

すなわち、日本の人口の動向、労働環境や

第17表 主な国の人口変遷・将来人口

(単位：10万人)

国名	年	1950	2000	2015	2050	2100
日本		828	1,257	1,280	1,088	845
インド		3,763	10,531	13,091	16,590	15,166
中国		5,544	12,832	13,970	13,645	10,207
ナイジェリア		379	1,224	1,812	4,106	7,939
イギリス		506	590	654	754	810
イタリア		466	573	595	551	478
スウェーデン		70	89	98	116	134
フランス		419	596	645	706	742
アメリカ		1,588	2,820	3,199	3,896	4,475
カナダ		137	307	359	449	516
メキシコ		280	1,017	1,259	1,643	1,515
アルゼンチン		172	371	434	552	577
ブラジル		540	1,753	2,060	2,327	1,904
オーストラリア		82	191	238	332	418

(出所) 『地理統計要覧2019年版』より作成

労働条件がどうなっているかを客観化しておく必要がある。主な国の人口変遷・将来人口をみると、第17表のごとくである。

まず、日本の人口はどうなっているのか。日本の人口は第二次世界大戦後の1946年7,575万人から一貫して増加しており、2008年にはピークの1億2,808万人になっている。それ以降は人口が減少に転じ、2017年には1億2,671万人になっている。

そして、日本の将来人口を出生中位で見ると、2050年には1億880万人、2100年には8,450万人へ人口が減少することが推計されている。

その要因はなにか。日本の合計特殊出生率が著しく低いことである。1970年2.13から減少し、1980年1.75、1990年1.54、2000年1.36となり、2005年には1.26の最低になる。それ以降は少し持ち直すが、それでも2016年1.44である。

主な国の2016年の合計特殊出生率はアメリカ1.80、イギリス1.80、フランス1.96、ドイツ1.50、スウェーデン1.85、ロシア1.75、オーストラリア1.81、となっており、1.80以上の国が多いのである。

このように、合計特殊出生率が低

いことが日本の人口減少の大きな要因なのである。人口が維持されるためには、この合計特殊出生率が少なくとも2.07になることが必要なのである。

たとえば、アメリカは2015年3億1,990万人の人口が2050年3億8,960万人、2100年4億4,750万人へ、スウェーデンは2015年980万人から2050年1,160万人へ、2100年には1,340万人へと、それぞれ増加することが予測されている。

そのなかで、日本の人口は減少するのであり、そのことが日本の「人手不足」「労働力不足」の大きな要因なのである。

それゆえ、若い人たちが安心して一緒に働き、子どもを生み、育てていける環境を整えることが大前提になるのである。

そのために、雇用形態において、正規雇用よりも非正規雇用が増加しているのは、若者の雇用の不安定さを示しているといえよう。

たとえば、雇用形態別雇用者数の推移は、第18表のごとくである。

雇用者全体は2000年の5,267万人から一貫して増加し、2017年には5,810万人になっている。しかし、正規の職員・従業員は2000年3,630万人から、2017年3,423万人へ減少している。逆に、非正規の職員・従業員は2000年1,273万人から2017年2,036万人へ763万人も増加しているのである。

第18表 雇用形態別雇用者数の推移

(単位：万人)

	2000	2005	2010	2015	2016	2017
役員	364	400	370	348	348	349
正規の職員・従業員	3,630	3,375	3,374	3,317	3,367	3,423
非正規の職員・従業員	1,273	1,634	1,763	1,986	2,023	2,036
パート	719	780	853	964	988	997
アルバイト	359	340	344	405	415	417
その他	194	514	567	617	620	623
雇用者計	5,267	5,408	5,508	5,653	5,741	5,810

(出所) 総務省労働局資料

2017年には正規58.9%・非正規35.0%の比率となっている。

この非正規という不安定な労働環境を改善していくことを早急に進めることが求められよう。それとの関係で外国人労働者の必要性も検討していくことが大切である。

また、女性の社会への参加を促進するため、労働環境の改善や男女格差を無くしていくことも求められている。

2. 外国人労働者受入れ状態改善への問題

第二に、日本が外国人労働者を受入れるということは、国と国との関係、国民と国民との関係(人間と人間との関係)が良好になることが大切であり、そのことをお互いが責任をもって進めることである。

国際的な関係で大切であるのは、「自主・

民主・互惠」という原則である。国と国との関係、国民と国民との関係が、自主的な関係であること、民主的な関係であること、そして、お互いにプラスになる関係、お互いにWin - Winの関係になるようにすることが必要である。

そのために、国や自治体を始め、企業や国民の責任が大きくなることである。特に、法的規制が必要になるため、公的機関の責任が大きくなる。

日本は外国人労働者を受入れる側になるが、その場合何に留意する必要があるのか。外国人労働者の居場所づくりの大枠は、**第19表**のごとくである。

全体としての居場所づくりは「共生・協生・響生」を基本とすることが大切である。ともに生きる＝共生、力を合わせて生きる＝協生、心の琴線に触れあって生きる＝響生、である。

第19表 外国人労働者の居場所づくりの大枠

1. 全体的な居場所づくりー共生・協生・響生

- ① 日本語研修および各国語の研修 — お互いの意思疎通の原点
- ② 文化・教育・生活習慣・風習・宗教などの交流・研修 — お互いの相違点を明らかにして、お互いを尊重する気風を高める

2. 労働(生産)の場における居場所づくり

- ① 労働する意義を明らかにし、労働条件・労働環境を日本人と同等にすること
- ② 労働能力の向上・技能の向上・資格の取得を大切にすること
- ③ それに応じて労働条件の向上

3. 生活(くらし)の場における居場所づくり

- ① 衣食住 — 特に住環境の改善
- ② 地域住民との交流の場づくり
- ③ 教育・文化の大切さ
- ④ 居場所づくりの基礎単位
 - ㉑ 都市地域 — 基本的には小学校(地域により変わる)
 - ㉒ 農山漁村地域 — 基本的には集落(地域により変わる)

4. 日本にいて生じる悩み・喜び・悲しみ・怒りなどを話しあう場の居場所づくりとその支援体制づくり

そのために、第一に全体的な居場所づくりとして、お互いに意思が通じ合うことが必要であり、言葉＝日本語及び各国の言語の交流・研修を広めることである。

また、それぞれの国には、文化・教育・生活習慣の違いがあり、お互いにその違いを認め合い、尊重し合う気風を高めることである。

第二に、労働(生産)の場での居場所づくりである。ここでは、日本人と外国人労働者との労働条件や労働環境を同等にすることである。

また、労働能力や技能の向上を図り、資格などを取得することに責任をもって推進することである。

第三に、生活(くらし)の場における居場所づくりである。

ここでは、生活(くらし)ていくのに必要な条件を整えることである。

そして、地域住民との交流の場をたくさん設けることによって、お互いに理解し合える機会を広げることである。

この生活(くらし)の場での居場所づくりは、都市地域と農山漁村地域では異なる点もあり、都市地域での基礎単位は小学校区、農山漁村地域での基礎単位は集落が基本になることが多いといえよう。

第四に、外国人労働者及びその家族が日本にいてることによって生じる悩みや喜び・悲しみ・怒りなどの問題をともに語りあう場が必要であり、その居場所づくりが大切である。そして、話しあうことによって問題を解決することが大切であり、その支援体制をつくることも大切である。

第20表 製造業の全雇用者1人あたり労働コスト

(単位：米ドル/時間)

	2016	(日本=100)
イスラエル	22.63	85.5
韓国	22.98	86.8
シンガポール (台湾)	26.75 9.82	101.1 37.1
トルコ	6.09	23.0
日本	26.46	100.0
フィリピン	2.06	7.8
中国	4.11	15.5
インド	1.69	6.4
アイルランド	36.23	136.9
イギリス	28.41	107.4
イタリア	32.49	122.8
オーストリア	39.54	149.4
オランダ	34.60	130.8
ギリシャ	15.70	59.3
スイス	60.36	228.1
スウェーデン	41.68	157.5
スペイン	23.44	88.6
スロバキア	11.57	43.7
チェコ	10.71	40.5
デンマーク	45.32	171.3
ドイツ	43.18	163.2
ノルウェー	48.62	183.7
ハンガリー	8.60	32.5
フィンランド	38.72	146.3
フランス	37.72	142.6
ベルギー	47.26	178.6
ポーランド	8.53	32.2
ポルトガル	10.96	41.4
アメリカ合衆国	39.03	147.5
カナダ	30.08	113.7
メキシコ	3.91	14.8
アルゼンチン	16.77	63.4
ブラジル	7.98	30.2
オーストラリア	38.19	144.3

注) 中国・インドは2015年

(出所) 『世界国勢図会2018/19』より作成

3. 外国人労働者受入れと日本の労働者への問題

第三に、外国人労働者を受入れる理由として「人手不足」があげられていたが、この要因が強いと「安くて使いやすい労働力としての外国人労働者」の導入という問題が懸念されることである。

たとえば、製造業の全雇用者1人あたり労働コストをみると、第20表のごとくである。

2016年の製造業の全雇用者1人当たり労働コストをみると、日本=100.0として、フィリピン7.8、インド6.4、中国15.5、台湾37.1、トルコ23.0、メキシコ14.8、ブラジル30.2の水準にあり、日本と比較すると低い水準にある。

これらの安い外国人労働者を雇用し、国際価格競争に打ち勝つことを狙いとすれば、国際的にも問題が起こることが想定されるし、日本の国内でも安い賃金水準を維持することに利用されかねないのであり、国内でも問題となろう。

それゆえ、外国人労働者の賃金や労働条件は日本国内の労働者と同一の条件で処遇することが求められるのである。

2019年3月15日に法務省が発表した「新たな外国人材受入れに関する政省令」でも、そのことが触れられている。

「特定技能規程省令」では、「受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準」として「報酬額が日本人と同等以上であること」などが定められている。

また、「受入れ機関自体が満たすべき基準」が、①労働、社会保険など法令を遵守すること、②1年以内に行方不明者を発生させていないこと、③1年以内に非自発的に離職させていないこと、④報酬を預貯金口座への振込等で支払うこと、⑤欠格事由に該当しないこと、などを示している。

また、上陸基準省令として、「外国人本人に関する基準」について、①18歳以上であること、②健康状態が良好であること、③保証金の徴収等をされていないことなどがあげられており、厳しい基準が設定されている。

2019年4月1日から実施されるわけであるが、この省令が十分機能することが大切である。

4. 外国人労働者の東京圏一極集中の問題

第四に、日本の人口は東京圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)一極集中が進んでいるが、外国人労働者も東京圏に集中するのではないかと、という問題である。都道府県別の人口の推移と合計特殊出生率は、[第21表](#)のごとくである。

日本の人口は第二次世界大戦後一貫して増加し、2010年(国勢調査)には1億2,806万人のピークに達するが、それ以降は減少し、2017年には1億2,671万人になっている。

この2010年に対して、2017年に人口が増加した都道府県は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、滋賀県、福岡県、沖縄県のわずか8都県である。

このなかで、2017年の東京圏の人口は3,644万人で日本全体の28.8%を占めており、東京圏の人口集中と地方の人口減少の状態が示されている。

東京圏を形成する都県を合計特殊出生率(2017年)でみると、東京都1.21、神奈川県1.34、千葉県1.34、埼玉県1.36といずれも全国水準の1.43を下回っており、この東京圏の出生率の低さにメスを入れることが大きな課題である。

このなかで、「人手不足」を理由として外国人労働者を受入れる法整備が行われ、2019年4月から新しい枠組みが進むのであるが、この外国人労働者の受入れも東京圏への一極集中の状態になるのではないかと、危惧されるのである。

2018年段階の外国人労働者は146万人であるが、東京圏へは、63万7,780人と日本全体の43.7%が集まっているのである。

現在の段階でも外国人労働者は東京圏へ集

中しているのに、これから外国人労働者が5年間で34.5万人増加することが予測されているが、この多くが東京圏へ集中すると予測される。

これに対する対応策がほとんどないことが問題である。

日本国内に賃金を始めとする労働条件の地域間格差が存在している。たとえば、2018年度の都道府県別最低賃金(時給)は、第22表のごとくである。

一番高い東京都は985円であり、最低は鹿児島県の761円である。高知県は762円となっ

第21表 都道府県別の人口の推移と合計特殊出生率

	人 口					合計特殊出生率	
	1980	1990	2000	2010	2017	1980	2017
北海道	5,576	5,644	5,683	5,506	5,320	1.64	1.29
青 森	1,524	1,483	1,476	1,373	1,278	1.85	1.43
岩 手	1,422	1,417	1,416	1,330	1,255	1.95	1.47
宮 城	2,082	2,249	2,365	2,348	2,323	1.86	1.31
秋 田	1,257	1,227	1,189	1,086	996	1.79	1.35
山 形	1,252	1,258	1,244	1,169	1,102	1.93	1.45
福 島	2,035	2,104	2,127	2,029	1,882	1.99	1.57
茨 城	2,558	2,845	2,986	2,970	2,892	1.87	1.48
栃 木	1,792	1,935	2,005	2,008	1,957	1.86	1.45
群 馬	1,849	1,966	2,025	2,008	1,960	1.81	1.47
埼 玉	5,420	6,405	6,938	7,195	7,310	1.73	1.36
千 葉	4,735	5,555	5,926	6,216	6,246	1.74	1.34
東 京	11,618	11,856	12,064	13,159	13,724	1.44	1.21
神奈川	6,924	7,980	8,490	9,048	9,159	1.70	1.34
新 潟	2,451	2,475	2,476	2,374	2,267	1.88	1.41
富 山	1,103	1,120	1,121	1,093	1,056	1.77	1.55
石 川	1,119	1,165	1,181	1,170	1,147	1.87	1.54
福 井	794	824	829	806	779	1.93	1.62
山 梨	804	853	888	863	823	1.76	1.50
長 野	2,084	2,157	2,215	2,152	2,076	1.89	1.56
岐 阜	1,960	2,067	2,108	2,081	2,008	1.80	1.51
静 岡	3,447	3,671	3,767	3,765	3,675	1.80	1.52
愛 知	6,222	6,691	7,043	7,411	7,525	1.81	1.54
三 重	1,687	1,793	1,857	1,855	1,800	1.82	1.49
滋 賀	1,080	1,222	1,343	1,411	1,413	1.96	1.54
京 都	2,527	2,602	2,644	2,636	2,599	1.67	1.31
大 阪	8,473	8,735	8,805	8,865	8,823	1.67	1.35
兵 庫	5,145	5,405	5,551	5,588	5,503	1.76	1.47
奈 良	1,209	1,375	1,443	1,401	1,348	1.70	1.33
和歌山	1,087	1,074	1,070	1,002	945	1.80	1.52
鳥 取	604	616	613	589	565	1.93	1.66
島 根	785	781	762	717	685	2.01	1.72
岡 山	1,871	1,926	1,951	1,945	1,907	1.86	1.54
広 島	2,739	2,850	2,879	2,861	2,829	1.84	1.56
山 口	1,587	1,573	1,528	1,451	1,383	1.79	1.57
徳 島	825	832	824	785	743	1.76	1.51
香 川	1,000	1,023	1,023	996	967	1.82	1.65
愛 媛	1,507	1,515	1,493	1,431	1,364	1.79	1.54
高 知	831	825	814	764	714	1.64	1.56
福 岡	4,553	4,811	5,016	5,072	5,107	1.74	1.51
佐 賀	866	878	877	850	824	1.93	1.64
長 崎	1,591	1,563	1,517	1,427	1,354	1.87	1.70
熊 本	1,790	1,840	1,859	1,817	1,765	1.83	1.67
大 分	1,229	1,237	1,221	1,197	1,152	1.82	1.62
宮 崎	1,152	1,169	1,170	1,135	1,089	1.93	1.73
鹿児島	1,785	1,798	1,786	1,706	1,626	1.95	1.69
沖 縄	1,107	1,222	1,318	1,393	1,443	2.38	1.94
全 国	117,060	123,611	126,926	128,057	126,706	1.75	1.43

合計特殊出生率…1人の女性が生涯に生むことが見込まれる子どもの数を示す指標。
 (出所) 総務省「国勢調査」、「人口推計」・厚生労働省「人口動態統計」より作成

第22表 2018年度地域別
最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】
北 海 道	835
青 森	762
岩 手	762
宮 城	798
秋 田	762
山 形	763
福 島	772
茨 城	822
栃 木	826
群 馬	809
埼 玉	898
千 葉	895
東 京	985
神 奈 川	983
新 潟	803
富 山	821
石 川	806
福 井	803
山 梨	810
長 野	821
岐 阜	825
静 岡	858
愛 知	898
三 重	846
滋 賀	839
京 都	882
大 阪	936
兵 庫	871
奈 良	811
和 歌 山	803
鳥 取	762
島 根	764
岡 山	807
広 島	844
山 口	802
徳 島	766
香 川	792
愛 媛	764
高 知	762
福 岡	814
佐 賀	762
長 崎	762
熊 本	762
大 分	762
宮 崎	762
鹿児島	761
沖 縄	762
全国加重平均額	874

(出所) 厚生労働省資料

ている。東京都は鹿児島県や高知県の1.3倍となっている。

そうすると、外国人労働者は地方で技能実習して、技能を向上させ、新しい資格を得ても、就職＝仕事は賃金の高い大都市ですという事例が多くなると予測される。

そうすると、日本の人口は東京圏一極集中が進んでいるが、外国人労働者の増大も同じ事態になることが予測される。

それゆえ、日本国内における地域間格差の問題に本格的に取り組まないと、外国人労働者の問題も人口の問題と同じく、地域間のアンバランス＝東京圏一極集中と地方の衰退という状態をつくり出す可能性が大きいということである。

VI 人口減少先進県・高知の出番

高知県の人口は1985年の84.0万人を一つのピークとして減少し、2017年には71.4万人になっており、この32年間で17.6%も減少している。

そして、1990年には、人口の社会減に加えて日本で最初に自然減になり、いわゆる人口の絶対的減少の時代に日本で最初に入っている。

このように、高知県は人口減少先進県の役割を担ってきたのである。

外国人労働者に関しても、高知県は2018年に2,592人で、秋田県1,953人、和歌山県2,395人に次いで少ない状態である。

このように、人口減少先進県であり、かつ外国人労働者も少ない高知県がなぜ今出番になるのか。

第一に、高知県は人口減少先進県として、多くの人材を東京や大阪など大都市圏に送り

出してきたという経験をしているからである。

すなわち、多くの人材を県外に送り出してきたがゆえに、人材を「送り出す」地域の問題点や悩みや知恵を多く持っているからである。

そして、人口減少のなかで地域をどのように活性化していくのかの知恵も同時に得たのである。

それゆえ、人材を「送り出す」国とお互いに豊かになれる知恵を発揮し、人材を送り出す国の国づくりに貢献することができるということである。

現在、いくつかの大手企業が行き先(目標)を見失い、いろいろの弊害を生み出している従来型の大量生産・大量流通・大量販売・大量消費・大量廃棄型の経済社会システム・生き方ではなく、自然・環境保全型で地域の宝物(資源)を大切にし、かつ最大限に活かした身の丈に合った経済社会システム・生き方を、私たちは提起してきた。

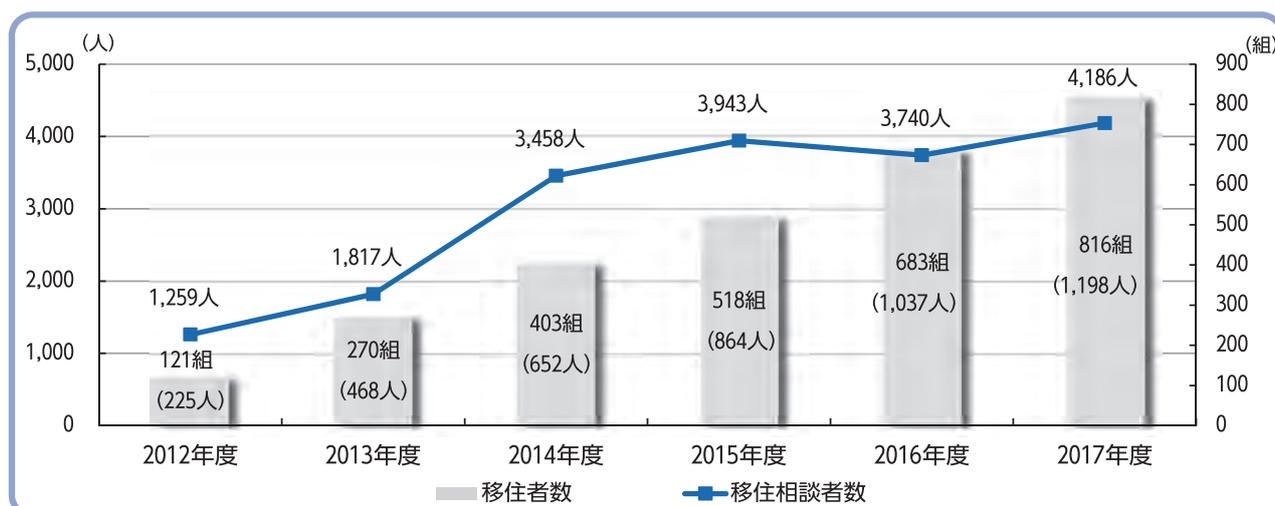
それは同時に、①経済的効率中心の経済社会システム・生き方から人間的・社会的効率中心の経済社会・生き方への転換であり、②生き残りをかけた生存競争中心の経済社会システム・生き方からお互いに豊かになる人間の相互発達(共創・協創・響創)中心の経済社会システム・生き方への転換、③画一性中心の経済社会システム・生き方から多様性中心の経済社会システム・生き方への転換である。

この私たちが提起する経済社会システムや生き方は日本へ外国人労働者として送り出している国々(東南アジアの国々)に大いに役立つことだと考える。

第二に、高知県は最近では人口の社会減を最少にするため県外から移住者を迎える移住・定住政策を積極的に進めていることである。

第23表 高知県における移住相談者数及び移住者数の推移

(単位：移住相談者数=人 移住者数=組)



(出所) 高知県

高知県における移住相談者数及び移住者数の推移は、第23表のごとくである。

それによると、県外からの高知県への移住者は2012年225人(121組)から一貫して増加し、2015年には864人(518組)になり、2017年には1,198人(816組)になっているのである。

また、都市部から地方へ若者が移住して活動する「地域おこし協力隊」について、総務省は2019年3月22日に2018年度の隊員数について発表している。それによれば、日本全体で5,359人であるが、これを都道府県別にみると、第1位 北海道679人、第2位 長野県432人、第3位 高知県204人となっており、高知県は多くの「地域おこし協力隊」を受入れているのである。

さらにいえば、高知県の中山間地域にある大川村などが、1980年代から「ふるさと村民制度」「ふるさと留学制度」を創設し、多くの人たちを高知県へ迎え入れているのである。

このように、高知県は多様な移住政策によって、県外から人間を迎え入れる問題や悩みを経験し、受入れの知恵を蓄積しているのである。

第三に、このように高知県は国内でとはいえ、人材を送り出す側も人材を受入れる側も

ともに経験しており、送り出す側の知恵と受入れる側の知恵をともに蓄積しているのである。

第四に、高知県に外国人労働者が少ないということは、これまで日本で起こっていた外国人労働者問題との関係が少ないということであり、この有利な条件を生かしてEU諸国やアメリカなどの外国で起こっている外国人労働者問題や日本でも起こっている外国人労働者問題などの事例から学びながら、日本における外国人労働者受入れのあるべき姿を提示することがやりやすいということである。

それゆえ、この日本の人口流出で得た体験や知恵を国際間の人材移動問題に積極的に生かしていくことが求められている。まさに、いま問題になっている日本の外国人労働者問題に高知県が積極的な役割を果たすことが大切になっている。「高知県が出番」というのはそのことなのである。

もちろん、国内人口の移動問題と国際間の人材の移動問題とは全く同じではないが、日本国内の人口移動で得られた知恵は国際間の人材移動に活かすことはできる。

それゆえ、高知県は外国人労働者がまだ少ないとはいえ、日本の人口移動の過程で、人

材を送り出す側と人材を受入れる側の両方を経験しており、外国人労働者を受入れるあり方について、これまで得た知恵を活かして、積極的に提言することが必要である。

そして、地域から国に対してもあるべき姿について積極的に提言し、国の政策をリードしていくことが求められている。

第五に、21世紀の国際関係は国家と国家との関係だけではなく、各国の地域と地域との関係・交流が主流となる時代である。

それゆえ、高知県のような地域が各国の地域と「自主・民主・互惠」を基礎にした関係を結び合う時代なのであり、その意味でも高知県の出番が来ているのである。「よさこい踊り」を基礎に高知県は各国の地域との交流を深めているが、それが一つの事例である。

参考文献

1. NHK取材班『外国人労働者をどう受け入れるか－「安い労働力」から「戦力」へ』NHK出版新書 2017年8月
2. 西日本新聞社『新移民の時代－外国人労働者と共に生きる社会へ』西日本新聞社 2017年11月
3. 徳田剛・二階堂裕子『地方発 外国人住民と地域づくり－多文化共生の現場から』晃洋書房 2019年2月
4. 望月優大『ふたつの日本－「移民国家」の建前と現実』講談社現代新書 2019年3月
5. 布施直『改正入管法で大きく変わる外国人労働者の雇用と労務管理』中央経済社 2019年3月

寄稿

海外トレーニーを振り返って

～ベトナム・インドネシア事情～



四国銀行コンサルティング部
三宮 夏樹

四国銀行では、行員を中国や東南アジアに長期海外トレーニーとして派遣しています。私は、2017年10月から1年間、当行業務提携先で海外進出支援コンサルタント企業(株)フォーバルの現地法人 FORVAL VIETNAM (11か月) 及び FORVAL INDONESIA (1か月) に出向していました。現在は、四国銀行本部の「海外ビジネスサポートデスク」でお客様の海外進出支援のサポート業務に当たっています。

本稿で、私が経験したベトナム、インドネシアでの現地業務や生活等についてお伝えしたいと思います。



(ベトナム・ホーチミン中心部にあるホーチミン像とホーチミン人民委員会庁舎)

1. トレーニー概略

(1) (株)フォーバル現地法人での業務

【2017年10月～2018年1月】

最初に赴任した FORVAL VIETNAM のメイン業務は、海外進出支援コンサル、人材研修・紹介、ITサポート、レンタル工場運営と多岐に亘っておりますが、最初に「人材研修チーム」に配属されました。

ベトナムでは既に、日系企業が希望する人材、人材紹介業の在庫（人材）が不足しています。日系企業は人材紹介業への登録や Facebook 等のインターネット媒体を通じてスタッフやワーカーを確保している状況です。そうした人材確保ニーズをサポートするため、ホーチミン市周辺の工業団地等の現地日系企業に対し、人材育成・人材紹介事業の営業を行い、現地企業の代表者との繋がりを深めました。

【2018年2月～4月】

「ビジネスサポートチーム」に担当替え。日系企業の現地アテンドや商談会等のサポートを通じ、進出検討企業の状況や進出にあたっての悩み等、生の声を数多く聞きました。

ここでは、「十分な事前調査を行ったとしても進出後のリスクは必ずあることを理解している」、そして「相応の覚悟を持って進出した」企業が生き残っている、ことを肌身で感じました。

【2018年5月～8月】

これまで FORVAL VIETNAM 内で経験してきた「人材研修・人材紹介の営業」と「ビジネスサポート」業務を兼務することとなりました。基本的には、ビジネスサポートチームで日系企業の現地アテンドや商談会等のフォローを行い、合間で現地日系企業のオフィスや工場を訪問し「人材研修・人材紹介の営業」を行っていました。

そんな中、当社内で従業員の退職が相次ぎ、社内体制の整備を行う中で、日本人の現地採用を小職主導で行いました。しかしながら、現地採用はベトナム人以上に人材が少なく、思い通りに人員が集まらず、採用が決まったのは小職の帰任後となりました。

【2018年9月～10月】

ベトナムからインドネシアに移り、FORVAL INDONESIA で勤務しました。FORVAL INDONESIA は人材育成とレンタル工場運営がメイン業務です。進出済日系企業のリスト整備や FORVAL が運営を行うレンタル工場へ入居している日系企業の見学、責任者との面談をさせていただき、進出企業の業種や時期、近年の進出状況等を把握しました。



(フォーバルベトナム・ホーチミンオフィスが入居する VINCOM CENTER、オフィス入口)

2. 現地での生活

(1) 交通整備状況等

【ベトナム】

赴任後、まず日本との道路整備状況の違いを認識させられました。ベトナムの道路舗装率は低く、日本でいかに何不自由なく暮らせていたか、を感じさせられました。

また、ベトナムの交通社会では、**トラック・バス>自動車>バイク>自転車>歩行者**という優先序列があるので、観光客は道路の横断にくれぐれも注意が必要です。道路交通マナーも決して良いとは言えません。老若男女がバイクを乗りまわす国で、逆走車も多く、バイクの3、4人乗りも日常茶飯事です。歩行者が道路を横断しようが、止まる気配は全くなく、赤信号の時には歩道をショートカットする場面も頻繁に見かけます。

ベトナム人にとって、こういう状況が当たり前なものとして生活の一部となっていること、逆に、彼らが他国の交通文化に触れれば違和感を感じるだろうな、ということを考えさせられました。



(道路の様子)



(夕方の道路事情)

【インドネシア】

ベトナムでの困惑に慣れたせい、インドネシアへの赴任後はそれほど困ることはありませんでしたが、インドネシア特有の交通状況のデメリットに直面しました。

インドネシアは「世界で最も渋滞がひどい国」なのです。ジャカルタ郊外にある日系の工業団地に訪問したときのことで、行きは夜明け前に出発したため1時間弱で到着しました。しかし、帰りは現地で夕食をとり、帰宅ラッシュの時間帯を避けたにもかかわらず3時間かかって自宅に帰り着けませんでした。

徒歩10分の距離が車で1時間かかることも当たり前です。「だったら歩けばいいのでは」と思われるかもしれませんが、ジャカルタは全体的に歩道がなく、車と車の間が少しでも空いていれば、サラサラな血液の画像を見るがごとく、そこにバイクが流れ込んできます。とても人が歩ける状況ではありません。

(2) 食生活

【ベトナム】

ベトナムは日本同様、白米と野菜を中心とした食事です。主食は米、朝食はフォーやバインミー（ベトナムのサンドイッチ）を屋外で食べ、昼食や夕食はごはんとおかずの定食。一汁三菜的な定食スタイルは野菜が中心で、欧米化の進む前の日本と類似しています。他国と比較して国民の肥満率は極めて低いと言われています。ベトナムでの食生活は、私には不自由なく、栄養バランスもとれていました。



(一般的な食事)



(お昼時の屋台風景)

ベトナムには日本食レストランも数多くあります。在留邦人がここ10年で3倍以上増加したことに伴い、同期間で日本食レストランも現在1,000件以上に増加しています。ホーチミン市だけでも600件以上の日本食レストランが進出しており、大手チェーン店（丸亀製麺、リンガーハット、大阪王将、CoCo 壱番屋、すき家…）の進出が目立ちます。

初めて日本食レストランで夕食をとったときには、日本とほぼ変わらない味・質であることに驚きました。日系飲食店では、日本と同じ白米・生野菜・刺身等を何ら心配なく食べることができます。



(ホーチミン市内のすき家店内風景)



(イオン内に店舗を構える丸亀製麺)

【インドネシア】

インドネシアでは、日本食レストランが一般人に広く受け入れられ、日常風景となっています。ジャカルタでは、CoCo 壺番屋が早くからショッピングモール等に進出しており、牛井の吉野屋も現地人客がほとんどでした。味も日本のそれと変わりなく、ジャカルタのいたるところに進出しています。

また、現地日系スーパーマーケットでは、日清食品や伊藤園、大塚製薬の代表的な即席麺や清涼飲料水を購入することができます。現地生産なので非常に価格は安く、品質も問題ありません。

(3) 衛生面

赴任前に最も懸念していた衛生面ですが、近年は改善されてきており、ベトナム、インドネシアとも全体的にそれ程神経質にならなくてもよいという印象を受けました。地方に行けば行くほど衛生事情は厳しくなるのは事実ですが、都市部の観光客向けレストランはまず心配無用です。ローカルのレストランや、屋台での飲食、コーヒー・ビール等に入った氷でも、近年は浄水や製氷技術の浸透・改善により、観光客にもやさしい環境に変わりつつあります。

また、ホテルやオフィスにはミネラルウォーターのペットボトルが常備されていたり、ウォーターサーバーが設置されていたりするのが通常ですので、自ら進んで水道水を飲むことがなければ、水に関して特段注意することはありません。洗顔や歯磨き等には水道水を使用して何ら問題ありませんでした。



(ウォーターサーバータンクの配達風景)

3. ネットワーク・人脈

【ベトナム】

FORVAL VIETNAMでの業務遂行（人材紹介の営業）を通じてホーチミンのさまざまな業種の日系企業（現地不動産、製造、IT、食品、飲食、工業団地ディベロッパー等）とのネットワークを構築しました。ホーチミンではここ10年で日系企業の進出が目まぐるしく、現在ホーチミンでは1,000社を超える企業がホーチミン日本商工会議所に加盟をしております。当社代取はホーチミン日本商工会議所（JCCH）の中小企業支援実行委員長も兼務しており、商工会加盟企業との繋がりも深いことから、日系企業との接点には苦労しませんでした。

また、日本人街がホーチミンの中心に位置していることから、個人的な活動での繋がりも持てました。20歳代でホーチミンにIT企業を設立した方や、大手企業の現地法人の責任者（50歳代）まで幅広い年齢層の方と語り合う機会に恵まれました。

私がお他コンサル企業や現地駐在員等と情報交換する中でも、日系企業にとってベトナム及びベトナム人の活気や勢いはまだまだ魅力的、という発言もありました。

【インドネシア】

当社が運営するレンタル工場の入居企業数社と面談し、インドネシアでの日系企業の歴史を学びました。日系企業は何十年にもわたってインドネシアへの直接投資を続けてきており、その結果、インドネシア国内の人々の収入や消費動向に影響を与えてきました。自動車やバイクの大手メーカーから、1次、2次サプライヤーなどの進出に始まり、昨今では飲食やメディア、ファッション分野、書店等のサービス業もインドネシアで成功を収めています。

4. 今後の私の役割

◇私は、FORVAL VIETNAM及びFORVAL INDONESIAに従事したことで、アジア諸国のビジネス事情及び進出企業のリアルな悩み等を肌で実感することができました。FORVAL社は現地での経験、ネットワーク、情報を持ったコンサルティング会社であり、今後も連携をさらに深め、自身の知見を磨いていきます。そして、現地でのトレーニー経験を基に培った日系企業とのネットワークをお客さまに積極的に還元してまいります。

FORVAL社からの情報では、日本企業のベトナム進出への関心は依然高く、相談件数の約7割がベトナム案件とのことです。

◇生活拠点を現地に置くことによって体験した考え方や発想（ベトナム、インドネシアに不足しているもの・ニーズ）など現地の生の情報を、お客さまに還元します。

◇海外のネットワークだけでなく、国内の繋がり（県やJETRO、JICAの国内事務所）も積極的に活用し、緊密に連携して地元企業の海外進出支援に寄与していきます。

◇海外進出に関するお問い合わせ・ご相談は、お気軽に「四国銀行海外ビジネスサポートデスク」をご利用ください。

【ベトナムとインドネシアの比較表】

(項目)	ベトナム	インドネシア
面積(万km ²)	約33	約191
人口(千人)	約94,000	約260,000
在留邦人(千人)	約18	約20
宗教	仏教8割	イスラム教9割
祝日(日)	約10日	約15日
日系企業進出数(社)	約1,800	約1600
一人当たりGDP(USD)	2,400	3,900
実質GDP成長率(%)	6.5～6.7	5.4
最低賃金(USD)	175	280
移動手段	二輪	四輪
インフラ状況	高速道路の延長、地下鉄プロジェクト	MRTジャカルタ建設事業(JICA支援)
日本人の現地語力	低い	高い
FORVAL全体における進出相談案件割合(%)	70	10
衣類の購入	市場・マーケット	ショッピングモール
陳列商品	B級品	ブランド品
正装	アオザイ(男女)	パティック(男)
日本食に対する意識	人気だが高価	人気
日本食レストラン進出状況	出店ラッシュ	老舗が生き残り
日本食の質	低～並	並～高
価格設定(日本の価格との比較)	約7～9割	同価格及びそれ以上
客層	7割以上が日本人	半数は現地人
連絡・通信手段	スマホ	スマホ
Wi-Fi浸透率(%)	90～100	50～70
スマホビジネス	SNS,バイクタクシー、Eコマース	SNS,バイクタクシー、宅配サービス(清掃・マッサージ)、Eコマース
インフラに対する問題	投資資金不足	交通渋滞
健康に対する意識	公園に健康器具あり	フィットネスクラブが人気

以下、「ベ」はベトナム、「イ」はインドネシアについての具体的説明

- ◇面積…
 - ベ：九州を除く日本の面積に相当
 - イ：日本の5倍以上
- ◇宗教…
 - ベ：日系企業に特段影響なし
 - イ：1日5回の礼拝や断食等、雇用する企業側の配慮が必要
- ◇企業進出…ベ：HCM 商工会議所では月に約5件のペースで新規加盟あり
 - イ：2、3年前より撤退する企業も増加
- ◇最低賃金…ベ：地方では130USD以下のエリアも
 - イ：人件費高騰により、日系企業の進出メリットとしては苦しい
- ◇移動手段…ベ：四輪が徐々に浸透してきているが、二輪がメイン
 - イ：二輪も多いが、四輪の車体面積が道路面積を超過
- ◇インフラ…ベ：インフラ整備に対する国家予算不足
 - 港湾施設や高速道路の延長等 ODA を利用しつつインフラを整備
 - 清水建設(株)と前田建設工業(株)とのJVにて建設を進めているホーチミン市内の地下鉄プロジェクト(2020年開通予定)あり

- イ：JICA の融資により MRT（M 1 南北線）が2019年開通予定、今後 M 2 東西線が2025年完成を予定している
- ◇現地語力…ベ：発音が困難で、通訳者は殆どがベトナム人
イ：発音は難しくなく、現地芸能界で活躍する日本人も
- ◇進出案件…ベ：市場の活気、最低賃金、親日等により相談数は多い
イ：日系企業は約50年前から進出、市場にはモノもありふれており、今後国内の内需をターゲットに絞れば進出メリットを享受できそう
- ◇衣類…ベ：縫製業がさかん、有名ブランドの縫製工場がベトナムにあり、B 級商品が市場に溢れている
イ：ジャカルタ市内に170以上のショッピングモールがあるモール大国
- ◇日本食…ベ：進出ラッシュだが閉鎖も早い
単に「日本食」というだけでは難しく、インパクトが重要
現地人には高級で、日本人客が多い
イ：最低投資額等の規制により新たな出店はハードルが高い
業歴20～30年の老舗及び大手チェーン店が多く、富裕層の増加に伴い客層も現地人の割合が高い
- ◇スマホ…ベ：老若男女がスマホを所有しており、オンラインショッピングやタクシーの配車等便利なサービスが流通
イ：ベトナム以上にスマホビジネスは拡大しており、バイクタクシーで宅配サービスや自宅への清掃員・マッサージを呼ぶことが可能
- ◇インフラ…ベ：道路状況等未整備で ODA に依存
イ：公共交通機関の未整備、交通マナーの悪さ等により、世界一の渋滞都市

以上

はじめに

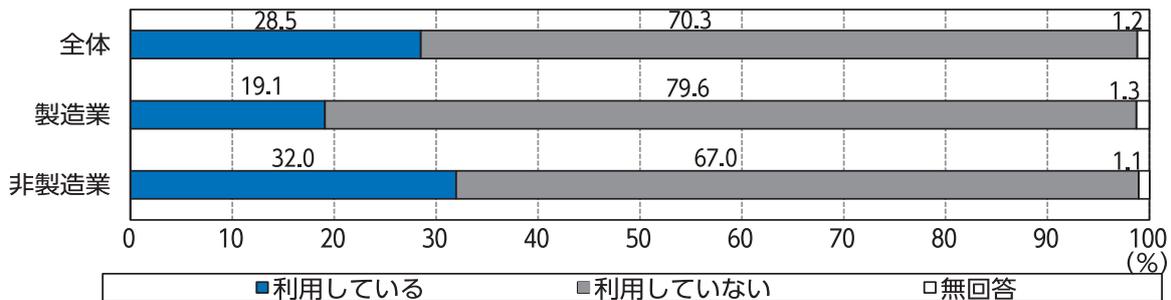
SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を始めとしたソーシャルメディア¹は、スマートフォンの登場で、情報収集・検索ツールとして地位を確立しつつある。このため、企業は広告宣伝や企業イメージ等の情報発信ツールとして、ソーシャルメディア利用を重要視するようになってきている。

そこで、本調査は、高知県内企業のソーシャルメディア活用状況を、全国の結果と比較するとともに、その効果についても把握することを目的として実施した。

全国の状況

1. 企業のソーシャルメディア活用状況

図表1 【全国】ソーシャルメディアの活用状況

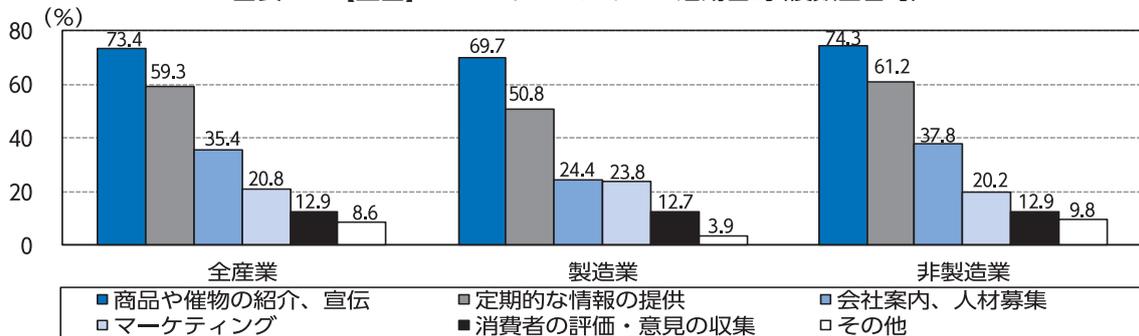


資料：総務省「平成29(2017)年 通信利用動向調査」より当研究所作成

総務省の「平成29(2017)年 通信利用動向調査」をみると、全国企業の3割近くがソーシャルメディアを活用している。業種別では、非製造業の方(32.0%)が製造業(19.1%)より高い。

2. 企業のソーシャルメディア活用目的

図表2 【全国】ソーシャルメディアの活用目的(複数回答可)



資料：総務省「平成29(2017)年 通信利用動向調査」より当研究所作成

企業の活用目的は、「商品や催物の紹介、宣伝」(73.4%)といった販売促進が最も多く、次いで「定期的な情報の提供」(59.3%)、「会社案内、人材募集」(35.4%)、「マーケティング」(20.8%)と続いている。

¹ 総務省「平成27(2015)年版 情報通信白書」によると、ソーシャルメディアとは、「インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア」とされる。具体的には、Facebook、Twitter、Instagramなどの「SNS」、LINEなどの「メッセージングアプリ」、Youtubeなどの「動画共有サイト」、ブログなどが含まれる。

高知県内企業のソーシャルメディア活用状況

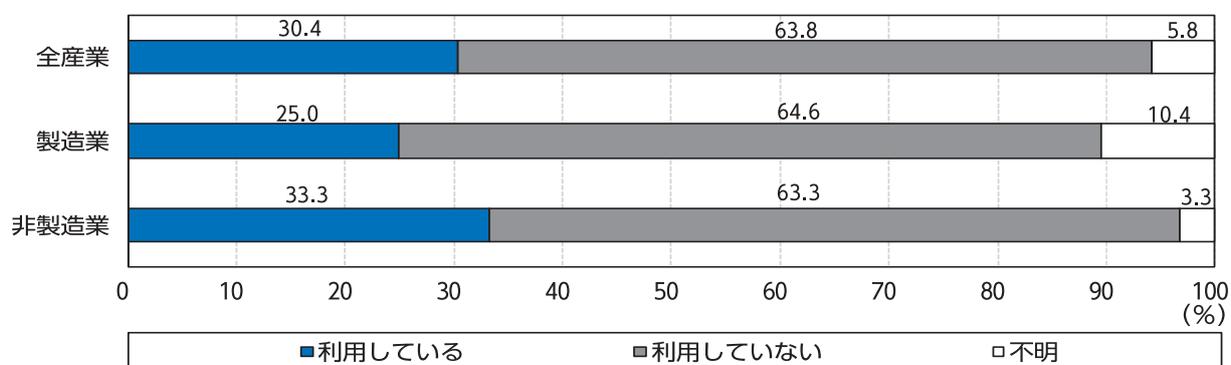
ここからは、アンケート集計結果をもとに記載する。アンケートの詳細は下記の通り。

調査要綱	
調査対象	高知県内に事業所を置く法人138/177社（回答率 78.0%）
調査方法	郵送及び四国銀行の各店舗で配布（第144回景況調査に同梱）
調査時期	2019年2月20日 ～ 3月22日

1. 高知県内企業のソーシャルメディア活用状況～30%の企業が活用中～

高知県内企業の活用状況について尋ねたところ、30.4%が活用していると回答した。前述の全国の利用率（28.5%）を上回っており、高知県内企業は思った以上にソーシャルメディア活用積極的にある。業種別でも、製造業が25.0%（全国19.1%）、非製造業が33.3%（全国32.0%）と、全国を上回っている。

図表3 【高知】ソーシャルメディアの活用状況

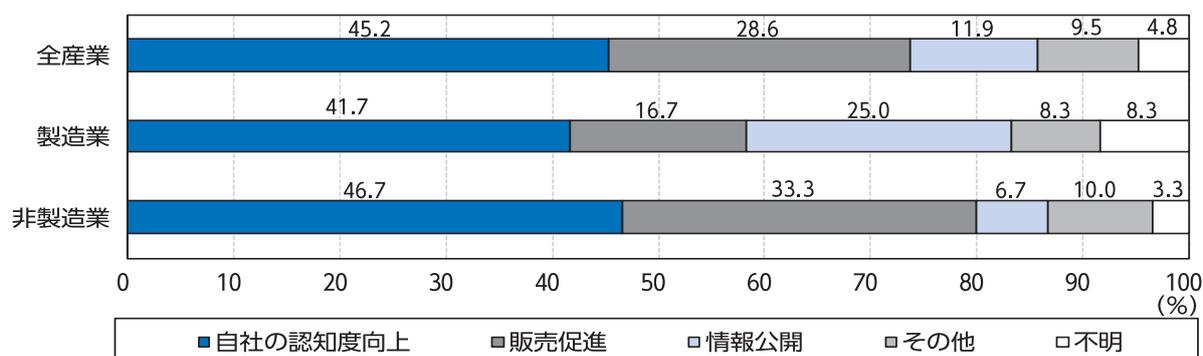


2. 活用目的—「自社の認知度向上」を重視

ソーシャルメディア活用中の企業に、活用する理由を1つ挙げてもらったところ、「自社の認知度向上」が45.2%と最も多く、続いて「販売促進」28.6%。「情報公開」11.9%となっている。

全国では、販売促進を目的とした「商品や催物の紹介、宣伝」が最も多かったが、高知県内企業では「自社の認知度向上」と「情報公開」が合わせて57.1%を占めており、自社を知ってもらうためのツールとしての活用頻度が高いことが特徴である。

図表4 【高知】ソーシャルメディアの活用目的



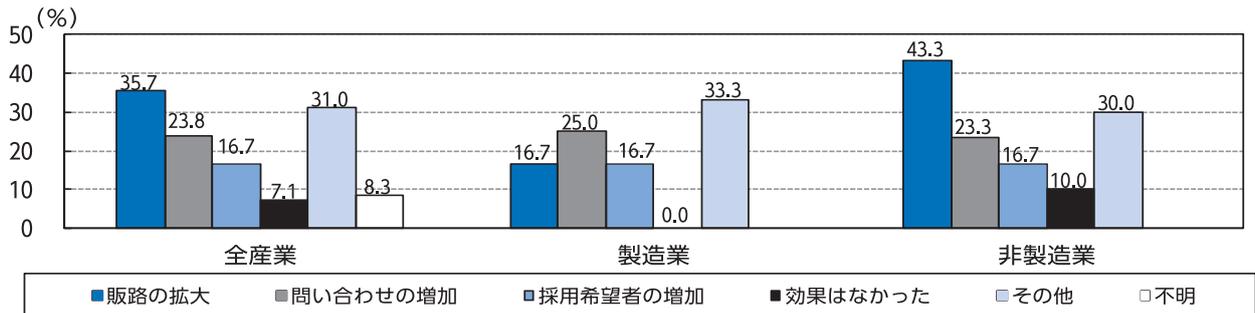
3. 活用の効果—活用企業で販路拡大や採用希望者増などのプラス効果

ソーシャルメディア活用中の企業に、その効果を尋ねたところ（複数回答可）、多くの企業がプラス効果を感じていることがわかった。

内訳では、「販路の拡大」35.7%が最多で、次に「問い合わせの増加」23.8%、「採用希望者の増加」16.7%となっている。特に、非製造業では43.3%が「販路の拡大」を回答しており、高い効果が上がっている。

また、「採用希望者の増加」が16.7%と、人材募集面にも効果が現れている。

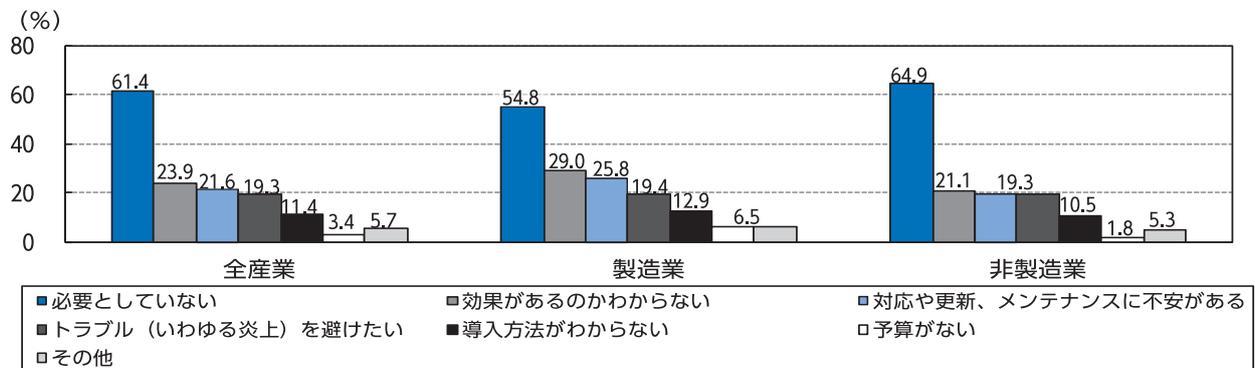
図表5 【高知】ソーシャルメディア活用の効果（複数回答可）



4. ソーシャルメディアを活用しない理由—効果があれば導入を検討したい企業は22%

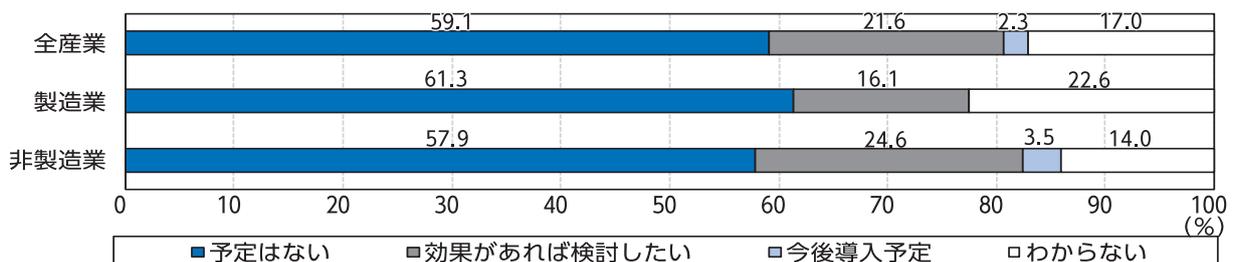
ソーシャルメディアを活用していない企業に理由を尋ねたところ（複数回答）、「必要としない」が61.4%と最多となった。

図表6 【高知】ソーシャルメディアを必要としない理由（複数回答可）



活用していない企業に今後の活用予定を尋ねると、「効果があれば検討したい」企業が21.6%あった。

図表7 【高知】今後のソーシャルメディア活用予定

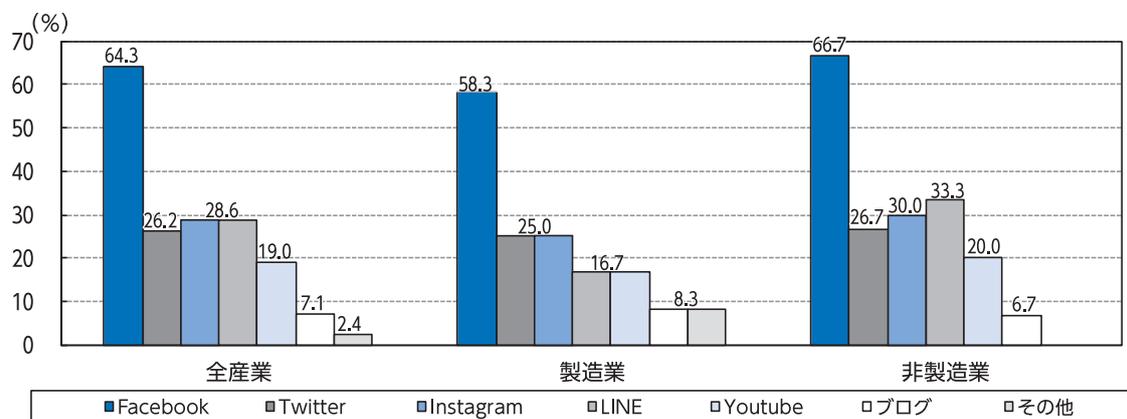


5. 活用しているソーシャルメディア — Facebook が最多

活用しているソーシャルメディアについて尋ねたところ（複数回答）、「Facebook」（64.3%）がダントツで、企業の情報発信ツールとしての評価が高いと思われる。

以下「Instagram」（28.6%）、「LINE」（28.6%）、「Twitter」（26.2%）、「Youtube」（19.0%）、ブログ（7.1%）と続いている。

図表8 【高知】活用しているソーシャルメディア（複数回答可）



6. おわりに

ソーシャルメディアは、その拡散性の高さゆえ「炎上」などのトラブルに巻き込まれる恐れがあることから、下記のような対策²を講じておく必要はあるが、初期導入コストが低廉という魅力がある。なかでもSNSは利用者が自発的に宣伝してくれるという高い拡散性を有しており、高知県でも活用企業の多くが経営へのプラス効果を認識していることが明らかになった。

今後活用を検討している企業では、本調査を参考にいただければ幸いである。

【導入・運用にあたっての留意事項】

①担当者への教育、研修を徹底する

問題となった事例研究や著作権、肖像権、商標などといった法律知識の理解。

②ダブルチェック体制を構築する

担当者だけのセルフチェックではなく、複数人でチェックする体制をつくる。

③公式アカウントを私物化させない

上記②のチェックの体制を構築するほか、投稿内容を定期的にモニタリングする。

④公式アカウントを操作する端末で個人アカウントを操作させない

個人アカウントに投稿するつもりが、誤って会社のアカウントを利用して投稿するケースが散見される。このような誤投稿を避けるためには、会社の公式アカウントにアクセスする端末で、個人アカウントへのアクセスを禁止する方法などが考えられる。

² 「SNS公式アカウント運営者のための企業の信頼失墜を防ぐ法的リスク・炎上対策」（第一法規株式会社出版）P14～15から抜粋。

第144回 高知県内企業の景況調査

— 2019年3月 —

Summary

- ◆ 1～3月期、高知県内企業の景況感（BSI）は-11。3期ぶりマイナス。
- ◆ 4～6月期（来期）も-13の見通し。ここ数年好転してきた景況感に減速感。
- ◆ 設備投資をする企業の割合（2019年1～6月期）は52%。前期（2018年7～12月期）53%並みの水準を維持。投資マインドの悪化はうかがえない。

調査要綱

高知県の景気動向を観測するため、県内企業経営者へのアンケート方式による景況調査を年4回（3・6・9・12月）実施している。

調査目的	高知県内企業経営者の景況感把握
調査対象	高知県内に事業所を置く法人138/177社（回答率 78.0%）
調査方法	郵送及び四国銀行の各店舗で配布
調査事項	自社業況の総合判断、売上高、経営利益、設備投資、在庫、雇用など
調査時期	2019年2月20日～3月22日

業種別回答企業数

業種	回答企業数	シェア(%)
製造業		
飲食料品	8	5.8
木材・木製品	5	3.6
製紙	7	5.1
機械	11	8.0
窯業・土石	10	7.2
その他製造	7	5.1
製造業計	48	34.8
非製造業		
スーパー・デパート	6	4.3
衣料品販売	4	2.9
食料品販売	9	6.5
自動車販売	6	4.3
建設資材販売	7	5.1
石油販売	5	3.6
その他販売	16	11.6
運輸	2	1.4
旅館・ホテル	6	4.3
その他サービス	18	13.0
建設	11	8.0
非製造業計	90	65.2
合計	138	100

資本金規模別回答企業数

規模	回答企業数	シェア(%)
10百万円未満	7	5.1
10百万円以上～30百万円未満	58	42.0
30百万円以上～50百万円未満	36	26.1
50百万円以上～100百万円未満	22	15.9
100百万円以上	15	10.9
合計	138	100

従業員規模別回答企業数

規模	回答企業数	シェア(%)
10人未満	13	9.4
10人～29人	31	22.5
30人～49人	28	20.3
50人～99人	28	20.3
100人～199人	22	15.9
200人～299人	5	3.6
300人以上	11	8.0
合計	138	100

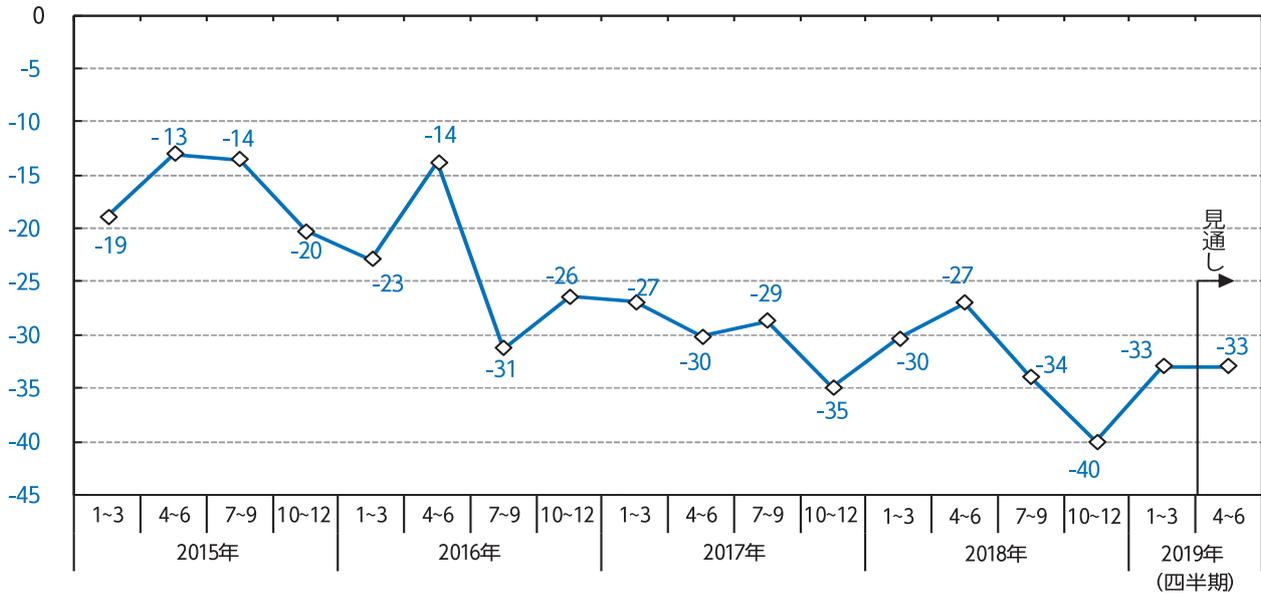
BSIについて

Business Survey Index（ビジネスサーベイインデックス）の略称。好転した企業と悪化した企業の割合の差で企業経営者のマインドから景気判断をみる指標である。前回調査と比較し、BSIがプラスであれば、その項目は「良い、好転、上昇」とみることができ、逆にマイナスであれば「悪い、悪化、下降」と判断できる。

※ BSI数値は、小数点以下の四捨五入により（好転）-（悪化）の数値と一致しない場合がある。

3 雇用

【全業種】雇用BSI（今期見込み）推移表

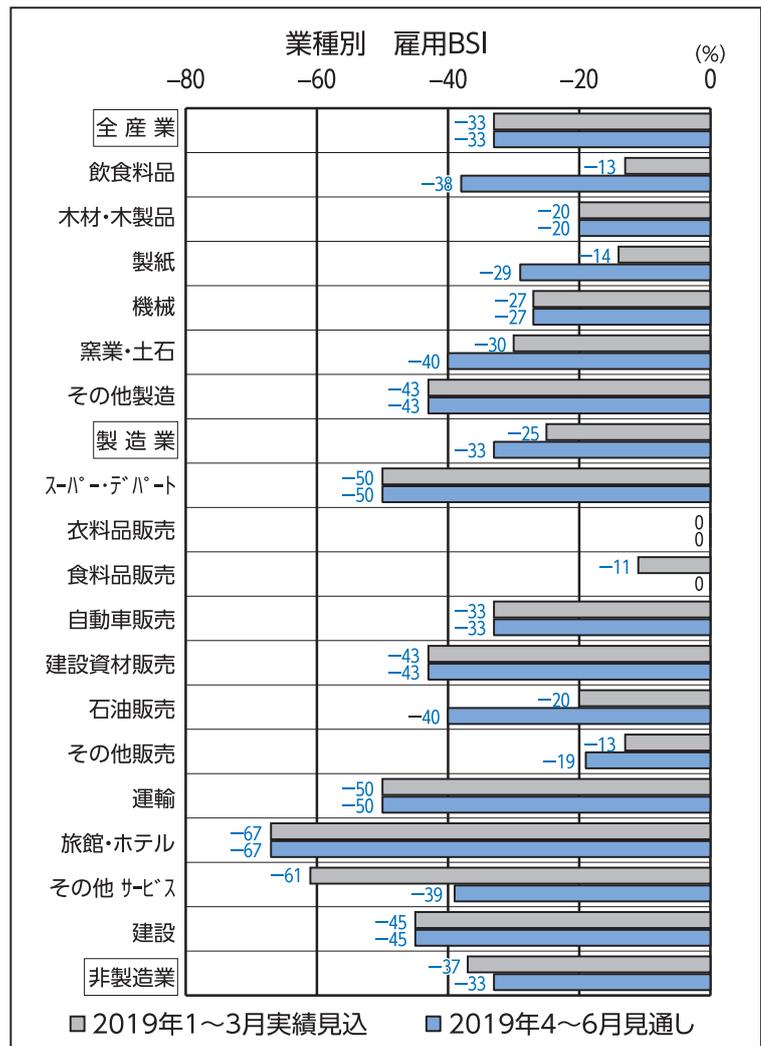


2019年1～3月期(今期)の見込み

- ◆今期雇用 BSI は -33。不足感が過去最高となった前期（2018年10～12月期）の -40からは7ポイント緩むが、人手不足感は引き続き強い。
- ◆業種別では、製造業が -25。前期の -44から19ポイント上昇し、不足感はやや緩んだ。
- ◆一方、非製造業は -37。前期比ほぼ横ばいで改善は見られない。

2019年4～6月期(来期)の見通し

- ◆来期雇用 BSI は -33。今期と同ポイント。
- ◆新卒採用を跨いだ4月以降になると、製造業が再び今期より8ポイント引き締まりに転じる一方、非製造業は4ポイント緩む見通し。



<参考資料>直近3期 BSI 計数比較表

1-(1) 自社業況の総合判断 B S I

	前期 2018/10-12 (A)	今期 2019/1-3 (B)	来期 2019/4-6 (C)	B-A	C-B
全産業	23	-11	-13	-34	-2
飲食料品	0	-25	0	-25	25
木材・木製品	40	-40	-20	-80	20
製紙	29	0	-14	-29	-14
機械	38	-18	0	-56	18
窯業・土石	30	10	-40	-20	-50
その他製造	0	14	29	14	15
(製造業計)	21	-8	-8	-29	0
スーパー・デパート	33	-67	-33	-100	34
衣料品販売	0	0	0	0	0
食料品販売	10	-56	-11	-66	45
自動車販売	20	33	-17	13	-50
建設資材販売	57	14	-43	-43	-57
石油販売	20	20	-20	0	-40
その他販売	28	-19	-19	-47	0
運輸	-50	-50	0	0	50
旅館・ホテル	17	0	17	-17	17
その他サービス	28	-17	-6	-45	11
建設	36	9	-27	-27	-36
(非製造業計)	25	-12	-16	-37	-4

注：小数点以下、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

1-(2) 売上高 BSI

	前期 2018/10-12 (A)	今期 2019/1-3 (B)	来期 2019/4-6 (C)	B-A	C-B
全産業	29	-7	-19	-36	-12
飲食料品	0	-13	0	-13	13
木材・木製品	40	-20	-60	-60	-40
製紙	43	-14	-14	-57	0
機械	54	-9	9	-63	18
窯業・土石	40	10	-50	-30	-60
その他製造	18	29	14	11	-15
(製造業計)	32	-2	-15	-34	-13
スーパー・デパート	33	-50	-17	-83	33
衣料品販売	0	-25	0	-25	25
食料品販売	20	-44	0	-64	44
自動車販売	20	33	-17	13	-50
建設資材販売	57	14	-29	-43	-43
石油販売	40	20	-60	-20	-80
その他販売	33	-19	-44	-52	-25
運輸	-50	-50	-50	0	0
旅館・ホテル	17	-17	33	34	50
その他サービス	22	-17	-17	-39	0
建設	36	27	-27	-9	-54
(非製造業計)	27	-10	-21	-37	-11

注：小数点以下、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

1-(3) 経常利益 BSI

	前期 2018/10-12 (A)	今期 2019/1-3 (B)	来期 2019/4-6 (C)	B-A	C-B
全産業	21	-12	-19	-33	-7
飲食料品	-18	-25	-25	-7	0
木材・木製品	0	-20	-40	-20	-20
製紙	57	-29	0	-86	29
機械	46	-27	-9	-73	18
窯業・土石	40	-10	-60	-50	-50
その他製造	0	-14	0	-14	14
(製造業計)	21	-21	-23	-42	-2
スーパー・デパート	33	-17	0	-50	17
衣料品販売	0	0	0	0	0
食料品販売	10	-67	-22	-77	45
自動車販売	20	33	-17	13	-50
建設資材販売	57	0	-29	-57	-29
石油販売	0	40	-40	40	-80
その他販売	33	-6	-31	-39	-25
運輸	-50	-50	0	0	50
旅館・ホテル	17	-17	33	-34	50
その他サービス	17	-17	-11	-34	6
建設	27	18	-27	-9	-45
(非製造業計)	22	-8	-17	-30	-19

注：小数点以下、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

1-(4) 在庫 BSI

	前期 2018/10-12 (A)	今期 2019/1-3 (B)	来期 2019/4-6 (C)	B-A	C-B
全産業	4	4	3	0	-1
飲食料品	-18	0	0	18	0
木材・木製品	20	20	40	0	20
製紙	-14	-14	-14	3	0
機械	23	0	0	-23	0
窯業・土石	10	10	0	0	-10
その他製造	9	14	29	5	15
(製造業計)	5	4	6	-1	2
スーパー・デパート	0	0	0	0	0
衣料品販売	25	25	25	0	0
食料品販売	0	0	-11	0	-11
自動車販売	0	-17	0	-17	17
建設資材販売	0	14	0	14	-14
石油販売	0	0	0	0	0
その他販売	11	19	6	8	-13
運輸	0	0	0	0	0
旅館・ホテル	0	-17	-17	-17	0
その他サービス	0	0	6	0	6
建設	0	0	0	0	0
(非製造業計)	3	3	1	0	-2

注：小数点以下、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

1-(5) 資金繰り BSI

	前期	今期	来期	B-A	C-B
	2018/10-12 (A)	2019/1-3 (B)	2019/4-6 (C)		
全産業	5	5	2	0	-3
飲食料品	18	13	13	-5	0
木材・木製品	0	0	0	0	0
製紙	0	0	0	0	0
機械	23	27	27	4	0
窯業・土石	10	-10	-10	-20	0
その他製造	18	14	0	-4	-14
(製造業計)	14	8	6	-6	-2
スーパー・デパート	17	33	33	16	0
衣料品販売	-25	0	0	25	0
食料品販売	-10	-22	-22	-12	0
自動車販売	20	33	0	13	-33
建設資材販売	-14	14	0	28	-14
石油販売	-20	0	0	20	0
その他販売	6	13	6	7	-7
運輸	50	0	0	-50	0
旅館・ホテル	-17	-33	-17	-16	16
その他サービス	17	0	0	-17	0
建設	-27	0	0	27	0
(非製造業計)	-1	3	0	4	-3

注：小数点以下、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

2-(1) 設備投資動向

単位：%

	前回見込み		今回見込み		今回見直し		B-A		C-B	
	2018/7-12		2019/1-6		2019/7-12		新規	継続	新規	継続
	(A)	(A)	(B)	(B)	(C)	(C)				
全産業	20	33	17	35	12	32	-3	2	-5	-3
飲食料品	36	55	13	63	0	75	-23	8	-13	12
木材・木製品	0	40	0	80	20	20	0	40	20	-60
製紙	43	29	43	29	29	43	0	0	-14	14
機械	23	54	27	36	9	45	4	-18	-18	9
窯業・土石	20	40	20	30	0	50	0	-10	-20	20
その他製造	55	27	43	43	14	43	-12	16	-29	0
(製造業計)	32	42	25	44	10	48	-7	2	-15	4
スーパー・デパート	33	33	33	33	0	33	0	0	-33	0
衣料品販売	0	0	25	0	25	0	25	0	0	0
食料品販売	40	30	11	44	22	44	-29	14	11	0
自動車販売	0	60	0	33	0	33	0	-27	0	0
建設資材販売	0	14	0	14	0	14	0	0	0	0
石油販売	20	20	20	60	20	40	0	40	0	-20
その他販売	17	11	31	6	13	0	14	-5	-18	-6
運輸	0	0	0	100	0	100	0	100	0	0
旅館・ホテル	0	50	0	67	33	33	0	17	33	-34
その他サービス	6	39	11	33	22	22	5	-6	11	-11
建設	9	27	0	18	0	18	-9	-9	0	0
(非製造業計)	13	27	13	30	13	23	0	3	0	-7

注：小数点以下、四捨五入の関係で文中の(新規)+(継続)の値と一致しない場合がある。

2-(2) 設備投資目的 (2019年1~6月期見込み)

単位：%

	生産・販売力の 拡充	合理化・ 省力化	新規事業・ 研究開発	維持・ 補修・更新	公害・ 安全対策	その他
	全産業	30	29	9	74	4
飲食料品	0	0	17	100	0	0
木材・木製品	0	0	25	100	0	0
製紙	60	40	0	80	0	0
機械	57	43	0	57	14	14
窯業・土石	20	40	0	100	0	0
その他製造	50	50	0	50	0	0
(製造業計)	33	33	3	79	3	3
スーパー・デパート	50	25	25	75	0	0
衣料品販売	0	0	0	100	0	0
食料品販売	60	20	0	80	0	0
自動車販売	0	0	0	100	0	0
建設資材販売	0	100	0	100	0	0
石油販売	25	25	25	50	0	0
その他販売	40	40	20	20	0	20
運輸	0	50	50	50	50	0
旅館・ホテル	33	33	0	100	0	0
その他サービス	13	13	13	75	13	0
建設	0	0	0	100	0	0
(非製造業計)	27	24	14	70	5	3

注：複数回答のため合計で100%にならない。

3. 雇用 B S I

	前期	今期	来期	B-A	C-B
	2018/10-12 (A)	2019/1-3 (B)	2019/4-6 (C)		
全産業	-40	-33	-33	7	0
飲食料品	-82	-13	-38	69	-25
木材・木製品	-40	-20	-20	20	0
製紙	-29	-14	-29	15	-15
機械	-46	-27	-27	19	0
窯業・土石	-20	-30	-40	-10	-10
その他製造	-36	-43	-43	-7	0
(製造業計)	-44	-25	-33	19	-8
スーパー・デパート	-50	-50	-50	0	0
衣料品販売	0	0	0	0	0
食料品販売	-30	-11	0	19	11
自動車販売	-40	-33	-33	7	0
建設資材販売	-57	-43	-43	14	0
石油販売	-20	-20	-40	0	-20
その他販売	-6	-13	-19	-7	-6
運輸	-50	-50	-50	0	0
旅館・ホテル	-67	-67	-67	0	0
その他サービス	-39	-61	-39	-22	22
建設	-82	-45	-45	37	0
(非製造業計)	-38	-37	-33	1	4

注：小数点以下、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある。

平成31年度税制改正のポイント

大峰武揚税理士事務所
税理士 大峰 武揚

昨年12月21日閣議決定された大綱案に基づく平成31年度税制改正が、この3月27日に成立し、同29日に公布となりました。

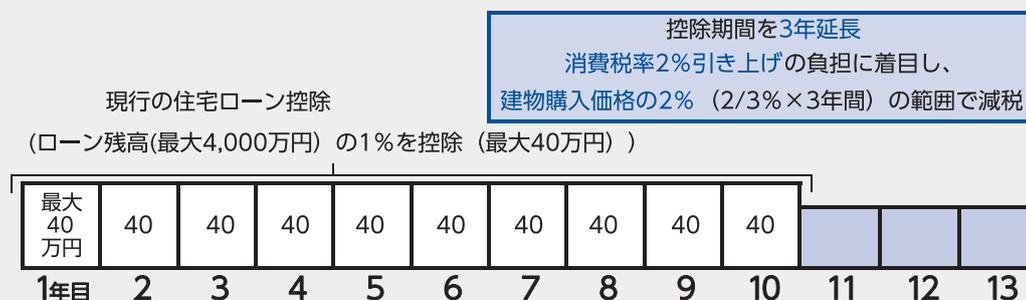
原稿の作成時期が改正法成立以前（平成31年3月上旬）のため、改正内容の詳細は今後発遣される政省令、各種情報などによりご確認ください。今回は、大綱・法律案に基づき税目、項目を絞ってポイントを紹介します。

個人所得課税

○住宅ローン控除の拡充

- 1 消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間が3年延長されます。
(現行10年⇒13年に延長)
- 2 11年目以降の3年間について、消費税率2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。
- 3 適用期間は平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)12月31日までとされます。
- 4 この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされます。

■拡充のイメージ図（一般住宅の場合）



(注)認定住宅の場合、入居1~10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

(出所：平成31年2月付財務省発行パンフレット)

○ふるさと納税制度の見直し

過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しが行われます。

このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置などが盛り込まれています。

資産課税

○個人事業者の事業承継税制の創設等

- 1 個人事業者の集中的な事業承継を促すため、10年間の時限措置として個人版事業承継税制が創設されます。（現行の事業用小規模宅地特例とは選択適用）
- 2 上記の特例は、平成31年1月1日～から平成40年（2028年）12月31日までの相続・贈与に適用されます（ただし、平成36年（2024年）3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限られます）。

【制度の概要】

●事業用の宅地、建物、建物以外の一定の減価償却資産（※）について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額が納税猶予されます。

※建物以外の一定の減価償却資産：固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

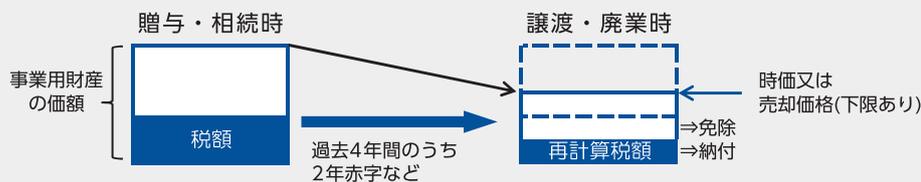
●法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付する必要があります。

●相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件や個人事業者の特性も考慮した緩和措置（※）が設けられます。

※緩和措置：①後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

②経営環境の変化、心身の故障等により対象資産を譲渡又廃業する場合は猶予税額を再計算し、差額を免除

■イメージ図



※貸付事業（アパート、駐車場等）は、本措置の対象外とします。その他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じます。

（出所：平成31年2月付財務省発行パンフレット）

このほか、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直しなどが盛り込まれています。

法人課税

○中堅・中小企業関連（設備投資等の支援）

1 法人税率の特例及び中小企業投資促進税制の延長等

- (1) 中小企業に適用される軽減税率（所得800万円以下、税率本則19%⇒15%に軽減）の適用期限が2年間延長されます。
- (2) 中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資を行った場合、即時償却又は税額控除（7%）を受けられる中小企業経営強化税制の適用期限が2年間延長されます。併せて、働き方改革に資する設備も適用対象であることが明確化されます。
- (3) 中小企業投資促進税制（※1）の適用期限が2年間延長されます。
- (4) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制（※2）については、要件を追加した上で適用期限が2年間延長されます。

※1 中小企業投資促進税制

特定の機械装置等を取得した場合、30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

※2 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

①経営改善のため店舗改修などの設備投資を行った場合、30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

②追加要件：投資を含む経営改善により、「売上高又は営業利益が1年間で2%以上向上すること」との認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの。

2 災害に対する事前対策強化のための支援制度の創設

災害への事前対策を強化するため、防災・減災設備を取得した場合、特別償却（20%）を可能とする中小企業防災・減災投資促進税制が創設されます。

■概略図

【事業継続力強化計画（仮称）の認定】

- ・主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ・事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

(対象設備の例)

機械装置：自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置

器具備品：データバックアップシステム、衛星電話、照明器具

建物附属設備：貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備
など

(出所：平成31年2月付財務省発行パンフレット)

【措置の内容】

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%

最低投資額 機械装置 : 100万円
器具備品 : 30万円
建物附属設備 : 60万円

このほか、イノベーション促進のための研究開発税制の見直しなどが盛り込まれています。

経済動向



月例経済報告

2019年4月

景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している。

項目	判断	主な判断理由
個人消費	持ち直し	2月の「商業動態統計」の小売業販売額（季節調整値）は、前月比0.4%増となった。新車販売台数はおおむね横ばいとなっている。
設備投資	増加	3月調査の「日銀短観」によると、全産業の2018年度設備投資計画は、増加が見込まれている。
住宅投資	おおむね横ばい	持家の着工は持ち直しの動きがみられ、分譲住宅の着工はおおむね横ばいとなっている。貸家の着工は、緩やかに減少している。
公共投資	弱含み	公共工事受注額が弱含んでおり、手持ち工事高の水準も低下している。
輸出	弱含み	アジア向けの輸出は、このところ弱含んでいる。アメリカ向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられるが、EU向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。
輸入	おおむね横ばい	アジア及びEUからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。
生産活動	おおむね横ばい※ (一部に弱さがみられる)	輸送機械は増加の動きに足踏みがみられ、生産用機械は弱含んでいる。電子部品・デバイスは、このところ減少している。
企業収益	改善に足踏み	「法人企業統計季報」（10-12月期調査）によると、2018年10-12月期の経常利益は、前年比7.0%減、前期比5.1%減となった。
業況判断	製造業を中心に慎重さがみられる※	3月調査の「日銀短観」によると、「全規模全産業」の「最近」の業況は、「全規模製造業」の低下に伴い、低下した。
雇用情勢	着実に改善	新規求人数はこのところ増加している。有効求人倍率は横ばい圏内で推移している。
物価	緩やかに上昇※	消費者物価のうち、生鮮食品及びエネルギーを除く総合は、このところ緩やかに上昇している。
企業倒産	おおむね横ばい	2月は589件で負債総額は1,955億円、3月は662件で負債総額は971億円となった。

※は、前回掲載時から判断の変更があった箇所。

◆生産活動:「緩やかに増加（一部に弱さがみられる）」→「おおむね横ばい（一部に弱さがみられる）」（下方修正）

◆業況判断:「おおむね横ばい」→「製造業を中心に慎重さがみられる」（下方修正）

◆物価:「横ばい」→「緩やかに上昇」

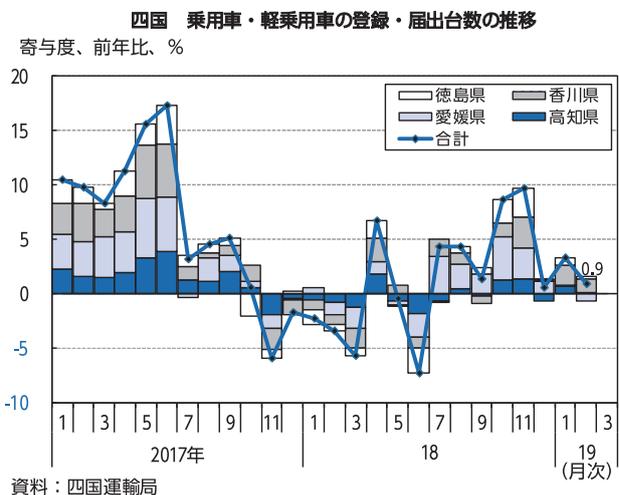
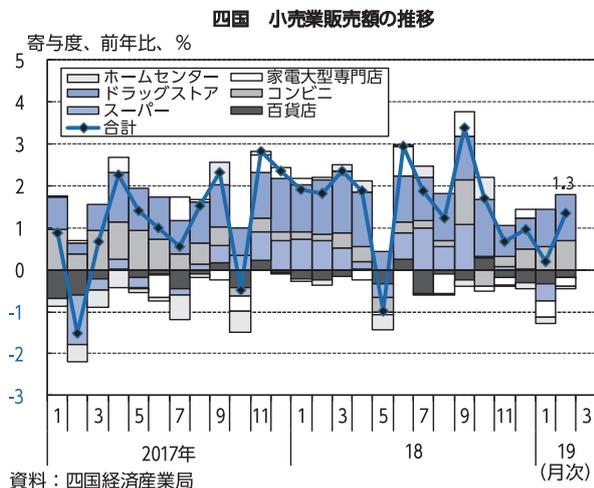
資料:内閣府「月例経済報告（2019年4月）」より当研究所作成

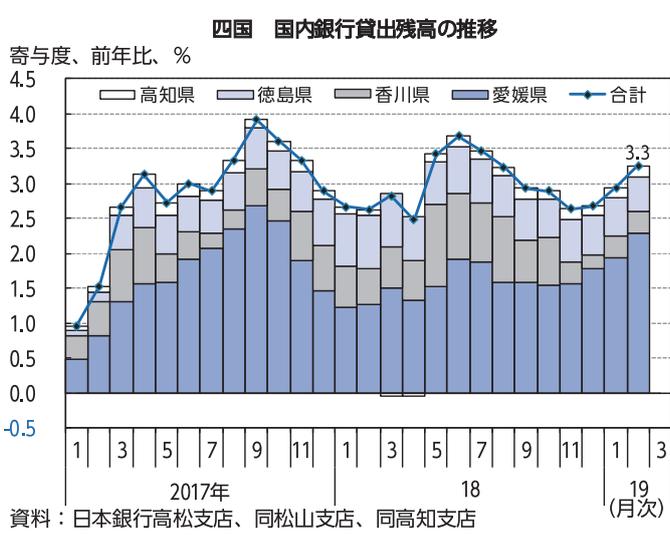
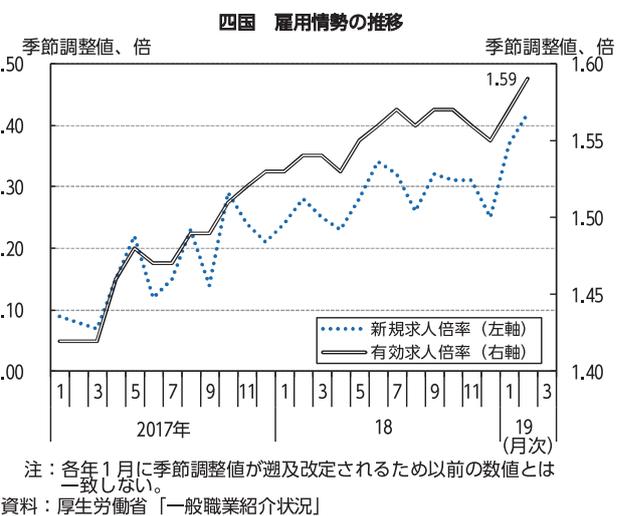
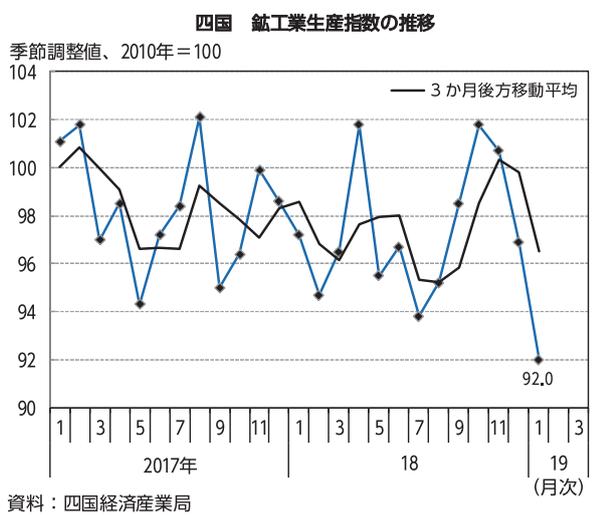
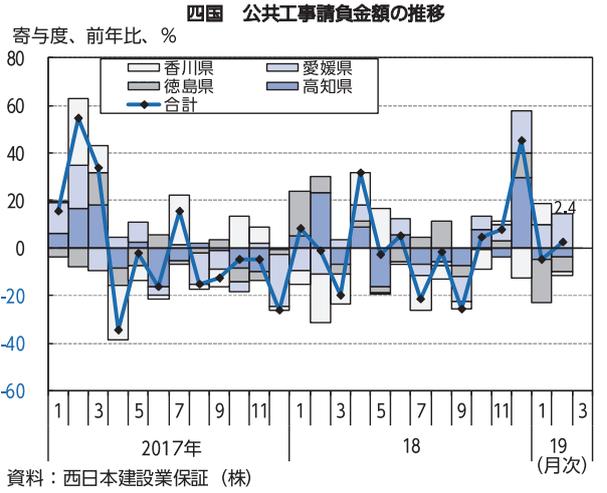
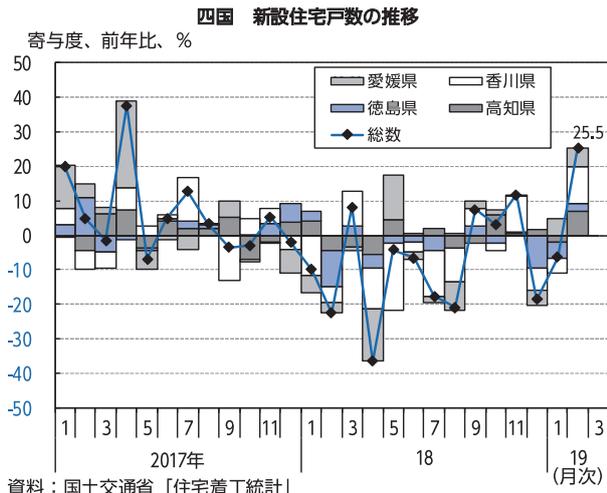


概要 (2019年2月分)

持ち直しの動きに足踏み感がみられる

項目	判断	主な判断理由
個人消費	持ち直し	2月の小売業販売額は、前年比1.3%増と9か月連続増となった。業態別に見ると、弁当やデザート販売などが伸びたコンビニエンスストアなどが全体を押し上げた。2月の乗用車・軽乗用車の登録・届出台数は、香川県の軽乗用車が好調であったことなどから持ち堪え、前年比0.9%増と8か月連続増となった。
住宅投資	弱含み	2月の新設住宅着工数は、持家、貸家の着工が伸びた香川県と持家、分譲の着工が伸びた高知県が全体を押し上げ、前年比同25.5%増となった。
公共投資	弱い動き	2月の公共投資請負金額は、愛媛県以外の3県は前年割れの水準となったことで、同2.4%増にとどまった。
生産活動	弱含み	1月の鉱工業生産指数(季節調整値)は92.0と、前月比5.1%減と3か月連続で低下した。3か月後方移動平均値も下向いている。
雇用情勢	改善	2月の有効求人倍率(季節調整値)は1.59倍と、引き締まり傾向で推移している。
貸出残高	増加	2月の国内銀行貸出残高は前年比3.3%増と、前月の同2.9%増より上向いた。
企業倒産	低水準	2月の企業倒産件数は12件(前年同月より2件減)、企業負債総額は18億円(前年比37.7%減)と落ち着いた動きとなっている。





四国 企業倒産件数と負債総額の推移

単位：件、億円

年月	件数	負債総額	前年比(%)	年月	件数	負債総額	前年比(%)
2018 1	10	46	-94.5	2019 1	12	9	-79.4
2	14	29	-39.9	2	12	18	-37.7
3	18	45	31.4	3			
4	16	25	-54.9	4			
5	11	14	9.3	5			
6	14	17	199.2	6			
7	15	41	146.5	7			
8	10	6	-56.5	8			
9	13	21	100.2	9			
10	17	30	-65.2	10			
11	13	8	-72.3	11			
12	13	76	639.6	12			

資料：東京商工リサーチ



緩やかに持ち直している

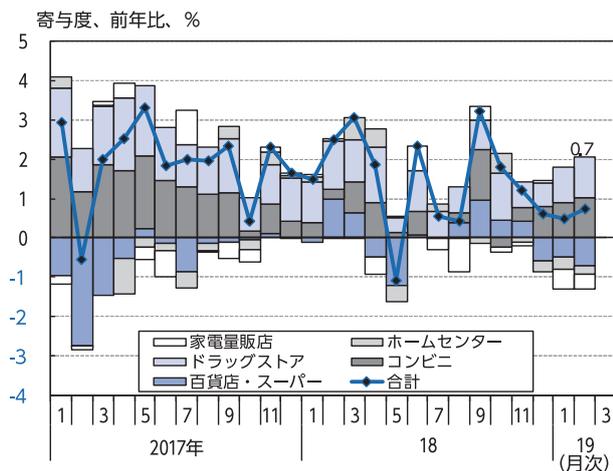
2019年2月の概況

- ◆ 高知県の経済は緩やかに持ち直している。
- ◆ 個人消費は、小売業販売額が微増ながらも前年対比増を維持し、底堅く推移している。生産活動は、一部に弱さはみられるが持ち直し基調となっている。住宅投資と観光施設入込客数は持ち直し、公共投資も上向いている。雇用は引き締め傾向で推移している。金融機関貸出残高は増加基調が継続しており、企業倒産件数も落ち着いている。
- ◆ 今後3か月程度の見通しについては、個人消費は引き続き底堅く推移していくものとみられる。生産活動は、四国地域全体の生産活動が弱含みに転じていることなどから今後の動向を注視する必要がある。観光施設入込客数は、2月から始まった県の自然体験型観光キャンペーン効果も期待され、持ち直し基調が続くとみられる。

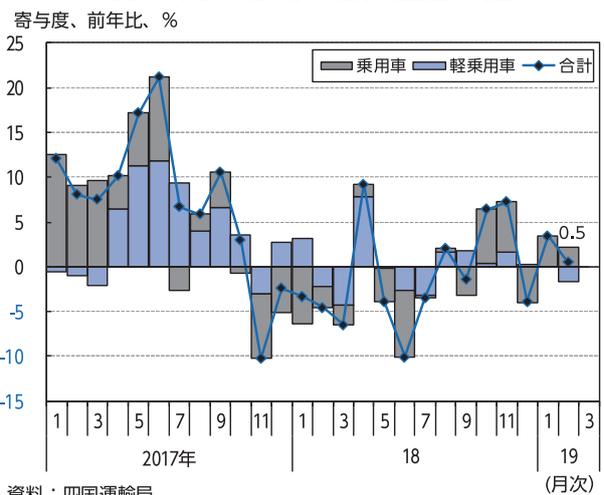
項目	判断	主な判断理由
個人消費	底堅い	2月の小売業販売額は、前年比0.7%増と微増ながらも前年対比増を維持し、底堅く推移している。弁当やデザートなどが伸びたコンビニエンスストアなどが、青果などの値下がりでも前年割れが続く百貨店・スーパーの分をカバーした。2月の乗用車・軽乗用車の登録・届出台数は、前年比0.5%増と2か月連続増となった。
住宅投資	持ち直し	2月の新設住宅着工戸数（持家、貸家、分譲の合計）は、特に持家と分譲の着工が大きく増加したことなどから、前年比77.2%増となった。
公共投資	上向き	2月の公共投資請負金額は、前年比8.2%減であったが、県からの発注が増加したことなどで前月（同14.6%減）よりマイナス幅が縮小した。
生産活動	持ち直し (一部に弱さがみられる)	1月の鉱工業生産指数（季節調整値）は、機械工業が減少したことなどで、101.5（前月比6.8%減）となった。3か月後方移動平均値では持ち直し基調となっている。
観光	持ち直し	2月の観光施設入込客数は、前年比15.1%増と5か月連続増となった。観光施設別では、「牧野植物園」や「のいち動物公園」が好調だった。

項目	判断	主な判断理由
雇用情勢	改善	2月の有効求人倍率（季節調整値）は1.26倍、新規求人倍率（同）も1.95倍と、引き締まり傾向で推移している。
物価	上昇	2月の消費者物価指数（高知市、生鮮食品を除く総合）は101.3（前年比0.8%増）と、電気代の値上げなどで3か月連続増となった。
貸出残高	増加	2月の金融機関貸出残高は前年比1.5%増と増加基調が続いており、堅調な推移となっている。
企業倒産	低水準	2月の企業倒産件数は2件（前年同月より3件減）、負債総額は150百万円（前年比85.7%減）と、件数・負債総額ともに2か月連続で減少しており、落ち着いた動きとなっている。

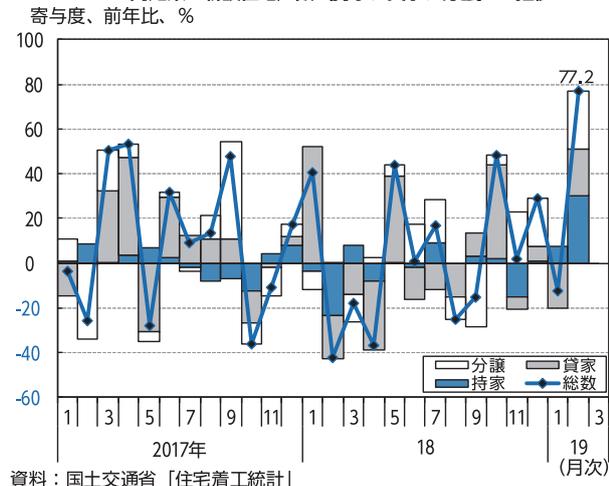
高知県 小売業販売額の推移



高知県 乗用車・軽乗用車の登録・届出台数の推移



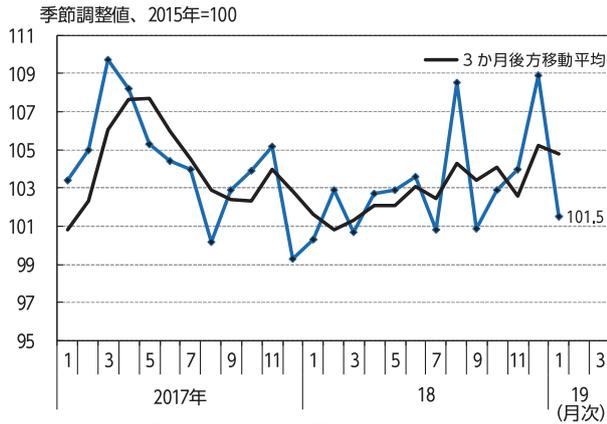
高知県 新設住宅戸数（持家、貸家、分譲）の推移



高知県 公共投資請負額の推移



高知県 鉱工業生産指数の推移



注：2019年1月より、基準年が変更（2010→2015年）となり、これまでの数値も溯及改定されている。

資料：高知県統計課

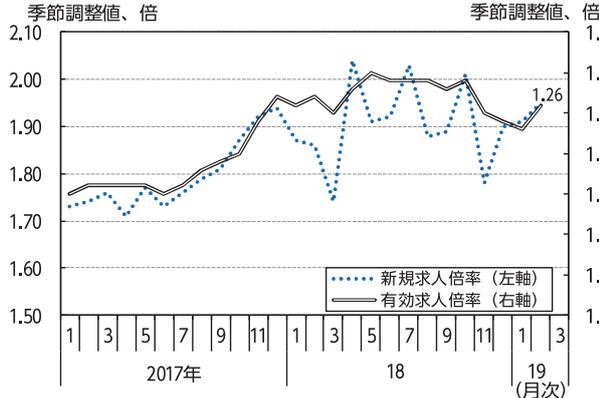
高知県 主要観光施設入込客数の推移（除く桂浜公園駐車場台数）



注：エリア分類は下記の通り。
 東部：室戸市、北川村、安芸市
 中部：香南市、香美市、南国市、大豊町、本山市、高知市、いの町、日高村、佐川町、越知町
 西部：梶原町、中土佐町、四万十町、黒潮町、四万十市、土佐清水市、大月町、仁淀川町

資料：高知県観光振興部

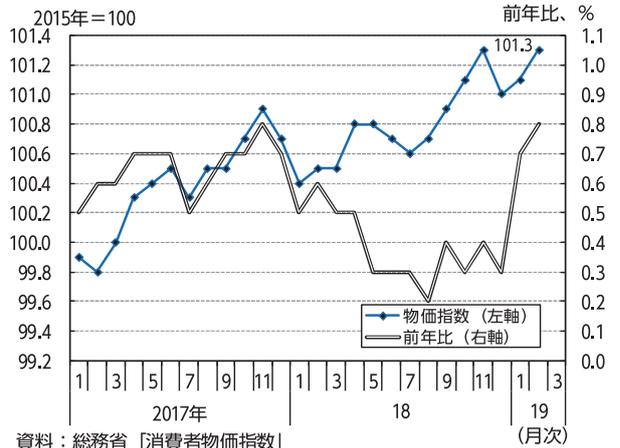
高知県 雇用情勢の推移



注：各年1月に季節調整値が溯及改定されるため以前の数値とは一致しない。

資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」

高知市消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）



資料：総務省「消費者物価指数」

高知県 金融機関貸出残高の推移（国内銀行、信金・信組）



資料：日本銀行高知支店

高知県 企業倒産件数と負債総額の推移

単位：件、百万円

年	月	件数	負債総額		年	月	件数	負債総額	
			前年比 (%)					前年比 (%)	
2018	1	4	2,256	-47.1	2019	1	0	0	-100.0
	2	5	1,051	3.9		2	2	150	-85.7
	3	2	462	208.4		3			
	4	1	10	-47.9		4			
	5	1	10	-32.8		5			
	6	3	160	-23.4		6			
	7	4	188	-46.9		7			
	8	3	169	-85.9		8			
	9	3	148	168.7		9			
	10	4	689	566.7		10			
	11	3	65	-94.4		11			
	12	5	4,778	289.0		12			

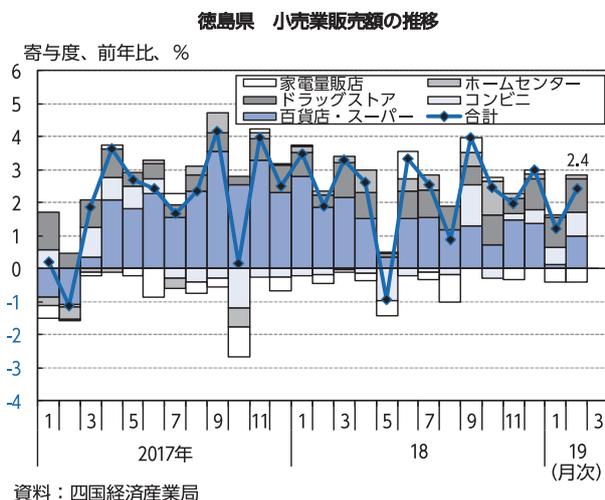
資料：東京商工リサーチ



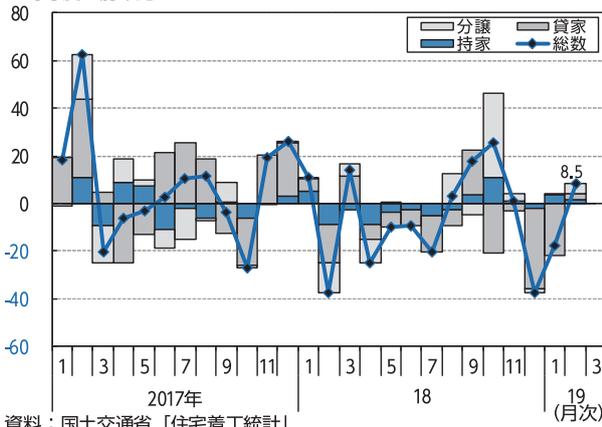
概要 (2019年2月分)

緩やかに回復しつつある

項目	判断	主な判断理由
個人消費	持ち直し	2月の小売業販売額は、新規出店の影響で百貨店・スーパーの販売額が増加したことなどから、前年比2.4%増と9か月連続増となった。2月の乗用車・軽乗用車の新規登録・届出台数は、乗用車の登録台数は減少したが、軽乗用車が増加したことで、前年比1.2%増と7か月連続増となった。
住宅投資	弱含み	2月の新設住宅着工数（持家、貸家、分譲の合計）は、持家、貸家、分譲全ての項目が勢いに欠ける展開となり、全体では前年比8.5%増の微増にとどまった。
公共投資	弱い動き	2月の公共投資請負金額は、国からの請負金額が前年割れとなったことなどから、前年比27.7%減と2か月連続減となった。
生産活動	回復	1月の鉱工業生産指数（季節調整値）は126.7と、化学工業が大きく上昇していることなどから、堅調な推移となっている。
雇用情勢	改善	2月の有効求人倍率（季節調整値）は1.55倍と、引き締まり傾向で推移している。
貸出残高	増加	2月の金融機関貸出残高は前年比2.8%増と、伸びに鈍化はみられるものの、増加基調は維持している。
企業倒産	低水準	直近2か月の企業倒産件数、負債総額は、ともに前年を上回っているが、2018年は両者とも前年を下回っている（1件減少、負債総額は前年比22.4%減）ことなどから、落ち着いた動きとなっている。



徳島県 新設住宅戸数（持家、貸家、分譲）の推移
寄与度、前年比、%



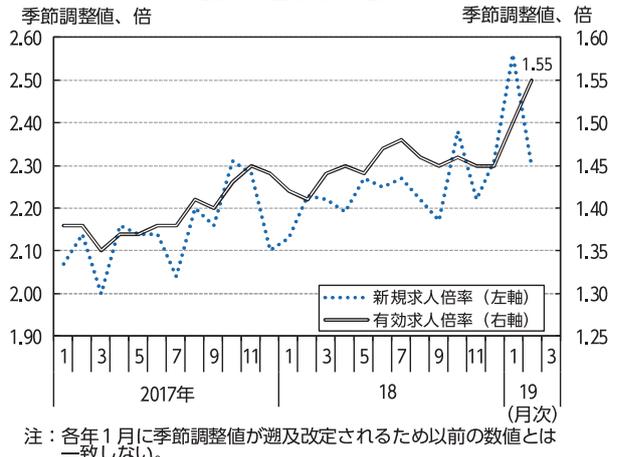
徳島県 公共工事請負金額の推移



徳島県 鉱工業生産指数の推移



徳島県 雇用情勢の推移



徳島県 金融機関貸出残高の推移（国内銀行、その他）



徳島県 企業倒産件数と負債総額の推移

単位：件、百万円

年 月	件数	負債総額		年 月	件数	負債総額			
		前年比 (%)				前年比 (%)			
2018	1	3	636	583.9	2019	1	5	559	-12.1
	2	1	35	-69.6		2	3	1,046	2888.6
	3	7	1,750	54.9		3			
	4	5	149	272.5		4			
	5	2	173	-81.7		5			
	6	1	65	-51.9		6			
	7	2	255	155.0		7			
	8	1	100	-85.0		8			
	9	1	15	-98.5		9			
	10	4	1,161	151.8		10			
	11	2	70	-83.7		11			
	12	4	82	-87.4		12			

資料：東京商工リサーチ

百貨店・スーパー販売状況

(単位：億円、%)

	高知			徳島			香川			愛媛			四国			全国		
	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店	前年比		既存店
'2007年	793.9	101.2	98.4	769.5	100.3	98.4	1,724.2	100.3	96.1	2,196.5	99.6	97.8	5,484.1	100.2	97.4	211,988	100.3	99.0
'08年	780.1	98.3	97.9	723.7	94.0	96.4	1,701.3	98.7	94.5	2,165.1	98.6	95.2	5,370.2	97.9	95.5	209,511	98.8	97.5
'09年	740.7	95.0	95.0	663.6	91.7	97.5	1,663.9	97.8	92.1	2,033.2	93.9	93.0	5,101.5	95.0	93.6	197,758	94.4	93.0
'10年	721.4	97.4	96.5	643.1	96.9	96.1	1,605.6	96.5	95.8	2,003.3	97.8	94.7	4,973.5	97.2	95.5	195,791	97.9	97.4
'11年	721.8	101.1	99.2	646.9	100.6	X	1,579.5	98.4	97.3	2,041.9	101.3	99.4	4,990.1	100.1	98.6	195,933	99.1	98.2
'12年	731.9	101.4	X	674.9	104.3	X	1,549.6	98.1	98.0	2,046.3	100.2	99.8	5,002.7	100.3	98.8	195,916	100.0	99.2
'13年	729.5	99.7	99.7	683.9	101.3	101.1	1,605.9	98.6	99.3	2,062.1	99.5	97.7	5,081.3	99.5	98.9	197,774	100.6	99.6
'14年	723.6	99.2	99.2	727.5	106.4	99.2	1,607.9	95.8	101.7	2,108.1	101.1	98.1	5,167.1	99.8	99.5	201,946	101.7	100.9
'15年	719.6	99.5	99.5	747.9	102.8	100.1	1,553.5	99.6	101.0	2,095.7	100.0	99.5	5,116.3	100.2	100.0	200,487	101.3	100.4
'16年	715.2	99.4	99.4	747.3	99.9	97.1	1,524.5	101.0	100.3	2,100.8	100.7	99.1	5,088.0	100.5	99.2	195,948	99.6	99.1
'17年	705.8	98.7	98.7	781.5	104.6	97.2	1,502.4	98.5	98.8	2,086.9	99.3	99.5	5,076.6	99.8	98.8	196,030	100.0	100.0
18年 2月	51.7	102.5	102.5	58.0	104.9	95.3	109.9	100.5	99.7	147.2	99.5	99.7	366.8	101.1	99.4	14,565	100.5	100.6
3	58.8	101.6	101.6	66.2	105.7	96.6	122.9	100.4	98.9	171.2	98.9	99.1	419.1	100.7	99.0	16,345	100.2	100.1
4	54.7	98.8	98.8	63.9	104.1	100.8	120.1	101.6	98.7	163.7	99.0	99.1	402.3	100.5	99.2	15,562	99.9	99.2
5	57.0	96.9	96.2	64.7	100.9	97.7	123.7	99.9	96.4	164.6	97.1	97.2	410.0	98.5	96.9	15,664	98.6	98.0
6	56.1	100.2	98.0	65.6	104.0	100.8	120.9	103.7	100.3	164.0	100.8	101.0	406.7	102.1	100.3	16,030	102.1	101.5
7	61.2	100.0	98.0	69.5	104.4	100.4	134.7	101.6	98.5	184.9	99.8	100.0	450.4	101.1	99.3	17,002	99.0	98.4
8	59.5	100.1	98.9	68.5	103.2	99.2	127.5	100.9	97.5	171.9	100.4	101.9	427.5	101.1	99.7	15,750	100.6	99.9
9	54.7	102.5	100.3	64.4	103.4	100.7	118.0	101.3	97.9	157.9	101.8	103.0	394.9	102.0	100.7	15,136	101.1	100.4
10	58.9	101.1	99.0	67.6	101.9	99.2	125.0	100.2	97.8	175.2	100.5	101.9	426.6	100.7	99.8	15,862	99.8	99.2
11	57.2	101.1	99.0	69.6	103.7	97.0	124.7	100.0	97.1	170.3	97.7	98.4	421.8	99.8	97.9	16,423	98.3	97.8
12	77.9	98.7	96.8	84.9	103.3	98.4	160.1	99.9	96.2	220.7	97.9	98.7	543.6	99.4	97.6	20,825	99.5	99.0
19年 1月	59.4	98.8	96.8	68.6	100.3	95.6	125.8	98.6	94.8	174.1	97.2	97.6	427.9	98.3	96.3	16,322	97.0	96.7
2	50.7	98.2	95.9	59.5	102.5	97.9	110.3	100.3	96.1	144.8	98.4	98.5	365.2	99.6	97.3	14,345	98.5	98.2

注) X は個別データ秘匿のため公表できない箇所。

(資料) 四国経済産業局

乗用車新車登録・届出台数(軽乗用車含む)

(単位：台、%)

	高知		徳島		香川		愛媛		四国		全国	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
'2007年	25,122	94.0	28,601	92.6	37,762	92.8	43,443	92.9	134,928	93.0	4,400,221	94.8
'08年	24,034	95.7	26,928	94.2	35,937	95.2	41,939	96.5	128,838	95.5	4,227,094	96.1
'09年	24,781	103.1	27,670	102.8	36,633	101.9	41,624	99.2	130,708	101.5	3,923,714	92.8
'10年	27,352	110.4	29,598	107.0	39,217	107.1	44,250	106.3	140,417	107.4	4,212,201	107.4
'11年	21,153	77.3	23,296	78.7	31,229	79.6	35,104	79.3	110,782	78.9	3,542,770	83.7
'12年	28,851	136.4	30,936	132.8	42,169	135.0	47,094	134.2	149,050	134.5	4,572,313	129.7
'13年	27,925	96.8	28,847	93.2	40,672	96.4	45,299	96.2	145,248	97.4	4,562,184	99.8
'14年	29,564	102.5	30,621	99.0	44,081	104.5	50,639	107.5	152,205	104.8	4,669,463	103.0
'15年	25,794	87.2	26,206	85.6	37,515	85.1	41,713	82.4	131,228	86.2	4,215,798	90.3
'16年	23,930	92.8	25,578	97.6	36,111	96.3	41,610	99.8	127,409	97.1	4,146,404	98.4
'17年	25,878	108.1	26,777	104.7	38,502	106.6	44,474	106.9	135,631	106.5	4,386,314	105.8
18年 2月	2,500	95.5	2,593	97.2	3,850	96.7	4,223	96.7	13,166	96.5	401,799	97.2
3	3,254	93.6	3,490	96.8	4,825	93.4	5,611	93.9	17,180	94.3	562,519	96.4
4	1,948	109.3	2,090	107.7	2,759	107.9	3,248	103.6	10,045	106.7	305,019	102.6
5	1,786	96.2	1,851	99.2	2,698	102.7	3,089	99.1	9,424	99.6	307,714	98.5
6	2,013	90.0	2,092	88.9	3,203	96.2	3,681	93.6	10,989	92.7	375,361	94.7
7	2,017	96.6	2,134	99.7	3,272	105.4	3,763	110.8	11,186	104.3	368,878	103.3
8	1,746	102.0	1,798	103.2	2,597	103.8	3,241	106.8	9,382	104.3	302,336	104.0
9	2,494	98.6	2,483	102.7	3,454	97.7	4,281	105.5	12,712	101.4	404,047	96.7
10	1,932	106.4	2,036	111.6	3,008	104.3	3,661	112.0	10,637	108.6	346,870	111.6
11	1,896	107.2	2,160	113.3	3,022	110.1	3,581	108.3	10,659	109.6	357,305	107.4
12	1,795	96.1	1,957	100.1	2,955	100.2	3,387	103.5	10,094	100.5	319,667	96.8
19年 1月	2,124	103.5	2,277	103.3	3,230	107.0	3,686	100.2	11,317	103.3	342,472	100.9
2	2,512	100.5	2,623	101.2	4,016	104.3	4,129	97.8	13,280	100.9	401,370	99.9

(資料) 四国経済産業局

新設住宅着工戸数

(単位：戸、%)

	高 知		徳 島		香 川		愛 媛		四 国		全 国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
'2007年	3,803	85.3	4,447	85.5	6,764	89.8	9,581	83.7	25,271	88.2	1,060,741	82.2
'08年	4,284	112.6	4,068	91.5	7,647	113.1	10,441	109.0	26,440	104.6	1,968,144	185.5
'09年	2,860	66.8	3,773	92.7	5,871	76.8	6,800	65.1	19,304	73.0	788,410	72.1
'10年	2,680	93.7	3,822	101.3	5,450	92.8	6,517	95.8	18,469	95.7	813,126	103.1
'11年	2,807	104.7	3,375	88.3	5,510	101.1	7,262	111.4	18,954	102.6	834,117	102.6
'12年	2,761	98.4	3,616	107.1	4,976	90.3	7,535	103.8	18,888	99.7	882,797	105.8
'13年	3,612	130.8	4,516	124.9	7,217	145.0	8,613	114.3	23,958	126.8	980,025	111.0
'14年	2,706	98.0	4,023	111.3	5,899	118.5	6,937	92.1	19,565	81.7	892,261	91.0
'15年	2,734	101.0	3,802	94.5	6,412	108.7	6,817	98.3	19,765	101.0	909,302	102.0
'16年	3,098	113.3	4,506	118.5	6,898	107.6	7,278	106.8	21,780	110.2	967,705	106.4
'17年	3,326	107.4	4,859	107.8	7,063	102.4	7,696	105.7	22,944	105.3	964,641	99.7
18年 2月	130	61.3	306	62.4	371	81.7	572	91.7	1,379	77.5	69,071	97.4
3	234	80.7	362	113.8	585	136.0	525	97.2	1,706	108.1	69,616	91.7
4	223	63.5	267	74.8	434	60.9	544	60.9	1,468	63.4	84,226	100.3
5	254	144.3	362	90.3	347	50.5	700	148.0	1,663	95.7	79,539	101.3
6	362	102.3	401	90.1	491	88.9	713	94.4	1,967	93.4	81,275	92.9
7	362	112.4	375	80.0	470	62.4	550	93.5	1,757	82.4	82,615	99.3
8	263	76.9	418	103.2	456	70.3	464	73.8	1,601	79.1	81,860	101.6
9	267	85.3	398	114.4	623	117.5	710	106.0	1,998	107.4	81,903	98.5
10	373	145.7	423	90.6	561	93.2	659	104.4	2,016	103.1	83,330	100.3
11	283	104.4	385	101.0	780	133.8	672	101.7	2,120	111.8	84,213	99.4
12	305	111.3	311	62.7	363	74.2	596	88.4	1,575	81.5	78,364	102.1
19年 1月	204	87.9	257	78.6	368	85.2	542	114.6	1,371	93.6	67,087	101.1
2	229	176.2	332	108.5	520	140.2	649	113.5	1,730	125.5	71,966	104.2

(資料) 四国経済産業局

公共工事保証請負高

4 県 (単位：百万円、%) 四国、全国 (単位：億円、%)

	高 知		徳 島		香 川		愛 媛		四 国		全 国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
'2007年	112,023	93.4	121,202	80.1	70,142	91.7	146,514	89.2	4,499	87.9	119,268	98.7
'08年	107,563	96.0	99,038	81.7	75,551	107.7	126,319	86.2	4,085	90.8	115,901	97.2
'09年	143,805	133.7	113,997	115.1	80,016	105.9	147,648	116.9	4,855	118.8	127,121	109.7
'10年	127,609	88.7	105,539	92.6	82,114	102.6	135,186	91.6	4,505	92.8	113,626	89.4
'11年	115,665	90.6	107,315	101.7	79,909	97.3	125,597	92.9	4,285	95.1	109,755	96.6
'12年	131,847	114.0	119,723	111.6	98,111	122.8	140,285	111.7	4,900	114.3	125,423	114.3
'13年	152,659	115.8	139,184	116.3	101,092	103.0	162,638	115.9	5,556	129.7	141,492	128.9
'14年	152,652	100.0	129,687	93.2	99,849	98.8	155,401	95.6	5,376	96.8	147,942	104.6
'15年	150,377	98.5	120,025	92.5	104,308	104.5	166,209	107.0	5,408	100.6	139,365	94.2
'16年	159,429	106.0	121,547	101.3	113,963	109.3	153,254	92.2	5,482	101.4	142,743	102.4
'17年	152,972	95.9	117,801	96.9	120,870	106.1	136,465	89.0	5,281	96.3	143,691	100.7
18年 2月	17,916	196.6	7,954	150.7	3,822	33.6	7,869	64.8	376	99.1	6,139	79.8
3	16,959	76.7	12,944	81.8	12,001	56.8	16,962	118.7	589	80.3	12,697	85.5
4	16,120	129.4	15,435	107.7	11,679	192.2	11,618	132.7	549	131.8	21,777	105.5
5	6,697	53.4	6,337	86.1	11,606	207.4	10,336	98.7	350	97.3	12,857	103.5
6	12,681	121.2	9,193	79.8	8,111	95.3	11,930	128.6	419	105.4	14,339	94.4
7	12,284	76.5	11,007	129.5	11,045	57.6	10,289	77.9	446	78.4	12,520	97.1
8	12,662	81.8	14,270	160.8	7,841	73.7	12,351	94.8	471	98.1	11,241	97.8
9	12,163	69.8	15,043	83.5	9,741	80.4	14,313	66.3	513	74.1	12,186	92.4
10	15,546	125.7	10,851	98.6	6,277	63.1	11,609	128.9	443	104.7	12,823	109.5
11	8,984	89.0	7,393	114.5	6,433	109.6	11,115	123.5	339	108.0	8,189	94.9
12	16,482	205.2	9,535	146.8	2,849	44.4	12,960	165.6	418	145.4	8,340	104.6
19年 1月	6,852	85.4	3,826	45.5	4,860	179.6	8,084	143.2	236	95.3	5,853	95.9
2	16,454	91.8	5,753	72.3	3,047	79.7	13,218	168.0	385	102.4	7,390	120.4

(資料) 西日本建設業保証(株)、四国経済産業局

企業倒産

4 県 (単位：百万円、%) 四国、全国 (単位：億円、%)

	高 知			徳 島			香 川			愛 媛			四 国			全 国		
	件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額		件数	負債総額	
		前年比			前年比			前年比			前年比			前年比			前年比	
'2007年	87	25,552	54.7	69	27,357	101.0	92	22,836	78.3	132	138,384	470.4	380	2,141	161.7	14,091	57,279	104.1
'08年	78	19,954	78.1	73	14,648	53.5	116	36,387	159.3	144	44,884	32.4	411	1,159	54.1	15,646	122,920	214.6
'09年	77	20,362	101.8	60	15,242	104.1	144	205,782	565.5	130	53,060	118.3	411	2,944	254.0	15,480	69,301	56.4
'10年	50	7,243	35.6	56	9,582	62.9	75	20,541	1.0	132	29,977	56.5	313	673	22.8	13,321	71,608	103.3
'11年	52	9,228	127.4	46	7,811	81.5	77	19,875	96.8	90	28,380	94.7	265	652	96.8	12,734	35,929	50.2
'12年	50	6,337	68.7	61	11,648	149.1	70	16,481	82.9	92	28,578	100.7	273	630	96.6	12,124	38,346	106.7
'13年	50	10,781	170.1	33	6,683	57.4	50	9,272	56.3	59	12,378	43.3	192	391	62.0	10,855	27,823	72.6
'14年	45	6,788	107.1	42	4,797	41.2	45	9,909	60.1	67	28,738	100.6	199	502	71.6	9,731	18,741	67.4
'15年	36	8,432	124.2	45	11,109	231.6	51	7,203	72.7	48	9,732	33.9	180	364	72.5	8,812	21,124	112.7
'16年	31	4,920	58.3	32	4,972	44.8	40	6,729	93.4	43	16,247	167	146	329	90.3	8,446	20,063	95.0
'17年	29	5,565	113.1	34	5,789	116.4	36	6,346	94.3	40	11,449	70.5	139	291	88.6	8,405	31,676	157.9
18年 2月	5	1,051	1,313.8	1	35	30.4	6	1,687	158.6	2	160	68.4	14	29	196.5	617	900	77.7
3	2	462	14.7	7	1,750	154.9	3	2,002	513.3	6	311	128.5	18	45	92.2	789	1,327	79.5
4	1	10	2.4	5	149	372.5	7	2,099	9,126.1	3	200	32.2	16	25	223.9	650	955	91.7
5	1	10	6.0	2	173	18.3	4	478	142.7	4	745	12.4	11	14	18.8	767	1,044	97.6
6	3	160	36.0	1	65	48.1	5	331	18.4	5	1,173	216.8	14	17	59.3	690	2,195	13.8
7	4	188	144.6	2	255	255.0	6	3,191	208.2	3	420	62.2	15	41	166.3	702	1,127	102.6
8	3	169	194.3	1	100	15.0	2	97	61.4	4	259	370.0	10	63	63.6	694	1,213	131.3
9	3	148	27.8	1	15	1.5	5	281	384.9	4	1,666	680.0	13	21	112.8	621	1,842	159.1
10	4	689	861.3	4	1,161	251.8	5	947	457.5	4	231	62.1	17	30	270.4	730	1,176	122.7
11	3	65	122.6	2	70	16.3	4	180	62.9	4	447	745.0	13	8	91.8	718	1,213	83.3
12	5	4,778	1,228.3	4	82	12.6	1	150	41.7	3	2,588	111.6	13	76	204.2	622	818	20.6
19年 1月	0	0	-	5	559	87.9	3	168	10.3	4	219	331.8	12	9	20.6	666	1,684	161.1
2	2	150	14.3	3	1,046	2,988.6	4	510	30.2	3	120	75.0	12	18	62.3	589	1,955	217.3

(資料) 東京商工リサーチ、四国経済産業局

春闘、ベア前年割れ相次ぐ

春闘は、3月13日に大手企業の集中回答日を迎えた。基本給を底上げするベースアップ（ベア）は、前年水準を割り込む企業が相次ぎ、賃金上昇を起点とした消費拡大に歯止めがかかるおそれが出てきた。中国経済の悪化など足元の不透明感が漂う電機業界は、統一交渉にあたった12社が、労組の月3,000円の要求に対し、1,000円（前年比－500円）のベア回答を提示している。

(3月14日)

公示地価、4年連続上昇 ピークの4割まで回復

国土交通省が3月19日発表した2019年1月1日時点の公示地価は、商業・工業・住宅の全用途（全国）で1.2%のプラスと4年連続で上昇した。1991年のピーク時から4割程度まで戻した。地方圏は2年連続の上昇で、住宅地は27年ぶりにプラスに転じた。低金利環境が不動産投資や個人の住宅取得を下支えする一方、過熱気味な都心の一部は伸び率が鈍化している。

(3月20日)

米、景気警戒に転換 FRB 利上げ 今年見送り

米連邦準備理事会(FRB)は3月20日の米連邦公開市場委員会(FOMC)で、2019年中の利上げ回数を、2018年12月時点で示した2回から0回に引き下げたうえ、9月末で資産縮小も停止する方針を示した。中国の実質成長率鈍化やドイツの実質ゼロ成長など海外経済の減速が背景にある。足元の米国経済も、徐々に鈍化の兆候が顕れていることから、市場では年内の利下げを35%の確率で織り込むなど、早くも利下げ観測が浮上している。

(3月22日)

2019年度予算成立 過去最大の101兆円 社会保障・防衛費膨らむ

一般会計総額が過去最大の101兆4,571億円と、初の100兆円規模となった2019年度予算は、3月27日の参院本会議で、自民、公明両党などの賛成多数で可決、成立した。

医療や年金などの社会保障費は高齢化に伴い、34兆円に膨らんだ。また、防衛費も7年連続増の5兆2,574億円と過去最大となった。

(3月27日)

5G、国内4社で1.6兆円投資

次世代の高速通信規格「5G」が日本国内においても2020年春に始動する。NTTドコモなど国内通信4社は4月10日、総務省から電波の割り当てを受け、基地局の設置などで、2024年度までに合計で1兆6千億円を投資する。

5Gの通信速度は4Gの最大100倍になり、情報伝達の遅れは従来の10分の1に低減する。5Gが普及すると、自動化技術が進展し、自動運転の実用化、建設機械の遠隔操作、遠隔医療など幅広い産業分野での応用が期待される。

(4月11日)

英、EU 離脱10月末まで再延期

欧州連合(EU)は4月10日に開いた臨時首脳会議で、英国のEU離脱期限を10月31日まで再延期することを決めた。「合意なき離脱」の回避を最優先したEUが譲歩し、英国にさらに6か月間の猶予を与えた。仕切り直しとなったものの、今後も英議会の動向が懸念材料になる。離脱協定案は英与党の強硬離脱派の反発で、すでに3度否決されている。議論の進展がないまま得た半年の猶予。「合意なき離脱」は今後も最大のリスクとしてくすぶり続ける。

(4月12日)

今からはじめる、
未来ひろがる。

学び応援債 ~未来への絆~

「学び応援債 ~未来への絆~」は、当行が受取る
私募債発行手数料の一部で、図書やスポーツ用品などを
購入し、教育機関に寄贈いたします。

お客さまは、私募債発行を通じて、間接的に
地域の未来を担う「こどもたち」をサポートすることで、
こどもたちの健やかな成長を応援し、地域社会の発展に
貢献することができます。

《仕組み》



寄贈対象先は、お客さまのご希望をうかがい、当行が決定いたします。
※お客さまのご希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

3つのメリット

メリット 1

長期安定資金の
確保

メリット 2

資金調達の
多様化

メリット 3

IR効果



四国銀行

詳しくは営業店担当者まで
ご相談ください。

地域とともに歩む、皆様のしぎんグループ



四国銀行

ファイナンスリース業

四銀総合リース株式会社

TEL 088-884-5171

住宅ローン・個人ローンの債務保証業務

四国保証サービス株式会社

TEL 088-885-5300

コンピュータシステムの開発業務

四銀コンピューターサービス株式会社

TEL 088-862-0520

四国銀行各代理店の運營業務

四銀代理店株式会社

TEL 088-871-2251

産業・経済の調査、投資事業組合財産の管理・運営

株式会社 四銀地域経済研究所

TEL 088-883-1152



経営情報

5

2019
No.168

編集・発行

株式会社四銀地域経済研究所

〒780-0823 高知市菜園場町1-21 四国総合ビル3階
TEL (088) 883-1152 FAX (088) 883-1156